

Environment Research and Technology Development Fund

環境研究総合推進費 終了研究成果報告書

「世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究」

(1-1901)

令和元年度～令和3年度

Study on the Global Pact for the Environment and Appropriate International and Domestic Norms to Effectively Enhance Environmental Protection

〈研究代表機関〉

早稲田大学

〈研究分担機関〉

大阪大学

上智大学

名古屋大学

東京大学

明治学院大学

北海道大学

〈研究協力機関〉

京都大学

国立環境研究所

福岡大学

○図表番号の付番方法について

「Ⅰ．成果の概要」の図表番号は「0．通し番号」としております。なお、「Ⅱ．成果の詳細」にて使用した図表を転用する場合には、転用元と同じ番号を付番しております。

「Ⅱ．成果の詳細」の図表番号は「サブテーマ番号．通し番号」としております。なお、異なるサブテーマから図表を転用する場合は、転用元と同じ図表番号としております。

令和4年5月

目次

I. 成果の概要	・・・・・・・・・・	1
1. はじめに（研究背景等）		
2. 研究開発目的		
3. 研究目標		
4. 研究開発内容		
5. 研究成果		
5-1. 成果の概要		
5-2. 環境政策等への貢献		
5-3. 研究目標の達成状況		
6. 研究成果の発表状況		
6-1. 査読付き論文		
6-2. 知的財産権		
6-3. その他発表件数		
7. 国際共同研究等の状況		
8. 研究者略歴		
II. 成果の詳細		
II-1 研究統括、及び主要国の国内法等における汚染者負担原則と環境損害	・・・・	13
(早稲田大学)		
要旨		
1. 研究開発目的		
2. 研究目標		
3. 研究開発内容		
4. 結果及び考察		
5. 研究目標の達成状況		
6. 引用文献		
II-2 主要国の国内法における環境権と参加原則	・・・・	19
(大阪大学)		
要旨		
1. 研究開発目的		
2. 研究目標		
3. 研究開発内容		
4. 結果及び考察		
5. 研究目標の達成状況		
6. 引用文献		
II-3 主要国の国内法における事前配慮原則	・・・・	21
(上智大学)		

要旨

1. 研究開発目的
2. 研究目標
3. 研究開発内容
4. 結果及び考察
5. 研究目標の達成状況
6. 引用文献

II-4 主要国の国内法における予防原則・・・23

(名古屋大学)

要旨

1. 研究開発目的
2. 研究目標
3. 研究開発内容
4. 結果及び考察
5. 研究目標の達成状況
6. 引用文献

II-5 国際法グループ統括：国際法における環境権と持続可能な発展原則・・・34

(東京大学)

要旨

1. 研究開発目的
2. 研究目標
3. 研究開発内容
4. 結果及び考察
5. 研究目標の達成状況
6. 引用文献

II-6 国際法における汚染者負担原則と共通に有しているが差異のある責任原則・・・39

(明治学院大学)

要旨

1. 研究開発目的
2. 研究目標
3. 研究開発内容
4. 結果及び考察
5. 研究目標の達成状況
6. 引用文献

II-7 国際法における未然防止原則と予防原則・・・42

(北海道大学)

要旨

1. 研究開発目的

- 2. 研究目標
- 3. 研究開発内容
- 4. 結果及び考察
- 5. 研究目標の達成状況
- 6. 引用文献

III. 研究成果の発表状況の詳細 47

IV. 英文Abstract 64

I. 成果の概要

課題名 (1-1901) 「世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究」

課題代表者名 大塚 直 (早稲田大学 法学部 教授)

重点課題 主：【重点課題①】持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示
副：【重点課題②】持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革

行政要請研究テーマ (行政ニーズ) (1-1) 新たな国際的環境規範のあり方等に関する研究

研究実施期間 令和元年度～令和3年度

研究経費

101,513千円 (合計額)

(各年度の内訳：令和元年度：34,128千円、令和2年度34,128千円、令和3年度：33,257千円)

※令和3年度：34,128千円から33,257千円に契約変更有り

研究体制

- (サブテーマ1) 研究統括、及び主要国の国内法等における汚染者負担原則と環境損害
(早稲田大学)
- (サブテーマ2) 主要国の国内法における環境権と参加原則
(大阪大学)
- (サブテーマ3) 主要国の国内法における事前配慮原則
(上智大学)
- (サブテーマ4) 主要国の国内法における予防原則
(名古屋大学)
- (サブテーマ5) 国際法グループ統括：国際法における環境権と持続可能な発展原則
(東京大学)
- (サブテーマ6) 国際法における汚染者負担原則と共通に有しているが差異のある責任原則
(明治学院大学)
- (サブテーマ7) 国際法における未然防止原則と予防原則
(北海道大学)

研究協力機関

京都大学、国立環境研究所、福岡大学

本研究のキーワード 世界環境憲章、環境権、汚染者負担原則 (PPP)、未然防止原則、
予防原則、事前配慮原則、共通に有しているが差異のある責任原則 (CBDR)

1. はじめに（研究背景等）

2017年9月の国連総会にあわせてフランスが主催した首脳級会合において、フランス・マクロン大統領が「世界環境憲章」と名付けた環境保護の包括的な国際条約の草案を提示し、それを契機に国連においてその憲章案を基にした検討が開始された。憲章案は、1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）以降の国際環境法の発展を反映し、環境損害の未然防止など確立した国家の一般的義務を定めるとともに、個人の環境権や予防原則など国際法上の規則として（どこまで）国際的に受容されているか意見が分かれるものも盛り込んでいる。憲章案が条約として採択されれば、国際社会における共通の環境規範が確認され、新たな規範の発展に貢献することが期待されるが、現行の国際法にもその条約を履行する日本の環境法にも与える影響は小さくないと考えられた。憲章案に関する検討を行い、憲章案の条約化が日本の国内法にも与える影響をふまえて、新たな国際環境規範をめぐる国際的な議論に積極的に関与することが求められると考えられた。

2. 研究開発目的

本研究は、憲章案をめぐる国際的な議論動向を継続的に把握しつつ、憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位を検討する。そして、主要国の国内法におけるこれらの原則・理念を検討することで、憲章案の合意可能性もふまえた新たな国際的環境規範のあり方等を提示し、日本の環境法政策への影響を明らかにすることを目的とした。それを通じて、日本が、新たな国際的環境規範の合意が日本の国内法にも与える影響を理解した上で、日本がその国際的な議論に積極的に関与していくことに貢献することを目的とした。

本研究は、国際会議における議論において政府に対して一定のインプットは与えたとも考えられる。その後、同草案は「国連環境計画（UNEP）設立50周年を記念する国連環境総会（UNEA）特別セッションの政治宣言」（以下、「政治宣言」という）の採択として終結し、政治宣言は法的拘束力がなく、国際環境法の基本原則に関する規定はわずかなものとなったが、後述のように、わが国の環境立法・行政を前進させる原動力となり得るとの立場から、研究を継続した。

3. 研究目標

全体目標	全体の研究目標は、①憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位及び国内法上の法的地位を明らかにすること、②憲章案の合意可能性も踏まえた新たな国際的環境規範の在り方を提示すること、③新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響を明らかにすることである。
サブテーマ1	研究統括、及び主要国の国内法等における汚染者負担原則と環境損害
サブテーマリーダー /所属機関	大塚 直／早稲田大学
目標	本研究全体についての研究目標を追求するとともに、PPP及び環境損害についてその国内法上の法的地位を明らかにし、（サブテーマ6とともに）世界環境憲章におけるPPP及び環境損害の規定の在り方を提示し、新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響を明らかにする。
サブテーマ2	主要国の国内法における環境権と参加原則
サブテーマリーダー /所属機関	松本和彦／大阪大学
目標	環境権と参加原則について、国内法のみならず外国法の知見も取り入れて、そ

	の内容や相互関係の明確化を図り、とりわけ公法学的見地から環境憲章案の関連規定を評価して日本の環境法政策への影響を明らかにするとともに、主要国における実効性確保の手法を分析し、日本に適した選択肢を示す。
サブテーマ3	主要国の国内法における事前配慮原則
サブテーマリーダー/所属機関	桑原勇進/上智大学
目標	ドイツの事前配慮原則の意義を明らかにし、世界環境憲章に盛り込むべき内容を提示する。
サブテーマ4	主要国の国内法における予防原則
サブテーマリーダー/所属機関	増沢陽子/名古屋大学
目標	予防原則に関わる米国及びEUの法令、判例、学説等を調査・分析し、それぞれの法域における予防原則の意義、環境法規範としての具体化の状況、課題等を明らかにする。そして、憲章に予防原則を盛り込む際に生じる論点と議論の方向性を提示し、また憲章が日本法に与える影響を示す。
サブテーマ5	国際法グループ統括：国際法における環境権と持続可能な発展原則
サブテーマリーダー/所属機関	高村ゆかり/東京大学
目標	国際法グループの検討を統括し、憲章案/政治宣言案の国連交渉を検討し、文書案に盛り込まれうる中核的原則（特に環境権、持続可能な発展）の内容、法的地位などを明確にし、国際環境法の実効性を高め、日本の環境立法・行政を前進させる政治宣言案のオプションを提示する。
サブテーマ6	国際法における汚染者負担原則と共通に有しているが差異のある責任原則
サブテーマリーダー/所属機関	鶴田順/明治学院大学
目標	世界環境憲章案で言及されているPPPとCBDRについて調査・検討し、PPPに関しては国際関係における適用可能性の有無を明らかにする。CBDRについては「共通」と「差異化」の両方の根拠について明らかにする。それにより、サブテーマ1とともに、憲章でこれらの原則を採用する場合の規定のあり方を提示する。また、憲章が日本法に与える影響や受容可能性についても提示する。
サブテーマ7	国際法における未然防止原則と予防原則
サブテーマリーダー/所属機関	児矢野マリ/北海道大学
目標	国際法における未然防止原則とその具体化としてのEIAに関する義務及び予防原則について、1) 国際慣習法、条約、その他の主要な国際文書、国際判例及び学説を分析し、法的地位・性質、内容、適用のあり方、規範上の限界及び課題を整理し、2) 憲章案（特に5、6条）を評価し、主要な論点及び方向性を提示する。3) サブテーマ3、4と連携し、国際環境法の発展動向に照らして日本の環境政策・関連国内法制度を検討し、国内環境法政策の指針を提示する。

4. 研究開発内容

第1のグループ（国内法グループ：サブテーマ1～4）は、憲章案が定める中核的な原則・理念について、日本を含む主要国の国内法における位置づけ、適用、法的地位、課題などを検討する。本研究の準備の段階で、汚染者負担原則、環境権、事前配慮原則、予防原則などを検討が必要な原則・理念として同定している。ここで主要国は、米国、英国、ドイツ、フランス、EU、中国等を対象とする。

第2のグループ（国際法グループ：サブテーマ5～7）は、憲章案に関する国連での議論を把握・整理し、検討が必要な中核的な原則・理念を同定し、それらの原則・理念について、現行の国際法に照らしてその内容と法的地位（諸国間の国際慣習か）などを検討し、憲章案の評価を行う。本研究の準備の段階で、環境権、未然防止原則、予防原則、汚染者負担原則、共通に有しているが差異のある責任原則などを検討が必要な原則・理念として同定している。

いずれも法学研究の方法論をとり、国際文書、国内法等の分析、関連する文献・資料の分析を軸に行うが、適宜ヒアリングなどにより国内外の専門家からの知見の提供により分析結果を検証する。

サブテーマ1は、総括班として、検討が必要な中核的な原則・理念を同定し、他のサブテーマに憲章案に関連する情報を適宜インプットし、研究の進捗を管理し、国内法グループと国際法グループの分析結果を統合し、とりまとめる。サブテーマ5は、それを補佐して、国際法グループの分析結果をとりまとめる。

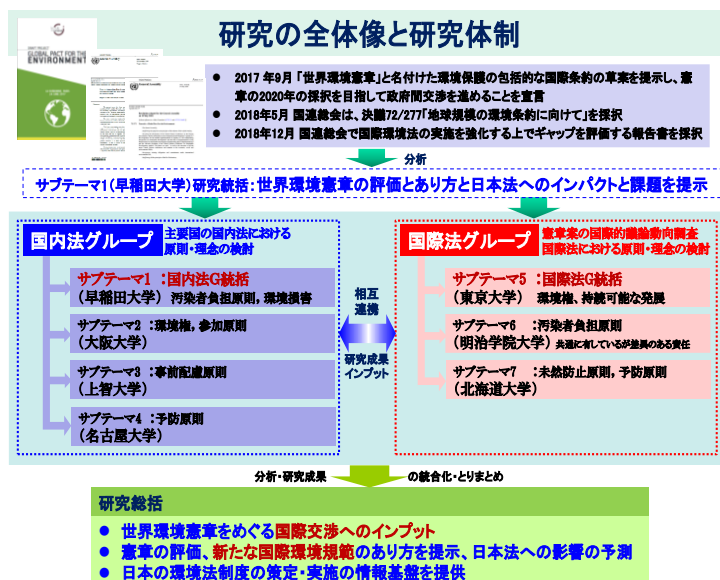


図0-1 研究計画と研究の構成

【これまでに実施した研究内容】

(1) 環境法の基本原則全体に関する研究

サブテーマ1及び5は、世界環境憲章案を踏まえつつ、環境法の基本原則全体に関する研究を行った。

(2) 主要国の国内法等における汚染者負担原則と環境損害に関する研究

サブテーマ1は、研究全体を統括するとともに、汚染者負担原則に関する国内法、EU、OECDなどの検討を進めた。

(3) 環境権を中心とした国内・国際法上の研究

サブテーマ2及び5は、環境権を中心とした国内・国際法上の検討を進めた。

(4) 未然防止原則・予防原則を中心とした国内・国際法上の研究

サブテーマ3,4及び7は、未然防止原則・予防原則を中心とした国内・国際法上の検討を進めた。ちなみに、ドイツの事前配慮原則は、未然防止・予防の双方を含む概念である。

(5) 共通に有しているが差異のある責任原則（CBDR）についての国際法上の研究

サブテーマ6は、共通に有しているが差異のある責任原則（CBDR）について検討した。

5. 研究成果

5-1. 成果の概要

(1) 全体として、政治宣言の意義が検討された。政治宣言は、第1に、多国間環境協定の実施、国際環境法の効果的な実施、UNEPの役割に関する項目が多いこと、第2に、環境法の基本原則については第1項でリオ宣言の全ての原則を再確認するほかは、持続可能な発展に集中していること、一方、手続的環境権に関する規定はおかれていること、第3に、前文で、環境権に関して人権理事会決議48/13に言及するとともに、環境が人権の享受にとって重要であるとする規定を置き、また、将来世代や持続可能な発展についても言及していることをあげることができる。

分析の結果、政治宣言からのわが国への示唆として、第1に、手続的環境権はわが国では導入されおらず、特にその司法アクセスの部分である、環境公益訴訟の導入は、環境基本法改正の際に検討されるべき課題であること、第2に、実体的環境権については、政治宣言の規定は、判例上環境的人格権を認めてきたわが国の考え方にも親和的であり、この点を踏まえつつ同法に規定をおくことが考えられること、第3に、リオ宣言の「全ての原則」が再確認されたことが重視されるべきであり、特に、環境基本法には直接の規定がなく、環境基本計画で（第2次環境基本計画以降）毎回確認されている原則（予防原則、汚染者負担原則を含む）について同法に明文の規定を置くことは規範の安定化のために必須であると考えられることを導き出した。また、世界憲章草案は政治宣言になってしまったが、研究目標にあるように、憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位及び国内法上の法的地位を明らかにすることも研究としては達成した。

(2) サブテーマ1では、汚染者負担原則（PPP）と環境損害について検討された。PPPについても、政治宣言ではリオ宣言の原則の1つとして再確認されたが、PPPの歴史的な分析の結果、「汚染」、「汚染者」、「汚染者の負担の範囲」の概念は、OECD等でいずれも広げられてきた経緯があるし、日本では、古くから負担の範囲を広げてきたことから、これらを踏まえた立法・行政がなされるべきであることを導いた。また、PPPは環境上の未然防止原則、予防原則と結合しうること、わが国におけるPPPの発展の経緯から、PPPがいわゆる最適汚染水準（汚染による損害と汚染防止費用との合計が最小になる汚染水準までしか汚染を防除しないこと）を前提とすべきでないこと、PPPが1972年のOECD理事会勧告以来、環境法の基本原則としてだけでなく、補助金禁止原則としての競争法上の意義があることについても確認しておく必要があることを指摘した。

また、世界環境憲章草案にあった環境損害回復の制度は欧米で一般化しており、わが国でも立法化を検討すべきであるが、その際、損害賠償の構成をとる「民事的アプローチ」よりも、行政の監督の下でのシステムとする「行政的アプローチ」の方が適当であることを指摘した。環境修復には損害賠償訴訟は必ずしも適当でない点、行政による継続的な監督の必要がある点を理由とする。

(3) サブテーマ2では、日本における環境権・参加原則の検討がなされ、以下の結論を得た。日本では環境権が実定法化されていないが、その内容の一部は人格権によって担われており、この実践を踏まえ、環境基本法等の改正によって明文化を図るべきである。参加原則の3つの柱（情報アクセス権、参加権、司法アクセス権）については、国際的な最低基準を充たしていない部分があるが、グッドプラクティスも存在する。段階的に最低基準を充たす改革を進めることで、環境ガバナンスの改善、国際的プレゼンスの向上が可能となる。

(4) サブテーマ3では、国際法の予防原則のもととなったドイツの事前配慮原則について検討した結果、同原則は、危険防除では捉えきれないさまざまな環境問題に対処するための基本的な考え方として、ドイツ連邦政府により提唱され、一部の法律で採用され、憲法上の要請ともされていること、それは、主要にはリスク配慮（予防原則的なもの）と将来利用のための資源配慮から成るが、他にも多くの内容を含み、環境政策・行政において参照価値が高いことが示された。

(5) 予防原則についても、政治宣言ではリオ宣言の原則の1つとして再確認されたが、サブテーマ4で

は、欧米の文献、判例の検討の結果、以下の結論を得た。予防原則については、情報が少ない段階でも早期に環境保全措置を講ずることを可能とするという意義を確保しつつ、行政裁量の過度の拡大等の懸念に 대응するため、その内容と適用方法を明確化することが必要である。予防原則は、科学的知見が存在しない純粹に仮定的なリスクの場合には適用されるべきではなく、一方で、一定の条件を備える場合には強い措置をも正当化するものと整理することができる。また、予防原則の適用に際しては、措置の選択の妥当性を確保するため、一定の手續等を求めることも考えられるが、その場合も過大にならないことを要する。予防原則の適用方法等の具体化を行う際は、分野ごとの違いに対応することも必要である。

(6) サブテーマ5では、環境権に関して、国際的には、人権法の展開をふまえた環境権の検討が進められていることについて分析され、以下の結論を得た。国連人権理事会の「安全で、清浄で、健全で持続可能な環境に対する権利」の承認をはじめとした人権法の下での環境権が展開されており、この点をふまえて日本の環境権・参加原則の検討を行うことが必要である。また、国連人権理事会の「人権及び環境に関する枠組原則」は、環境基準への人権尊重の組み入れ、環境損害に脆弱な者への追加的な保護など、環境保全と人権保護を統合する点が特徴的である。自由権規約など日本も締結する人権条約の下で保障されている人権に基づき、実質的に環境権を保障する見解や判断がなされていることにも留意が必要である。なお、枠組原則8では、環境影響評価は、事業だけでなく政策の環境影響も対象とし、人権への影響を影響評価の対象に明示的に含む点にも留意が必要である。

(7) また、同じくサブテーマ5では、条約の解釈・適用に環境への考慮を統合する持続可能な発展概念の機能についても分析された。持続可能な発展概念は、1990年代以降、国際裁判所による国家間で締結された条約の解釈において、環境保護が適切に考慮されるような役割を果たす法概念として機能しており、展開した最新の環境保護の規範、基準に照らした条約の解釈を正当化する根拠としても援用される。世界環境憲章案のように、各国の政策、活動の計画・実施における環境保護の統合を国際法上の義務と認める見解は多くはないが、持続可能な発展概念の今後の展開に留意が必要である。

(8) サブテーマ6における「共通だが差異のある責任」(CBDR)についての検討結果は以下のようである。CBDRは国際環境法の分野でひろく受容され、国際環境条約の定立と実施を支える基本的な考え方である。今後の国際条約等の規範的文書におけるCBDRの採用のあり方は、パリ協定で採用されたCBDRを参考にして、各国をある特定の時期で固定的に分類することによる差異化ではなく、各国の異なる事情に照らした個別的で可変的な差異化とすべきである。

(9) サブテーマ7では、未然防止原則、予防原則、持続可能な発展原則との関係で、環境影響評価(EIA)について分析した結果、以下の結論を得た。持続可能な発展を推進するための手段として、国内外でEIAが重視され、EIAに関する国際義務は、とくに天然資源・エネルギーの開発と利用に関して発展が著しい。そして条約を含む多くの国際文書は、個別の活動・事業に関するEIAの実施や、EIAの実施確保のため措置をとることを、活動・事業の管轄国に求めている。全ての国に適用される国際慣習法も、国境を越えて重大な環境リスクを伴う活動・事業につき、EIAの実施を管轄国に要求する。しかし、現在の日本の国内法制は、必ずしもこのような国際義務の遵守確保を導くことができるようなものではなく、日本の法制度は包括的に再検討を要する。

(10) やや重複するが、研究目標と研究成果の関係について、①各国の状況(ないし国際的状況)の分析、②憲章案の分析・評価、③わが国等への示唆という3項目から、各サブテーマの概要をまとめておく。

○サブテーマ1(汚染者負担原則、環境損害)では、

① 各国の状況分析

・汚染者負担原則(PPP)について、OECD, EU, ドイツ、アメリカ(、中国)においてどのような内容、位置づけのものと認識されているかを明らかにした(「汚染」、「汚染者」、「汚染者の負担の範囲」の拡大)。また、環境損害に関するEUの状況についても明らかにした

② 憲章案の分析・評価

・憲章案におけるPPPの規定について、OECDの1972年勧告以降の国際的な流れ、日本法との関係で明らかにし、特にリオ宣言との相違と、両者の長短について示した。

③わが国への示唆

・PPPが確立すると一、CO₂の排出が汚染であり、CO₂の排出者が汚染者であることが明らかになること（例えば、石炭火力発電である）、カーボンプライシングの導入の根拠をつくること、拡大生産者責任の承認につながることで、PPPが未然防止・予防原則と結合しうること、PPPが補助金禁止原則として、競争法上の意義があることが再確認されることが挙げられる。

・環境損害概念の導入の際には行政的アプローチ、修復中心主義が適切であることが明らかになった。

○サブテーマ2（国内環境権、手続的環境権）では、

① 各国の状況分析

・環境権の規定は約100カ国の憲法に明文があり、判例を入れると150ヶ国以上で取り上げられている。国連人権理事会の環境権決議も行われている。手続的環境権についても、国際的な共通認識がある。さらに適正な参加を確保するために第三者機関を設置する国も少なくない。

② 憲章案の分析・評価

・「生態学的に健全な環境の中で生活する権利」は人権の一種とされている。国連人権理事会決議からすると、政治宣言になったことはゴールではない。手続的環境権の規定についても分析した。

③ わが国への示唆

・わが国でも、環境権の内容の一部が人格権によって担われている判例を踏まえ、実体的環境権の規定の導入を検討すべきである。

・手続的環境権については、環境団体訴訟など国際的な最低基準を満たすことが必要である。

○サブテーマ3（ドイツ事前配慮原則）では、

① 各国の状況分析

・ドイツの事前配慮原則の内容、危険に対する防止との相違について明らかにした。

② 憲章案の評価・分析

・ドイツの事前配慮原則の近隣原則である、悪化禁止原則、負荷最小化、主張立証責任の緩和ないし転換などについて導入を提案している点を評価・分析した。

③ わが国への示唆

・EUのように（科学的不確実性の有無によって）未然防止原則と予防原則を区分する考え方と異なる、（危険防止、リスク事前配慮、将来配慮の3要素を内容とする）ドイツの事前配慮原則の議論を提示し、この問題に対する別の思考軸を示した。

○サブテーマ4（予防原則）では、

① 各国の状況分析

・アメリカ及びEUの判例、学説を渉猟し詳細に分析した。

・アメリカでは、学説上、リオ宣言のような弱い予防原則が採用されていること、（しかし）一定の場合には（証明責任を転換する）強い予防原則が支持されていること、EUでは、判例上、予防原則に基づく措置の決定において重い手続を要請する傾向があること（「影響評価」手続など）などを導出した。

② 憲章案の分析・評価

・リオ宣言と比較し、「効果的かつ比例的な対策」を要件としていることを指摘した。

③ わが国への示唆

・アメリカについては、弱い予防原則を基本としつつ一定の場合に強い予防原則も認める傾向があることが、わが国においても参考になる。

・EUについては、科学的不確実性のある場合の措置を肯定しつつも、行政裁量を過大にしないための方策の必要性を一定の条件の下で示唆した（「影響評価」手続など）。

○サブテーマ5（国際的環境権、持続可能な発展）では、

① 国際的状況の分析

・環境権に関する、人権及び環境に関する枠組み原則、国連人権理事会決議の内容を明らかにし、人権条約が保証する生命・健康に対する権利の保障を通じて事実上環境権が保証される欧州の訴訟を分析した。手続的環境権に関する条約も分析した。

・持続可能な発展概念が、国際裁判所により、統合原則（環境保護と他の政策とを統合する原則）として機能していることを明らかにした。

② 憲草案の分析・評価

・憲草案が統合原則を義務とすることについて、このような見解は従来国際法学上少ないが、今後の展開が注目されるとするとの評価をした。また、憲草案について、法的拘束力を与える場合と与えない場合の、利点、障壁・留意点を明らかにした。

③ わが国への示唆

・環境保全と人権保護の統合に注目すべきことを指摘した。

○サブテーマ6（CBDR）では、

① 国際的状況の分析

・「共通だが差異ある責任」（CBDR）原則について、1990年の第2回気候会議閣僚宣言以降の地球環境条約におけるこの概念の歴史的経緯を分析した。

② 憲草案の分析・評価

・憲草案を、途上国の特別な状況やニーズについても触れつつ、「各国の状況の多様性」をも重視する規定をおくものとして評価する。

③ 示唆

・先進国・途上国二分論ではなく、締約国の異なる事情に照らした（各国ごと、事項ごとの）可変的な差異化が本来のCBDRであるとの結論を得た。すなわち、パリ協定型のCBDRが本来のCBDRであるとし、その根拠は衡平原則にあると分析する。

○サブテーマ7（未然防止原則、予防原則、EIA）では、

① 国際的状況の分析

・未然防止原則と予防原則に関する国際文書、国際判例、論文等、条約の実施過程を検討し、国際法上の未然防止原則の具体化として、環境影響評価（EIA）の義務が一層重視されていること、またEIAは予防原則を具体化するものとしても位置付けられつつあること、を導き出した。

② 憲草案の分析・評価

・憲草案は、非越境EIAをカバーし、また、戦略的環境アセスメント（SEA）及びEIAの実施を確保するための措置を要求しており、従来の国際文書の規範内容を超えると評価した。

③ わが国への示唆

・国際義務がカバーするEIAの範囲は、1) 対象活動の種類、2) 日本の管轄外地域に関する越境評価、3) 事故のような偶発的事象のときの影響評価に関して、日本の国内法のEIAよりも広いことを指摘した。

・特に、国家管轄外区域の深海底鉱物資源の探査・開発についてのEIAの国内法が未整備であること、より一般的にSEAの導入の必要があることを指摘した。

5-2. 環境政策等への貢献

<行政等が既に活用した成果>

世界環境憲章草案から政治宣言に至るまでの過程で、本研究グループから、環境権に関して国内裁

判例を参照するときは環境人格権的理解に至りうること、CBDRに関するパリ協定の規定を重視した理解が必要なことなどが示されたが、このことを行政が若干でも活用してくださった可能性がある。

<行政等が活用することが見込まれる成果>

政治宣言のわが国に対する示唆として、わが国でも環境法の基本原則に関してリオ宣言のレベルでの導入が必須であること、PPPに関して汚染や汚染者の概念を拡大してきた歴史的経緯があり、この点がCO2などの温室効果ガスを汚染と捉え、その排出者を汚染者と捉える解釈を導くこと、予防原則に関して、行政裁量の過度の拡大等の懸念に 대응するため、その内容と適用方法を明確化することが必要であることや、予防原則は、科学的知見が存在しない純粋に仮定的なリスクの場合には適用されるべきではなく、一方で、一定の条件を備える場合には強い措置をも正当化しうるものと整理することができること、予防原則の適用方法等の具体化を行う際は、分野ごとの違いに対応することが必要であることなど、本研究の成果が、実際にこの概念を用いる際の留意事項として活用される可能性があると思われる。また、環境権に関して、国際的には、人権法の展開をふまえた環境権の検討が進められていることは、環境権に関するわが国における理解に一石を投じるものである。また、条約を含む多くの国際文書が、個別の活動・事業に関するEIAの実施や、EIAの実施確保のため措置をとることを、活動・事業の管轄国に求めていること、全ての国に適用される国際慣習法が、国境を越えて重大な環境リスクを伴う活動・事業につき、EIAの実施を管轄国に要求していること、それに対し、現在の日本の国内法制は、必ずしもこのような国際義務の遵守確保を導くことができるものにはなっていないことは、日本のEIAに関する理解のために必須の論点である。さらに、参加原則の3つの柱（情報アクセス権、参加権、司法アクセス権）については、わが国が国際的な最低基準を充たしていない部分がある点は、日本の環境法を評価する上で避けられない課題となっており、この点を行政に認識していただくことは有益であろう。

5-3. 研究目標の達成状況

本研究全体については、①憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位及び国内法上の法的地位が明らかにされること、②憲章案の合意可能性も踏まえた新たな国際的環境規範の在り方を提示することを達成することはできた。また、③新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響をあきらかにすることもできた。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。なお、UNEA（国連環境総会）では、当初予想された憲章案の採択はなされなかったが、政治宣言についても、わが国に示唆を与えるものであり、その意義を検討することができた。国内外の関係者等と意見交換するために対面の会議は、コロナ禍のためにほとんどできなかったものの、オンライン会議によって代替することができた。特に、国民対話については、オンライン会議の方が多くの聴衆に参加していただくことができたものと思われる。

サブテーマ1のPPPの主要国の国内法上の法的地位に関しては、研究計画に記したように、OECD、EU、ドイツについては明らかにし、また、憲章に汚染者負担原則及び環境損害の規定を盛り込む際に生じる議論の方向性やPPPをわが国の法律に規定する際の留意点について提示することができた。また、環境損害についてもEUの環境損害責任指令の執行状況を分析し、わが国がこの概念を本格的に導入する際の留意点について示すことができた。また、PPPに法的拘束力をもたせる議論についても扱い、国際法上は当面困難であるとの結論を得た。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。

サブテーマ2では、憲章案の環境権と参加原則について、主要国の環境権論と参加・協働論を参照しつつ、その公法的論点にとりわけ留意して、これを抽出し、検討を加えた上で、法的評価を行い、国内における実効的な実施手法のあり方を考察した。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。

サブテーマ3では、事前配慮原則に関する日本、ドイツにおける文献を収集し、議論のありようを明らかにし、世界環境憲章において、予防原則につきどのような内容のものとするべきか、留意すべき点は

何か等について考察し、提言するという当初の研究計画の目標について、概ね達成できた。また、事前配慮原則は、その内容の一部は憲法的位置付けを与えられていること、一部は立法により具体化されていること、さらに、政治指針や立法指針として機能していることも明らかにした。

サブテーマ4においては、予防原則に関わる米国及びEUの法令、判例、学説等の調査・分析を行うことを通じて、世界環境憲章に予防原則を盛り込む際に生じる論点として、予防原則の〈強弱〉（とりわけ〈強い〉予防原則に基づく規制がいかなる場合に認められると解すべきか）、同原則の適用要件としての「科学的不確実性」についての理解のあり方、同原則に基づく措置に関する統制規範との関係、などを取り上げ、それぞれにつき議論の方向性を提示した。これらにより、当初の研究目標を概ね達成することができた。

サブテーマ5では、憲章案/政治宣言案の国連交渉を適時かつ詳細に検討し、環境に関する国際法制度の現状の課題を明確にした。その上で、これらの課題への対応について、法的拘束力ある文書形式＝条約か、法的拘束力のない文書形式＝政治宣言によっていかなる利点と障壁・留意点があるのかを明らかにした。また、その交渉過程の分析を通じて、文書案に盛り込まれうる中核的原則・概念を特定し、交渉過程から見える各原則・概念についての諸国の評価などを他のサブテーマと共有することで、サブテーマ間で連携して研究を進める情報基盤を提供した。このように当初の研究目標を十分に達成することができた。

サブテーマ6では、CBDRの意義の整理、とりわけCBDRにおける「共通」と「差異化」の根拠の整理、CBDRとPPPの関係性の整理、CBDRを国際文書にどのように取り込むべきかについて、当初の研究目標を十分に達成することができた。

サブテーマ7では、研究計画に記載した、未然防止原則と予防原則に関する国際文書、国際判例、報告書、論文等の収集、整理、文献調査、現行条約の実施過程の分析、これらの原則の発展状況とその課題についての検討、憲章案の評価、国際環境法の発展動向に照らした日本の環境政策・関連国内法制度の検討のすべてについて、十分に達成できた。

6. 研究成果の発表状況

6-1. 査読付き論文

<件数>

1件

<主な査読付き論文>

石巻実穂：比較法学54巻1号、1-35（2020）

「原理としての原因者負担原則：世界環境憲章の採択へ向けた国際的動向を踏まえて」

6-2. 知的財産権

特に記載すべき事項はない。

6-3. その他発表件数

査読付き論文に準ずる成果発表	88件
その他誌上発表（査読なし）	3件
口頭発表（学会等）	96件
「国民との科学・技術対話」の実施	48件

マスコミ等への公表・報道等	20件
本研究に関連する受賞	0件

7. 国際共同研究等の状況

コロナ禍のため、国際共同研究はできなかったが、オンラインによる講演・報告は行った。詳細については、後述する。

8. 研究者略歴

研究代表者：太塚 直

東京大学法学部卒業、東京大学法学部助手、学習院大学法学部教授、カリフォルニア大学バークレイ校・ロースクール・客員研究員、早稲田大学法学部・教授、現在、早稲田大学法学部教授・大学院法務研究科（併任）

研究分担者

1) 松本 和彦

大阪大学 法学研究科 公法学専攻 修了大阪大学 法学研究科 公法学専攻 単位取得満期退学、大阪大学助教授、ベルリン・フンボルト大学・客員研究員、大阪大学大学院法学研究科・教授、ベルリン自由大学・客員教授、現在、大阪大学大学院高等司法研究科教授

2) 伊達 規子（大久保規子）

一橋大学 法学研究科博士後期課程 修了、ギーセン大学法学修士、群馬大学社会情報学部（専任講師、助教授）、甲南大学法学部 教授、現在、大阪大学大学院法学研究科教授

3) 桑原 勇進

東京大学大学院法学政治学研究科 修了、東海大学専任講師、東海大学助教授、東海大学教授、現在、上智大学法科大学院教授

4) 増沢 陽子

東京大学文学部・法学部卒業 ミシガン大学ロースクール（LLM）、ジョージワシントン大学ロースクール（LLM in Environmental law）早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程退学、環境庁(省)、鳥取環境大学環境情報学部環境政策学科勤務を経て、現在、名古屋大学大学院環境学研究科准教授

5) 赤渕 芳宏

学習院大学大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程単位取得満期退学、長崎大学環境科学部専任講師、現在、名古屋大学大学院環境学研究科准教授

6) 高村ゆかり

一橋大学大学院法学研究科博士課程単位修得退学、静岡大学助教授、龍谷大学教授、名古屋大学大学院教授、現在、東京大学未来ビジョン研究センター教授

7) 鶴田 順

東京大学 法学政治学研究科 公法専攻 博士課程単位取得満期退学、明治学院大学 法学部 法律学科 准教授、現在、明治学院大学 法学部 グローバル法学科 准教授

8) 児矢野マリ

東京大学法学部（第2類公法コース）卒業、東京大学法学部（第3類政治コース）卒業、英国ケンブリッジ大学LL.M課程修了（LL.M取得）、東京大学法学部助手、（文部省）学位授与機構審査研究部助教授、静岡県立大学国際関係学部専任講師、静岡県立大学国際関係学部助教授、現在、北海道大学大学院法学研究科教授、国際法専攻

- 9) 石巻 実穂（※研究協力者から令和2年度より分担者として参加）
早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士（法学）（早稲田大学）、早稲田大学
法学学術院講師、現在、早稲田大学法学学術院招聘研究員

II. 成果の詳細

II-1 研究統括、及び主要国の国内法等における汚染者負担原則と環境損害

サブテーマリーダー 早稲田大学 法学部 大塚 直
 研究分担者 早稲田大学 法学学術院 石巻実穂（令和2～3年度）※令和元年は研究協力者
 研究協力者 早稲田大学 客員研究員 進藤真人
 朝日大学 法学部 講師 二見絵里子（令和元年度）

【要旨】

本研究全体に関しては、UNEAでは、当初予想された世界環境憲章案の採択はなされなかったが、政治宣言についても、わが国に示唆を与えるものであり、その意義を検討することができた。PPPについて定める世界環境憲章案8条の特徴は、締約国に「法的な義務」を課していること、環境費用の内部化という目的、経済的手法の活用等について定めていないこと、回復費用等を明示的に対象に含めていることである。PPPに関しては、日本においても欧米においても、①「汚染」、②「汚染者」、③「汚染者の負担の範囲」を拡大してきた歴史的経緯があり、わが国でこれを立法化する際にはこの点の配慮が重要となる。また、憲章案は、環境損害について、自然環境自体に対する損害に関して、各国に国内法の要請に従って必要かつ妥当な範囲で、緩和や回復措置をとることを要請しているが（7条）、このような環境損害回復の制度は欧米で一般化しており、わが国でも立法化を検討すべきである。憲章案は政治宣言として終結したが、政治宣言がわが国に与える示唆として、手続的環境権の導入、実体的環境権のわが国の判例を踏まえた形での導入が検討されるべきであることのほか、政治宣言においてリオ宣言の「全ての原則」が再確認されたことが重視されるべきである。

1. 研究開発目的

サブテーマ1は、憲章案をめぐる国際的な議論動向を継続的に把握しつつ、憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位を検討するという本研究全体についての研究目標を追求するとともに、汚染者負担原則と環境損害に関してその内容や国際法上の法的地位を検討する。同時に、主要国の国内法における汚染者負担原則と環境損害を検討することで、新たな国際的環境規範のあり方等を提示し、日本の環境法政策への影響を明らかにすることを目的とする。このことを通じて、汚染者負担原則と環境損害に関する合意が日本の国内法に与える影響を理解した上で、日本がその国際的な議論に積極的に関与していくことに貢献する。

2. 研究目標

本研究全体についての研究目標を追求するとともに、PPP及び環境損害についてその国内法上の法的地位を明らかにし、（サブテーマ6とともに）世界環境憲章におけるPPP及び環境損害の規定の在り方を提示し、新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響を明らかにする。

3. 研究開発内容

世界環境憲章草案は国際環境法の原則に法的拘束力を与えるものを定めることを想定していたが、作業部会、国連総会の決議を経るうちに、法的拘束力のない決議の形式のものとして交渉される可能性が高まり、そのような憲章の採択にどのような意義があるかを検討した。もともと、その後、国際会議における議論の結果、同草案は「国連環境計画設立50周年を記念する国連環境総会（UNEA）特別セッションの政治宣言」（以下、「政治宣言」という）の採択として終結した。政治宣言の特徴は、第1に、法的拘束力がなく、国際環境法の基本原則に関する規定はわずかであること、第2に、環境法の基本原

則よりも、国際環境条約や国際環境法の十分な実施の必要性が重視されていることにある。2015年にフランスから提案された世界環境憲章草案とは大分異なるものとなったが、世界環境憲章草案策定の動きは、国際環境法上の基本原則に関する議論の発展に寄与しており、長い目で見れば、将来、リオ宣言の発展形として結実する可能性もあろう。本研究においては、政治宣言で再確認された国際環境法原則に関する規定等が、世界環境憲章草案とともに、わが国の環境立法・行政を前進させる原動力になり得るとする立場から、環境法の基本原則に関する検討を加えた。

さらに、サブテーマ1では、本研究課題全体の進捗に必要な情報、文献等を収集するとともに、EU、ドイツ、OECDの汚染者負担原則（PPP）について文献調査や国内外の会議等における報告・意見交換によって研究を進めた。PPPについては、1972年のOECDの理事会勧告が著名であり、日本の環境政策でも重視されてきた原則である。世界環境憲章草案のPPPに関する規定（8条）は「締約国は、汚染その他の環境破壊及び劣化の防止、緩和及び修復のための費用が、可能な限り、その原因となる者によって負担されることを確保するものとする」としているが、この規定の意味を、EU、OECD等のPPPに関する歴史的展開を踏まえつつ、分析・評価することにした。また、ドイツおよびアメリカの汚染者負担原則の法的性質についても文献を渉猟し検討した。環境損害については、EUの環境損害責任指令について検討するとともに、生物多様性損害及び原子力災害における環境損害及びについても検討した。

また、主要な環境法原則には必ずしも含まれていない、世代間衡平原則（世界環境憲章草案4条で取り上げられている）についても、その実現の制度的枠組である将来世代機関の在り方について整理を行った。

4. 結果及び考察

(1) 研究統括

サブテーマ1は、まず、政治宣言がわが国に与える示唆として、どのようなものがあるかを考察した。その結果、第1に、手続的環境権はわが国では導入されておらず、特にその司法アクセスの部分である、環境公益訴訟の導入は、環境基本法改正の際に検討されるべき課題であると考えた。第2に、実体的環境権については、政治宣言の規定は、判例上環境的人格権を認めてきたわが国の考え方にも親和的であり、この点を踏まえつつ同法に規定をおくことが考えられるであろう。第3に、リオ宣言の「全ての原則」が再確認されたことが重視されるべきである。環境基本法には直接の規定がなく、環境基本計画で（第2次環境基本計画以降）毎回確認されている原則（予防原則、汚染者負担原則を含む）について同法に明文の規定を置くことは規範の安定化のために必須であると考えられよう。第4に、本政治宣言は、国際環境法の効果的実施のための国内環境法の強化を求めており、特に、第18項が、国内法システムにおいて国際環境法の関連原則に取り組むよう要請している点は、環境基本法の改正を促しているものと思われる。

さらに、サブテーマ1では、EU、ドイツ、OECDにおける汚染者負担原則、環境損害について研究した。

(2) 汚染者負担原則（PPP）のOECD、EUにおける展開と世界環境憲章草案

1) PPPのOECD、EUにおける展開

PPPは、1972年採択のOECD理事会勧告で示されて以来、重要な原則として扱われてきた。その目的は、①環境汚染という外部不経済に伴う社会的費用を財やサービスのコストに反映させて内部化し、希少な環境資源を効率的に配分すること、②国際貿易、投資において歪みを生じさせないため、汚染防止費用について政府の補助金支払いを禁止することにあつた。もっとも、OECDのPPPは2つの制約を有していた。第1は、これは汚染防止費用に対する原則にすぎず、原状回復のような環境復元費用や損害賠償のような被害救済費用を含まない点である。第2は、この原則が最適汚染水準（汚染による損害と汚染防止費用との合計が最小になる汚染水準）までしか汚染を防除しないことを前提としている点である。他方、PPPについては、EU運営条約191条2文、フランス環境憲章4条、ドイツ環境法典草案に規定があり、欧米諸国、特に欧州では環境法の基本原則／理念として受入れられている。さらに中国でも法文上受け入れられている。

そして、OECDやEUでのPPPのその後の展開に特徴的なのは、①「汚染」、②「汚染者」、③「汚染者の負担の範囲」のいずれにおいても拡張がなされてきたことである。①「汚染」については、OECDの1974年の「越境汚染を規律する諸原則に関する理事会勧告」で、「人間の健康を危険にさらし、生物資源及び生態系を害し、アメニティやその他環境の正当な利用を損なうか妨げるといふ有害な影響をもたらす結果となる、人による環境中への物質又はエネルギーの直接的又は間接的な導入」をいうとされ、②「汚染者」については、1992年のOECDの勧告で、汚染者の特定が難しい場合には、「汚染を実際に排出する者ではなく、汚染の発生に決定的な役割を担う経済主体を汚染者とする方が適切な場合がある」とされた。③「汚染者の負担の範囲」については、2004年のEU環境損害責任指令、米国のスーパーファンド法で、環境損害に責任をもつ者にその修復の費用を負担させるものとされた。EUの環境損害責任指令は、過去の汚染に対する損害の回復・補償が将来の予防のインセンティブにもなるという立場を採るものである。

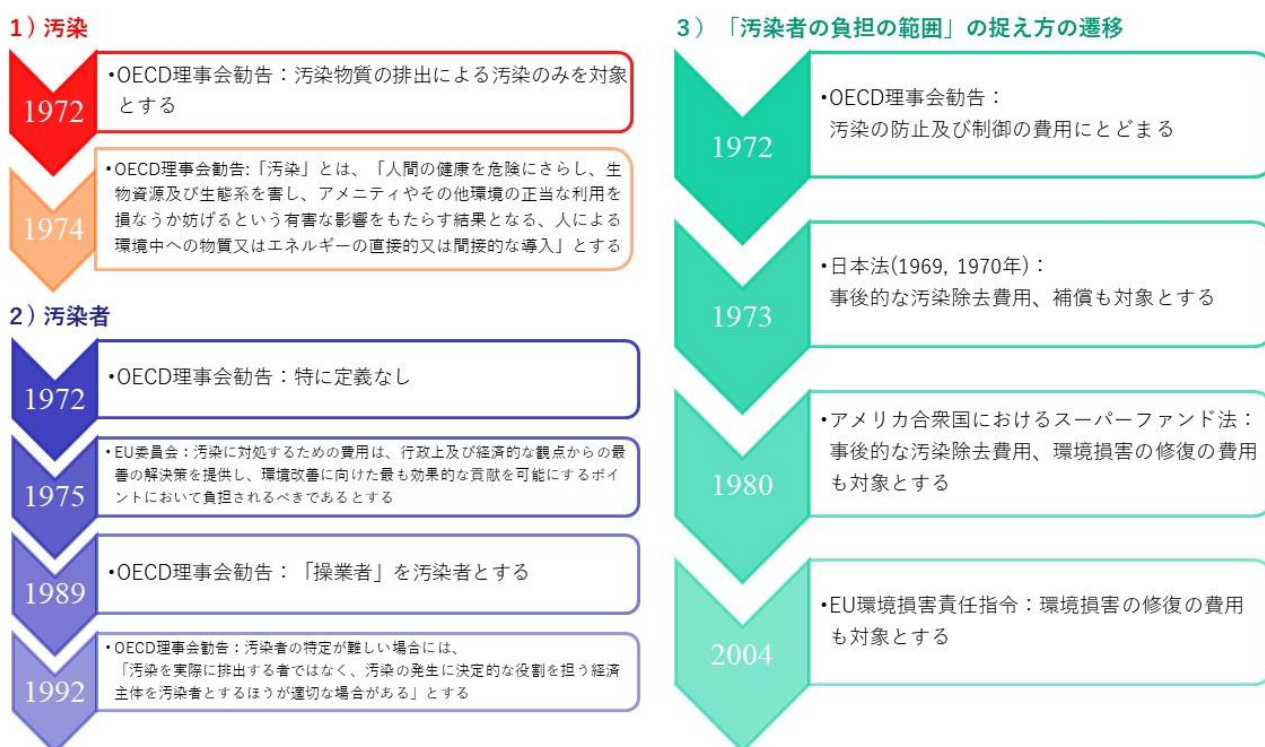


図1-2 汚染、汚染者、汚染者の負担の範囲

2) 世界環境憲章案8条とリオ宣言16条

PPPについて定める憲章案8条の内容は、リオ宣言16条と比べると、主に3点で異なっている(Aguila and Vinuales 2019¹⁾など)。第1に、憲章案の方がより厳格な表現を用いており、締約国に「法的な義務」が課されていることである。第2に、環境費用の内部化という目的、経済的手法の活用、公益への配慮の必要、国際的貿易や投資を歪めないことについて、リオ宣言と異なり、定めていないことである。PPPの経済的端緒からの脱却と真に環境的な概念への転換が図られているのである。第3は、回復費用等が明示的に含まれていることである。第1点については、法的拘束力をもたせない結果となったため、取り上げる必要はなくなった。第2点については、国際貿易や投資についての衡平性の確保は、OECDのPPPが根拠として重視してきた点であり、法的拘束力がない中でPPPの規範性を維持するためにも、文言を残すべきであると考えられる。第3点については、元来わが国のPPPが進めてきた考え方であるし、すでに自然公園法等にも回復命令の規定は存在する²⁾。政治宣言においてはリオ宣言が再確認されたため、当面リオ宣言が重視されるべきであるが、憲章案のこの規定は、将来のPPPの発展の一つの方向を示すものであろう。

3) PPPに関する留意点——「汚染」、「汚染者」、「汚染者の負担の範囲」の拡大等

PPPに関して立法する際には、①「汚染」、②「汚染者」、③「汚染者の負担の範囲」をどのように定めるかが問題となる。この点は、憲章案を抜きにしても、わが国において早急に検討すべき課題であ

る。①「汚染」、②「汚染者」については、上述したように、OECDの1972年の理事会勧告以来、いずれも広げられてきた経緯がある。また、③「汚染者の負担の範囲」については、わが国では、1969、70年の段階から、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、公害防止事業費事業者負担法において、《事後的な》汚染除去や補償についてもPPPの対象とされたのであり、わが国のこの分野の先進性を確認する意味でも、「汚染者の負担範囲」に関して、EU損害責任指令やスーパーファンド法と同様の範囲を主張することが期待される。

また、PPPに関しては、④フランス法などで見られるように、環境上の未然防止原則、予防原則と結合しうること、⑤わが国におけるPPPの発展の経緯から、上記のように最適汚染水準を前提とすべきでないこと、⑥上記OECD理事会勧告以来、PPPが環境法の基本原則としてだけでなく、補助金禁止原則としての競争法上の意義があることについても確認しておく必要がある。

4) PPPの国家間での適用の可能性

さらに問題点として残されているのが、PPPが国内レベルでのみ適用されるのか、国家間でも適用されるのかである。この点は従来の議論では明らかでない。具体的には気候変動など問題となる。CBDR自体の評価は大きな問題であるが、PPPはCBDRの一部を形成しており、その意味では国家間への適用も既に一部認められていると言えなくもない。ただ、PPPは先進国と途上国を区分する考えをとっていない点に特徴がある。

(3) 諸外国における汚染者負担原則

国内法上の汚染者負担原則の法的性質を検討するため、ドイツおよびアメリカの汚染者負担原則について個別に調査した（ドイツにおいて汚染者負担原則に相当する”Verursacherprinzip”は、「原因者主義」や「原因者負担原則」等の日本語訳が用いられることが多いが、ここでは便宜上、「汚染者負担原則」に統一する）。

汚染者負担原則が国内の法政策において初めて打ち出されたのは、ドイツは1971年の「連邦環境計画」、アメリカは1970年の「大気浄化法」である。もっとも、両国ともに汚染者負担原則の一般的な根拠条文は存在せず、その意味で同原則それ自体には法的拘束力はない。個別法において、原因者を責任主体とする旨の定めが置かれれば、その限りで汚染者負担原則が拘束力をもちうる。一般的な根拠条文はないものの、汚染者負担原則という規範がいかなる内容のものとして認識されているかについてはドイツ・アメリカともに共通項が多く、とりわけその適用範囲については、①汚染の防止のみでなく事後的対応をも対象とすること、②費用負担責任のみでなく物理的責任を含めて汚染者の負担とすることで一致している。もっとも、汚染原因者を責任主体とするにあたり、個別の事案で因果関係の証明を要するかという点については、ドイツの汚染者負担原則においては必要とされるのに対し、アメリカの汚染者負担原則においては厳密な証明は不要とされている。

「汚染者」の定義は、ドイツ・アメリカともに汚染者負担原則の中で一般的に確立しているわけではなく、個別法において汚染者負担原則が発現する際に誰を「汚染者」とみなすかが個別の事情に則して柔軟に定められることとなっており、立法者の裁量に委ねられている。実際に、汚染者の定義を個別法において拡大している例として、アメリカの「包括的環境対処補償責任法（CERCLA）」が挙げられる。同法においては、土壌汚染発生当時の土地所有者や、有害物質の手配者・輸送者が責任主体とされている。また、これに範をとってドイツの「連邦土壌保全法」においても汚染者の定義に「有害物質の発生者・輸送者」が含まれており、同法においてはさらに、汚染者の包括的権利承継人も汚染者としてみなされている。

なお、汚染者負担原則それ自体に法的拘束力がないことから、個別法において汚染者以外の者が責任主体となることも当然ありうる。しかしながら、立法時に汚染者を責任主体から意図的に除外し全く関係のない私人を責任主体とする例はなく、汚染者負担原則に則りまずは汚染者を責任主体として把握したうえで、汚染者以外の者を補完的に責任主体とする立法例があるのみである。その場合も、汚染者以外の責任主体への帰責が無制限に正当化されるわけではなく、ドイツにおいては、汚染者以外の土地所有者が汚染について善意無過失である場合に無制限に費用負担責任を課することは判例上違憲とされ

ており、アメリカにおいてはCERCLAに汚染者以外の土地所有者に関する免責規定が存在する。さらに、行政当局が個別の事案で責任主体を決定する際、ドイツにおいては汚染者負担原則に従い汚染者を優先的に選択すべきであると解されている。以上のことは、汚染者負担原則が立法者、行政当局、および裁判所に対して「汚染者」を責任主体とすることにつき指針を与えていることを示している。

(4) 環境損害と生物多様性損害、原子力災害による環境損害

憲章案は、環境損害について、自然環境自体に対する損害に関して、各国に国内法の要請に従って必要かつ妥当な範囲で、緩和や回復措置をとることを要請していた(7条)。このような環境損害回復の制度は欧米で一般化しており、わが国でも立法化を検討すべきである。環境損害の回復は、PPPを基礎とするものとして位置づけられるが、大別して、これを行政の監督の下でのシステムとするか(行政的アプローチ)、損害賠償の構成をとるか(民事的アプローチ)がみられる。わが国の立法化に当たっては、環境回復(修復)には損害賠償訴訟は必ずしも適当でない点、行政による継続的な監督の必要がある点から、行政的アプローチのシステムが適当であると考えられる。

環境損害の一種である生物多様性損害については、イギリスでは、生物多様性の保全を目的とする違法行為に対するサンクションを課すること(イギリス野生生物及び田園地域法)と、環境損害に対する責任を課すること(EU環境損害責任指令のイギリス国内法である「環境損害規則」)とが区別されてきた。この相違は、違反行為に対するサンクションの規定を既に置いている日本にとって、さらに環境損害(生物多様性損害)の規定を導入する際に重要な検討事項となる。原子力災害による環境損害に対しては、チェルノブイリの先例を踏まえて、生態系の自然回復を活用して対処することが望ましい。

(5) その他の原則—将来世代との衡平

世界環境憲章案4条は「現在世代に将来世代の需要を満たす能力を損なわないように決定と行動を行う」ことを要求していた。この原則は持続可能な発展原則にも含まれるが、実際の意思決定の場では現在世代の利害考査が中心となり将来の価値は割り引かれがちであることに鑑みると、わが国の環境基本法においても、独立の原則として定める必要がある³⁾。

5. 研究目標の達成状況

本研究全体については、①憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位及び国内法上の法的地位が明らかにされること、②憲章案の合意可能性も踏まえた新たな国際的環境規範の在り方を提示することを達成することはできた。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。なお、国際会議では、当初予想された憲章案の採択はなされなかったが、政治宣言についても、上記のようにわが国に示唆を与えるものであり、その意義を検討することはできた。

研究活動全体に関して、国内外の関係者等と意見交換するために対面の会議は、コロナ禍のためにほとんどできなかったものの、オンライン会議によって代替することができた。特に、国民対話については、オンライン会議の方が多くの聴衆に参加していただくことができたものと思われる。

サブテーマ1のPPPの主要国の国内法上の法的地位に関しては、研究計画に記したように、OECD、EU、ドイツ等について明らかにし、また、憲章に汚染者負担原則及び環境損害の規定を盛り込む際に生じる議論の方向性やPPPをわが国の法律に規定する際の留意点について提示することができた。また、環境損害についてもEUの環境損害責任指令の執行状況を分析し、わが国がこの概念を本格的に導入する際の留意点について示すことができた。また、PPPに法的拘束力をもたせる議論についても扱い、国際法上は当面困難であるとの結論を得た。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。主要国におけるPPP及び環境損害に関する文献は、2000年代半ばまでに比べると減少していると思われるが、文献や上記のオンライン会議を通じて国内外の動向を探ることについてはできたと思われる。UNEAでは、上述したように、PPP及び環境損害についても、政治宣言が出されるにとどまったが、PPPは、本政治宣言が再確認しているリオ宣言にすでに規定が見られるし、環境損害についても主要国では導入されているものであり、わが国の立法上の課題を指摘した上記研究の価値が損なわれるものではないと考える。

6. 引用文献

- 1) Y. Aguila and J. E. Viñuales (eds.), *A Global Pact for the Environment: Legal Foundations* (Cambridge: C-EENRG, 2019).
- 2) 大塚直「世界環境憲章の課題（序説）」環境法研究11号（信山社・2020）16頁。
- 3) 将来世代との衡平について、大塚直「法・制度と持続可能な発展—世代間衡平を中心として」大塚直＝諸富徹共編著『持続可能性とWell-Being—世代を超えた人間・社会・生態系の最適な関係を探る』（日本評論社・2022）63頁。

II-2 主要国の国内法における環境権と参加原則

サブテーマリーダー 大阪大学 高等司法研究科教授 松本 和彦
 研究分担者 大阪大学 法学研究科教授 大久保 規子

〔要旨〕

環境権と参加原則については、憲章案1条のいわゆる「環境権」を中心に、2条の環境配慮義務、9条の情報アクセス権、10条の公衆参加権、11条の司法アクセス権がその周りに配置され、環境権の実体面と手続面の具体化として規定されているが、これは、主要国の憲法の「環境権」規定とその解釈、裁判実務、国際的宣言、条約とそれに関する司法判断等の蓄積の成果であり、日本においても、その成果を環境アセスメントの改善や環境団体訴訟の整備につないでいく必要があると思われる。

1. 研究開発目的

サブテーマ2は、憲章案をめぐる国際的な議論動向を継続的に把握しつつ、憲章案に盛り込まれている環境権と参加原則の内容や国際法上の法的地位を検討する。同時に主要国の国内法における環境権と参加原則を検討することで、憲章案の合意可能性もふまえた新たな国際的環境規範としての環境権・参加原則のあり方を提示し、日本の環境法政策への影響を明らかにすることを目的とする。このことを通じて、環境権と参加原則に対する合意が日本の国内法に与える影響を見据えつつ、日本がその国際的な議論に積極的に関与していくことに貢献する。

2. 研究目標

環境権と参加原則について、国内法のみならず外国法の知見も取り入れて、その内容や相互関係の明確化を図り、とりわけ公法学的見地から憲章案の関連規定を評価して日本の環境法政策への影響を明らかにするとともに、主要国における実効性確保の手法を分析し、日本に適した選択肢を示す。

3. 研究開発内容

憲章案の1条におかれた「環境権」規定を中心に、2条の環境配慮義務規定も併せて、これらと同様の性格を有する国際的宣言、条約及び各国の「環境権」規定の文言及び解釈内容を比較検討した。いわゆる「環境権」規定は、現在、約100カ国の国内憲法に明文でもって設けられ、そうでない場合でも、裁判所の判例において、その趣旨が承認されていることから、150カ国以上の国と地域において認められているといわれる(D. Boyd)。しかし、その内容は必ずしも一様ではないし、保障態様も様々であると理解されている。そこでサブテーマ2では、「環境権」と関連すると思われる権利内容を広く射程に収め、これらに関する憲法、条約、国際的宣言、判例、学術論文を渉猟し、そこで交わされている議論を参照しながら、比較検討を行った。

他方、環境権は実体的権利と捉えられる一方で、手続的側面を有するものと理解されている。憲章案においても、情報アクセス権(9条)、公衆参加権(10条)、司法アクセス権(11条)という3つの手続的権利が定められているが、これらの手続的権利は環境権と密接な関連を持つと同時に、参加原則(リオ宣言第10原則)の構成要素と捉えられており、ここに環境権と参加原則の結び付きを見取ることができる。さらに環境教育とトレーニング(12条)、国家以外のアクターと自治体の役割(14条)、協働とグローバルパートナーシップ(18条)等、憲章案の他の条文とも関連性を有しており、また、環境損害からの回復が司法アクセス権と接合するなど、他のサブテーマとも関係が深い。こういった点を踏まえ、サブテーマ2は、特にサブテーマ5との関係に留意しながら、とりわけ欧米主要国の議論に焦点を合わせ、①各国の憲法を中心とした条文の検討、②文献のサーベイ、③判例分析、④国内外の会議等における報告・意見交換等によって、研究を進めた。

4. 結果及び考察

憲章案1条の規定する「生態学的に健全な環境の中で生活する権利」とは、いわゆる「環境権」と呼ばれている権利の中でも、「自然の権利」とは区別される、人間中心主義的な権利であり、かつ人権の一種と捉えられているものである（その意味で広義の環境権の下位概念である）。この「環境権」は憲章案2条の環境配慮義務とも密接に関連し、権利と義務を表裏の関係においている。また、この「環境権」は実体的権利とみなすことができるが、憲章案が同時に9条において情報アクセス権、10条において公衆参加権、11条において司法アクセス権を定めていることから、手続的権利とも密接に関連していることが見て取れる。したがって憲章案の「環境権」は多面的な次元を有する権利であるということが確認できる。

憲章案の環境権規定の起草者たち（J. Knox, D. Boyd）は、一定の質の環境を保護する人間の責務が、人権の一種として、国際的に宣言され、各国の憲法において受け入れられ、今や国際条約のようなグローバル文書の中で承認される段階に至っていると認識を有していた。このことは結果的に、憲章案が国際条約ではなく、ひとまず政治宣言の形に落ち着いたことから、彼らの認識は時期尚早の判断であったという見方もできる。しかし、2021年10月8日には国連人権理事会環境権決議が反対ゼロ（日本を含む4か国が棄権）で採択されたことや、主要国の憲法規定や判例、国際条約（オーストラリア条約やエスカズ協定）、国際的な司法判断（例えば、欧州人権裁判所の判例）の動向に照らして見ると、この度の政治宣言がゴールを示すものではないということもできる。

特に環境権の手続的側面については、①情報アクセス権、参加権および司法アクセス権という3つの手続的権利から構成されること、②それぞれの最低基準に関する国際的な共通認識が形成されており、司法アクセス権の中には環境団体訴訟を含め、幅広く原告適格を認めることのみならず、救済方法の充実等も含まれること、③最低基準の充足に加え、各国の裁量が大きい推奨事項についても注目すべき展開が認められることが明らかとなった。③の例としては、計画（気候変動対策計画等）等、より早い段階での参加とそれに対する司法アクセス権の強化、適正な参加を確保するための第三者機関の設置（ドイツの高レベル放射性廃棄物立地選定に関する国民参加同行委員会等）等が注目される。また、実体的側面については、例えば、政府の不十分な気候変動対策を生命・健康に関する権利、家族生活の権利の侵害と認定する最上級裁判所の判決が出されるなど（オランダ等）、環境権だけではなく、伝統的な人権の保護範囲の拡大ともいえるべき現象が生じていることも明らかとなった。

5. 研究目標の達成状況

サブテーマ2は、憲章案の環境権と参加原則について、主要国の環境権論と参加・協働論を参照しつつ、その公法的論点にとりわけ留意して、これを抽出し、検討を加えた上で、法的評価を行い、国内における実効的な実施手法のあり方を考察した。その結果、憲章案の定める環境権の実体面と手続面は、多くの国において承認されるに至っているだけでなく、世界の広範な地域において、法的文書の形で宣言されているほか（オーストラリア条約やエスカズ協定）、裁判実務においても実践されている（例えば、欧州人権裁判所の判例）ことが確認された。特にその手続面は、市民参加と結びつけられて具体化されているところ、日本の現状はまだその水準に達しておらず、環境アセスメントの不備や環境団体訴訟制度の不在などが今後の日本の環境法政策課題であると明らかにし得た。これにより研究計画に記した目標は達成できたと思う。国内外の動向を探り、関係者等と意見交換するための対面の会議は、コロナ禍ゆえの制約により、ほとんど実現できなかったものの、一部はオンライン会議によって代替した。憲章案自体は条約化が断念され、政治宣言にとどめられることになったが、それは国際政治上の駆け引きの産物に過ぎず、上記研究によって明確になった日本の課題が喫緊であることに影響はないと考える。

6. 引用文献

特に記載すべき事項はない。

II-3 主要国の国内法における事前配慮原則

サブテーマリーダー 上智大学 法学部 桑原勇進

[要旨]

ドイツの事前配慮原則の意義を明らかにするため、諸種の文献を調べた。その結果、同原則は危険防除では捉えきれない諸々の問題に対処するための考え方として提唱され、主にリスク配慮と環境資源配慮とを要請するが、そこから派生する原則を多数含み、世界環境憲章作成や日本の環境政策においても示唆するところが少なくないことが分かった。研究の目標は概ね達成できた。

1. 研究開発目的

サブテーマ3は、ドイツの事前配慮原則の意義を明らかにし、そこから、世界環境憲章へに盛り込むべき内容を検討することを目的とする。ドイツの事前配慮原則については、日本でもこれまでにいくつかの研究結果が発表されているが、基本的にドイツのイミッション防除法に関する研究に限られており、ドイツの環境法・環境政策全般に係る研究は多くない。そこで、本テーマでは、事前配慮原則全般を研究対象とすることとした。ドイツは、予防原則を始め、環境法政策に係る基本原則を考察する上で重要な国であり、そこから学ぶことは多いと考えられ、日本の環境法政策の在り方を考察する際の有益な視点を提示することも、本テーマにおける目的の一つとなる。

2. 研究目標

ドイツの事前配慮原則の意義を明らかにし、世界環境憲章に盛り込むべき内容を提示する。

3. 研究開発内容

ドイツにおける事前配慮原則に関する政策文書、判例、論文等の文献を収集し、ドイツ事前配慮原則が、文献ごとの異同も含めて、どのような内容のものとして理解されているか、どのような積極的意義を有するのか、どのような限界があるのか、といった点について、研究を進め、世界環境憲章に盛り込むべき内容として、そこからどのような示唆を得ることができるかを考察した。

4. 結果及び考察

研究の結果判明したのは、大要、下記のようなことである。

ドイツの事前配慮原則は、警察法における危険・危険防除の限界を乗り越えるための概念として提唱され、展開してきた。そうすると、その意義を理解するためには危険の概念を理解しなければならない。危険とは、「事態が妨げられずに推移すれば、損害が発生するであろう十分な蓋然性があること」である。このような意味での危険を防止、除去することが危険防除である。危険であるとの判断は、現在の事実に経験則（ないし）自然科学的法則を当てはめて将来を予測する精神作用であり、その判断をするためには、現在の事実に関する知見と経験則（ないし）自然科学的法則に係る知見が必要となり、どちらか一方でも十分でなければ、危険であるとも危険でないとも言えない。このような場合には、危険防除という警察作用が働かない、ということになる。このような状況に対処することが事前配慮原則の機能の一つであり、これをリスク配慮と呼ぶ。また、将来の利用のために環境資源を保全しておくことは、現在損害発生のおそれがあるわけではないため、これも危険防除の対象にならない。そこで、将来のための環境資源の保全も、事前配慮原則に期待される機能の一つとなる。これを資源配慮という。リスク配慮と資源配慮が、事前配慮原則の主要な機能であり、ドイツ連邦政府の政策文書では、「事前配慮」の下に、この二つが言及される。ドイツの裁判所（連邦行政裁判所）の判例でも、（イミッシオ

ン防除法上の事前配慮についてであるが) この二つが挙げられている。この二つは、ドイツでは、環境規定である20a条の解釈を通じて、憲法上の要請ともされている。学説上は、上記二つ以外にも事前配慮原則の下で、その派生原則として取り上げられるものがあり、事前配慮原則の近隣原則とされるものも含めれば、さまざまな内容が列挙されている。例えば、持続可能性原則(自然資源は、その長期的維持と将来世代による利用可能性をも保障される範囲で利用することができ、そのようにのみ管理されなければならない)、揺り籠から墓場まで原則(一定の問題をはらむ物質は、その生産、利用、処理の全過程においてコントロールすべし)、悪化禁止ないし現状保護原則(環境負荷のさらなる増大を排除し、少なくとも現状の環境質を保全すべし。その発展形としての補償原則もある)といったものである。さらに、リスクないし環境負荷(の可能性)の可能な限りの最小化や、非消尽原則(安全裕度を保つべし、という原則。典型的には、温暖化に関して、カーボンバジェットを消費し尽くしてはならない、ということが言われる)等も、事前配慮原則からの派生原則として導き出す立場もある。なお、リスク配慮に関して、連邦憲法裁判所は、人間の認識の彼岸にあることがらを配慮を要しないリスクとし、これを残存リスクと呼んでいる。科学技術の水準に照らして十分に対策を採った後に残るリスクは、事前配慮原則の対象外とされ、ここにリスク配慮への止めどない要請への歯止めがかけられている。

5. 研究目標の達成状況

初年度の、「事前配慮原則に関する日本の既存文献とドイツにおける行政文書・判例・論文等の文献・情報を可能な限り収集し、その分析を進める。」という研究目標は概ね達成できた。2年目の「事前配慮原則に関する諸議論を分析・整理し、何が問題なのか(論点)を抽出し、論点を巡る議論のありようを明らかにする。」という研究目標は、コロナ禍という想定外の事態のために研究時間を十確保できず、十分とまでは言えないが、事前配慮原則の内容を巡る判例・学説上の見解の相違、同原則のうち、リスク配慮に関して、それがどのような法的位置付けを有するのか、リスク配慮はどこまで要請されるのか、配慮を要しないリスクとしてどのようなものが考えられるのか、その根拠は何か、といった事柄に関して、おおまかではあるがドイツ議論状況をまとめることができたので、概ね達成することができた。なお、事前配慮原則の法的地位については、憲法上の位置付けがなされている他、一部は法律によって具体化されており、さらに、法解釈及び適用上の指針として機能している。また、法政策上の指針としての機能も付与されている。3年目の「世界環境憲章において、予防原則につきどのような内容のものとするべきか、留意すべき点は何か等について考察し、提言する。」という目標についても、事前配慮原則ないしそのコロラリー・近隣原則として提唱されている事柄を基に、世界環境憲章に取り入れることが考えられる諸事項を提示することができたので、概ね達成できたと評し得る。

6. 引用文献

特に記載すべき事項はない。

II-4 主要国の国内法における予防原則

サブテーマリーダー 名古屋大学大学院環境学研究科 社会環境学専攻 増沢 陽子
 研究分担者 名古屋大学大学院環境学研究科 社会環境学専攻 赤渕 芳宏

〔要旨〕

世界環境憲章案6条は予防原則を定めるものである。科学的不確実性が伴うリスクであってもリスク管理措置（環境保全措置）を講じることを可能とする予防原則の意義を確保しつつ、行政裁量の過度の拡大等の懸念に応えるためには、予防原則の内容と適用方法を明確化することが必要である。主要国として選択した米国およびEUにおける立法例・裁判例および学説の分析からは、科学的知見が全く存在しない場合には予防原則は適用されるべきでないこと、予防原則の適用方法についてある程度詳細化する場合もあるが、分野ごとの違いに留意することが必要であること、などが明らかとなった。これらの成果は、日本の環境法政策において予防原則を具体化していくにあたって示唆となるものである。

1. 研究開発目的

世界環境憲章案6条は、「深刻な、あるいは不可逆的な被害のリスクがある場合には、科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための効果的で比例的な措置を採用することを延期する理由として用いられるべきではない」と定める。これは予防原則（6条の見出しは「予防」（precaution））を規定するものである。サブテーマ4は、主要国として、基本条約において環境政策が基づくべきものとしてかねて予防原則が明記され、個々の法令や裁判例においてもしばしば予防原則が援用されるEU、および、予防原則に直截に言及する法令や裁判例は見られないものの、かねて科学的不確実性を伴うリスクの法的管理が進められてきた米国を選択し、それぞれの法域における予防原則の意義、環境法規範としての具体化の状況、課題等を明らかにするとともに、予防原則をめぐる今後の議論における留意点等について検討・考察することを目的とする。

2. 研究目標

予防原則に関わる米国及びEUの法令、判例、学説等を調査・分析し、それぞれの法域における予防原則の意義、環境法規範としての具体化の状況、課題等を明らかにする。そして、憲章に予防原則を盛り込む際に生じる論点と議論の方向性を提示し、また憲章が日本法に与える影響を示す。

3. 研究開発内容

世界環境憲章案6条は、予防原則を定めるものである。サブテーマ4は、主要国としてEUおよび米国を選択し、予防原則に関わる法令、判例、学説等を調査・分析し、それぞれの法域における予防原則の意義、環境法規範としての具体化の状況、課題等を明らかにするとともに、予防原則をめぐる今後の議論における留意点等について検討・考察を行った。研究方法としては、法令、判例、学説を対象とする従来の法学研究の方法論に従った。米国学の研究においては、判例・論文データベースを用いた文献調査を行い、関連する裁判例および学術論文の検討を行った。また、EU法の研究においては、最近のものを中心に、文献データベース等により文献（書籍、論文）の調査を、EU法データベースにより法令・裁判例の調査を行い、重要とみられるものについて検討を行った。

4. 結果及び考察

(1) 米国

まず、論文データベースを用いた文献調査を行い、予防原則に関する研究ないし議論の動向を把握

した。その結果として、日本でも時折見られる、〈米国では、EUとは対照的に、予防原則が論じられることは少ない〉といった理解ないし影象とは異なり、実際には、近時のものに限ってみても、予防原則に関する議論が多様なテーマ——予防原則それ自体の分析¹⁾のほか、予防原則の歴史²⁾、費用便益分析との関係³⁾、憲法⁴⁾や環境権⁵⁾との関わり、訴訟（原告適格）との関係⁶⁾、萌芽的技術の規制^{7), 8)}といった総論的なテーマのほか、環境法のなかの個別領域に関するものとして、公害規制⁹⁾、気候変動^{10), 11)}、¹²⁾、野生生物保全^{13), 14)}、有害物質管理^{15), 16), 17)}など——にわたり展開されていることを明らかにした。

米国における予防原則の議論の特徴の1つとして、いわゆる〈強い〉予防原則／〈弱い〉予防原則といった概念を措定し、その妥当性や国内法への採用の適否などを論じるといった傾向が比較的強い（日本における予防原則論では、こうした議論はさほど関心を集めていない）ことを指摘することができる。本研究では、この点に注目し、こうした予防原則の〈強弱〉に関する議論について、米国における代表的論者の見解を詳しく分析した。これは、憲章案に係る論点および議論の方向性の提示を念頭に置くものであるとともに、日本法の批判的検討に向けた基盤的知見を構築する作業でもある。

予防原則の〈強弱〉論とは、国際条約や政策文書などにおいてすでにみられる、予防原則のさまざまな定義ないし説明を、〈強い〉予防原則——たとえば、〈深刻なおよび／または不可逆的なリスクにつき、科学的不確実性があるとしても、リスク管理措置が採用されなければならない〉、さらに〈問題となるリスクが高くなく、そのためリスク管理措置は必要ないことの証明責任は、かかるリスクを生じさせようとする者が負うべきである〉といったように理解されるところの予防原則——と、〈弱い〉予防原則——たとえば、〈深刻なおよび／または不可逆的なリスクにつき、科学的不確実性があるからといって、リスク管理措置を採用することが延期されてはならない〉、言い換えれば〈問題となるリスクに科学的不確実性があっても、リスク管理者はリスク管理措置を採用することができる〉といったように理解されるところの予防原則——とに整理し、それぞれについて妥当性や国内法への採用の適否などを論じるものである。〈強い〉ないし〈弱い〉予防原則をどのように区別するかは、論者によって、その細部において違いがみられるが、〈強い〉予防原則の代表例としては、ウイングスプレッド声明

（1998年）（「ある活動が人の健康または環境に対する危害のおそれ（threats）を生じさせるときには、その因果関係が科学的に完全に（fully）証明されていなくても、予防的措置が講じられるべきである。これに関連して、市民ではなく、当該活動を提案する者（proponents）が、証明責任を負うべきである」）が、また〈弱い〉予防原則の代表例としては、リオ宣言（1992年）第15原則（「深刻なまたは回復不可能な損害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境の悪化を防止するための費用対効果のある措置を遅らせる理由として用いられてはならない」）が、それぞれ挙げられることが多い。なお、これらの例に沿ってみれば、世界環境憲章案6条において定められる予防原則は、細部において違いはあるが（たとえば、単に「科学的確実性の欠如」とするか（憲章案）「完全な科学的確実性の欠如」とするか（リオ宣言）、あるいは、環境の悪化を防止するための「効果的で比例的な措置」とするか（憲章案）「費用対効果のある措置」とするか（リオ宣言）、など）、リオ宣言第15原則に基本構造がよく似ており、〈弱い〉予防原則の1つとして分類することができる。また、米国の実定法においては、新規の農薬、医薬品および化学物質の製造にあたっての事前審査制度——製造者に対する、事前審査に必要な情報の提供義務、および事前審査を経ないでなされる製造・販売の原則禁止——が、それぞれ、連邦農薬法（連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法。Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act）、連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）、および有害物質規制法（Toxic Substances Control Act）においてかねてより設けられており、これらの法律もまた、米国において〈強い〉予防原則（とりわけ、いわゆる〈証明責任の転換〉を伴うもの）を採用したものと考えられている¹⁾。

こうした〈強い〉ないし〈弱い〉予防原則に関する米国学での議論からは、第1に、〈弱い〉予防原則は、科学的不確実性のもとでのリスク規制を許容するものであり、これが採用されるべきことについては共通した理解が存在すること（つぎに登場するSunsteinは、「異論の余地のないものであり、凡庸とすら言えるものである」とまで述べている）¹⁸⁾が示唆された。

第2に、問題となるのは〈強い〉予防原則の採用のいかんである。この点については、〈強い〉予防

原則に批判的な論者（Sunstein）であっても、「これ〔〈強い〉予防原則〕がばかげた主張にならないためには、「リスクの可能性」には科学的妥当性の一定の閾値を必要とされているものとして理解しなければならない」と述べ¹⁸⁾、〈強い〉予防原則に基づきリスク管理措置が講じられるための条件の1つとして、「リスクの可能性」に関する科学的妥当性の一定の閾値を超えることを示唆している。他方で、〈強い〉予防原則を支持する論者（Sachs）は、〈強い〉予防原則が、社会におけるすべてのリスクに対して統一的に適用可能なアプローチとはなり得ないことをあらかじめ確認する。そのうえで、「予防的措置と証明責任の転換を発動させるための、重大なリスクの閾値がなければならない」ことを指摘する¹⁾。Sachsはさらに、「些細な危険やリスクについて信用できる証明がない活動については、予防原則を適用すべきではない」とも述べる¹⁾。〈強い〉予防原則をめぐる以上のような議論からは、〈強い〉予防原則を、リスクの科学的妥当性およびリスクの重大性のそれぞれについて閾値を超える場合に、規制をはじめとするリスク管理措置が講じられるものと解するときには、〈強い〉予防原則の採用も支持されうることが示唆された。

以上の考察の結果、米国でも、〈リスク管理者は、科学的不確実性を伴うリスクについても、リスク管理措置を講じることができる〉といった予防原則の意義が広く浸透していることを見て取ることができ、さらに一定の条件を備える場合には、科学的不確実性を伴うリスクに対する管理措置が義務づけられうるものと理解されていることが明らかとなった。

本研究は、続いて、予防原則のすべての定式化に共通する要件である「科学的不確実性」（「科学的確実性の欠如」、または「科学的不確実性があること」）に注目し、いかなる科学的根拠があれば予防原則の適用が認められるか——言い換えれば、「科学的不確実性」の閾値——を明らかにする作業を行った。予防原則をめぐるのは、従来、「予防〔原則〕を適用する（to trigger precaution）にあたって必要な「科学的不確実性」の水準とは何か、といった問いは、未解決のままである」（リオ宣言第15原則について）¹⁹⁾といわれている。米国でも、予防原則が「憶測」に基づく規制を正当化するのではないか、という懸念が複数の論者によって示されている^{18), 20), 21)}。日本も含め、予防原則に対する理解ないし適用が進まない要因の1つとして、その〈恣意的な適用への警戒〉があるのではないかと考えられる。そこで、ここでは、米国における裁判例を対象として、分析を行った。

米国では、問題となるリスクの科学的根拠が十分でない場合には、リスク管理措置を講じることが認められない旨を謳う裁判例は、連邦法レベルにおいて、古くから存在している。たとえば、大気浄化法（Clean Air Act）に基づき連邦環境保護庁（Environmental Protection Agency（EPA））が制定した、ガソリンにおける鉛の含有量を削減することを定める連邦規則の適法性が争われた、Ethyl Corporation v. EPA, 541 F.2d 1 (D.C. Cir. 1976) (en banc)において、裁判所は、先に、同法が「予防的法律」（precautionary statute）であると性格づけたうえで、「①法律が予防的な性質のものであり、②証拠が、科学的知見の最先端にあるために、入手するのが難しく、不確実であり、あるいは対立があり、③規制が人の健康を保護することを目的としており、④決定が、専門的な行政官によって行われるものである場合には、われわれは、因果関係の厳格な段階的な証明を求めない」（丸数字は筆者）とする一方で、あわせて、「もちろん、われわれは、EPA長官が、直感（hunches）あるいは大雑把な推測（wild guesses）に基づいて行動する権限があるといったことを示唆するものではない」ことを確認している。また、同様の連邦規則の適法性について争われた、Small Refiner Lead Phase-Down Task Force v. EPA, 705 F.2d 506 (D.C. Cir. 1983)は、上記のEthyl Corporation判決を踏襲しつつ、「EPAは事実を明らかにするための合理的な努力（reasonable effort）をしなければならない。EPAがこうした努力をしない場合には、EPAは、事実はこうであろうという推測（guess）に基づいて規制を行うことはできない」と述べている。このほか、比較的近時のものでは、「安全な飲用水に関する法律」（Safe Drinking Water Act（SDWA））に基づき、飲用地下水の保全を目的としてEPAが行った、汚水の地下処理井に対する規制の改正の適法性が争われたMiami-Dade City. v. EPA, 529 F.3d 1049 (11th Cir. 2008)が、やはりSDWAが「予防的な目的」に出たものであることを認定したうえで、上記のEthyl Corporation判決を引用し、さらに本件では「EPAは、科学的不確実性が大きくて（profound）合理的な判断が不可能でない限りは、科学的不確実性にもかかわらず、判断をすることが強制される」、

言い換えれば、「合理的な判断が不可能」なほどに「科学的不確実性が大きい」場合には、行政決定を行うことは強制されない旨を判示している。

以上のことを確認したうえで、「科学的不確実性」の〈閾値〉をさらに探求するための素材として、ここでは、予防原則を採用する法律として、「絶滅の危機にある種に関する法律」(Endangered Species Act (ESA)) を取り上げ、同法に基づく、科学的不確実性を伴うリスクを管理することを目的とした行政決定が、科学的不確実性が大きいことを理由に、裁判所によって違法とされた裁判例の調査と分析とを行い、これをもとに、予防原則のもとでもリスク管理措置を講じることが許されないほどの不確実性とはいかなるものかについて考察を行った。

こうした裁判例のうち、ある国立公園内において、オオカミおよびハゲタカ(いずれも希少種)の生息地を含む区域への、スノーモービルの乗り入れを暫定的に禁止する、公園管理者の命令の違法性が争われたMausolf v. Babbitt, 913 F. Supp. 1334 (D. Minn. 1996)において、裁判所は、被告である行政機関の主張するような〈スノーモービルの利用等により、これらの種に対する恒久的な生息妨害が生ずるおそれがあること〉を支持する根拠は、事例証拠(逸話的な証拠)を除けば存在せず、よって、乗入禁止がこれらの種に対する「迷惑行為」(harassment. ESAにより禁止される)を「防止するために合理的に必要である」との結論は、憶測にすぎないことなどから、違法であると判示している。ただし、控訴審は、「証拠は圧倒的とはいえないものの、合理的な基礎(rational foundation)を提供するには十分である」として、第1審判決を破棄している(Mausolf v. Babbitt, 125 F.3d 661 (8th Cir. 1997))。両裁判所での結論の違いは、本件において問題となった証拠の評価の違いに由来するものと考えられている²²⁾。

また、連邦農務省林野部が、私人に対して国有林での家畜の放牧許可をしようとしたところ、ESAを所管する連邦内務省魚類野生生物局(Fish and Wildlife Service (FWS))が、これに対して、放牧地周辺に生息する複数の魚類(いずれもESAにおいて絶滅危惧種に指定)の保護を目的とした制限を課する決定(「付随的捕獲意見」)を行ったため、牧場所有者団体がかかる決定の違法性を争った、Arizona Cattle Growers' Association v. U.S. Fish and Wildlife Service, 273 F.3d 1229 (9th Cir. 2001)において、裁判所は、「当該土地に当該魚種が存在するといったFWSの憶測が記録によって裏付けられていない場合において、なお当該魚種につき付随的捕獲意見を発出することは、専断的かつ恣意的である」、「家畜の放牧の結果として捕獲が生じるであろうことについての証拠がなければ、付随的捕獲意見の発出は恣意的・専断的となる」などと述べ、本件決定はこうした場合に該当するとして違法(第1審判決を維持)と判示している。

さらに、気候変動によって北極圏の気温・海水温が上昇し、これにより海氷生息地が減少することに伴い、21世紀末までに絶滅の危険のおそれがあるとして、アゴヒゲアザラシ(その一部の特別個体群)をESA上の希少種に指定する、連邦商務省海洋漁業局(National Marine Fisheries Service (NMFS). ESAを所管)の決定(連邦規則)の違法性を、アラスカ州の石油・天然ガス採掘事業者団体やアラスカ州などが争った、Alaska Oil & Gas Association v. Pritzker, 2014 WL 3726121 (D. Alaska, Jul. 25, 2014)では、裁判所は、2050年以降に「海氷の減少の結果として生じる、当該個体群に対する現実の影響に関しては、信頼しうるデータが不足して」おり、「本件の事実の下では、〔現在から〕50年より先の将来の予測は、当該個体群が絶滅する危険のおそれがあるとの判断を根拠づけるには、過度に憶測的で、時間的に離れすぎている(remote)」のであって、「憶測に基づく、ESAに基づいた種の指定……は、もとより恣意的かつ専断的である」から、違法であると結論している。ただし、控訴審は、「「個体数の減少の予測」を証明し、「絶滅閾値」を定義し、「ある特定の時期において絶滅閾値に到達する蓋然性」に関する〔定量的〕情報」を要求する第1審判決は、ESAの解釈を誤っており、NMFSの決定はすでに「実質的証拠によって根拠づけられている」として、第1審判決を破棄している(Alaska Oil & Gas Association v. Pritzker, 840 F.3d 671 (9th Cir. 2016))。なお、本件第1審判決と同旨の判決として、Alaska Oil & Gas Association v. NMFS, 2016 WL 1125744 (D. Alaska, Mar. 17, 2016)があり、これもやはり、控訴審において破棄されている(Alaska Oil & Gas Association v. Ross, 722 F. App'x 666 (9th Cir. 2018))。

これらの裁判例の分析から、予防原則の適用要件たる「科学的不確実性」の水準を考察するにあたって得られる示唆としては、まず第1に、〈予防原則は、単なる「憶測」に基づくときには、適用することができない〉と定式化（あるいは解釈）することが考えられる。こうした示唆は、すでにEU法やドイツ法からも得られてきたところである。たとえば、EUでは、予防原則に関する比較的初期の裁判例が、予防原則に基づくリスク管理措置は、〈純粹に仮定的な〉リスク（purely hypothetical risk）までも対象とすることはできないとし、そこにいう〈純粹に仮定的な〉リスクとは「未だ科学的に証明されていない単なる憶測」に基づくリスクだと判示していたところである（Pfizer Animal Health SA v Council, Case T-13/99 [2002] ECR II-3305）。本研究によれば、こうした考えは米国法にも通底しているものと考えられる。もっとも、単に〈「憶測」では不十分〉というだけでは、リスクに関する証拠の解釈（Mausolf v. Babbitt第1審判決）や、行政決定の根拠条文の解釈（Alaska Oil & Gas Association v. Pritzker第1審判決）のいかんによって、ある行政決定が「憶測」に基づくものと判断されることがありうる（これらの判決は、いずれも上級審において覆されていることが注目される）。すなわち、〈予防原則は、単なる「憶測」に基づくときには適用することができない〉といった定式化（解釈）は、リスク管理に係る政府の権限行使を抑制する方向に作用するところ、その解釈や運用によっては、リスク管理が不当に制約され、ひいては〈科学的不確実性の下にあっても、問題となるリスクについて管理措置を講じることを、リスク管理者に対し許容しないし義務づける〉といった予防原則の本来的意義が損なわれるおそれがあることに、あわせて留意する必要があるのである。その上でさらに、予防原則の適用が原則として認められない場合として、より具体的には、Arizona Cattle Growers' Association控訴審判決を参照しつつ、〈リスクの存在を裏付ける証拠が存在しない場合〉と解することが考えられるであろう。

（2）EU

EUにおいては、「予防原則」は、1990年代から環境政策の原則の一つとして基本条約に明記されている（現在、EU運営条約（TFEU）191条2項）が、その射程は環境政策以外の分野にも及ぶと考えられている²³⁾。2000年代には、欧州委員会が予防原則の適用方法を整理した「予防原則に関するコミュニケーション」（COM(2000)1 final. 以下、単に「コミュニケーション」という。）が公表され、予防原則の考え方を強く反映した立法（化学物質規制、食品安全規制等）がなされ、また重要なEU司法裁判所の裁判例（Case T-13/99 *Pfizer Animal Health SA v. Council of the European Union* [2002] ECR II-3305等）が示されるなどの動きがあり、国際的に注目された。

1) 最近の立法等及び司法の動向

EU法データベース（EUR-Lex）で、予防原則の語を含む、2010年から2020年の文書日付（Date of Document）の法行為を検索した結果、58件（失効含む）あり、環境に関するもの（EUR-Lexのsubject表示。他分野と重複あり）は20件（同）あった。例えば、海洋戦略枠組み指令（Directive 2008/56/EC）に基づくCommission Decision（EU）2017/848（加盟国が「よい海洋状態」の達成状況を評価する際の基準値を決める場合の要件の一つとして、予防原則に基づくことを求める）、侵略的外来種の導入・拡散の防止・管理に関する規則（Regulation（EU）No 1143/2014）（侵略的外来種の利用許可に関し、想定していなかった悪影響が生じた場合許可を撤回できるとし、その際は、科学的根拠、及び科学的知見が不十分な場合は、予防原則に基づくとする）などがある。

また、EUR-Lexで2010年-2020年の範囲でEU司法裁判所の判決を調査したところ（2020年9月）、タイトル部分（キーワード）に予防原則の語が含まれるものは、司法裁判所の判決が8件、一般裁判所が10件あった（以下、「主要な判決」という。）。事項分野として多いのは、植物保護製品規制、医薬品規制、食品規制で、一方、生物多様性・自然保護法に関する判決は、漁獲規制に関する一般裁判所の判決のほかは、みられなかった。

2) 植物保護製品規制に関する裁判例にみる予防原則の適用方法

ア) 植物保護製品規則

植物保護製品（plant protection products）とは、農業用の農薬（pesticides）であり²⁴⁾、かつては植物保護製品指令（Council Directive 91/414/EC）があったが、現在は、植物保護製品規則

(Regulation (EC) No. 1107/2009) が規制を行う。規則は、①EUによる有効成分の承認(approval)、②加盟国が行う植物保護製品の許可、の手續・要件について定める。有効成分が承認を受けていなければ、これを含む植物保護製品の許可は与えられない。

有効成分の承認基準には、植物保護製品の使用が、十分有効で、人の健康(動物健康を含む)に有害な影響を及ぼさないこと、また環境に受容できない影響を及ぼさないこと、などが含まれる。審査の結果、承認される場合にも、条件や制限が付される場合がある。有効成分の承認手續は、まず、製造者が必要なデータを付して申請し、担当加盟国がリスク評価案を作成し、欧州食品安全庁(EFSA)が、意見聴取等の手續を経て、有効成分が承認要件を満たしうるか否かについての結論を示す。最終的に、承認の有無・条件を規定する規則(欧州委員会が案を作成)が採択される。承認は見直される場合があり、一定の手續により承認基準を満たさないと判断されれば、承認を撤回・修正する規則制定が行われる。

本規則は、予防原則について、前文、目的規定(本規則が「予防原則によって支持される」こと、加盟国による予防原則の適用)、有効成分の承認に関する規定(一定の場合、予防原則の適用が求められる)で言及しており、同原則に基礎を置くものである。

イ) 植物保護製品規則に基づくEU法行為の司法審査における予防原則

(a) 一般裁判所による予防原則の適用方法の体系化

「主要な判決」で、植物保護製品の規制(旧指令の下でのものを含む)について争われたものは、一般裁判所判決が4件(判決が入手できたのは3件)、司法裁判所の判決が1件ある。EU司法裁判所の裁判例における環境原則の機能を分析・類型化したScotford(2017)²⁵⁾は、環境原則が、従来からの裁判所の審査基準に影響を与えたり、新たな審査基準を生んでいる場合があるとする。特に近年の公衆衛生分野(一般裁判所)の判決において、予防原則は、裁判所における自律的な審査基準/取消請求の根拠となっているとする²⁵⁾。それらの判決においては、予防原則に関し、いわば「定型」(個々に違いもある)ができつつある²⁵⁾。植物保護製品の規制に関する一般裁判所の判決3件も、そうした定型を備えている。後掲BASF判決を例にとると、次のようなものである。

裁判所は最初に、「定義」に関し、予防原則が、当局に対し、権限行使にあたり、「それら[公衆衛生、安全及び環境上]の利益の保護に関する要求を、経済的利益に優先する」ことを通じて、前者へのリスクの防止策をとるよう要求する「EU法の一般原則」であるとする。その内容は、「人の健康又は環境に対するリスクの存在や程度に関し科学的不確実性が存在する場合、予防原則は機関に、それらのリスクの実体や深刻さが完全に明白になりあるいは健康への悪影響が現実化することを待つ必要なく、保護措置をとることを許す」というものである。

次に、裁判所は、予防原則を理由として対策措置を講ずるプロセスとして、①潜在的悪影響の同定、②リスクの評価(assessment)、③リスク管理を挙げ、②、③が満たすべき要素等について詳しく述べる。リスク評価は、(i)科学的リスク評価、(ii)リスクが社会的に受容できないレベルかどうかの判断、からなる。(i)については、専門家による実施、最善の科学的データ、プロセスの独立性、透明性、などの要請を挙げ、決定的な科学的証拠を提供する必要はないが、防止措置が、単なる憶測に基づくことはできない、とする。(ii)については、「社会にとって適切な保護のレベルを定める政治的選択」に責任を持つ機関が、受容不能なリスクレベルを決める責任がある。社会の受容不能なリスクレベルの決定に際し、機関は、「公衆衛生、安全及び環境の高いレベルの保護を確保する義務に拘束される」。

裁判所はまた、「リスク管理」の措置は、「公衆衛生、安全及び環境の高いレベルの保護を確保するため」、「予防原則に従って」講じられる、比例性、非差別性、透明性、一貫性が必要である、とする。

「リスク評価」「リスク管理」の分類の下に示される一般論は、Pfizer判決を含む過去の一般裁判所の判決から引用されており、一般裁判所が認める予防原則の定義と適用方法に関する法的要請の総体を示すものといえることができる。リスクの受容可能性の判断は、政治的・社会的要素を含みうるため、リスク管理に位置付けることも考えられる(例えば、Leeuwen, 2007²⁶⁾)。一般裁判所がこれを「リスク評価」に分類していることは留意する必要がある。

(b) 予防原則に関する司法審査の具体的な方式

2018年、ハチへの悪影響の懸念を理由に、ある種の有効成分の承認が見直され（植物保護製品規則21条）、採択された規制（承認の条件）を強化する実施規則に対する取消訴訟（原告は、製造等事業者）の判決が2件示された。いずれも、裁判所は予防原則の適用に関し審査・判断を行っている。

Case T-584/13 *BASF Agro BV and others v. European Commission* [2018]ECLI:EU:T:2018:279 は、旧指令で有効成分として承認されていたフィプロニル (fipronil) に関するものである。原告は、実施規則の採択に係る植物製品規則21条3項の適用に関し、「予防原則の適用の明らかな誤り又は当該原則の誤適用」があったとし、承認基準不充足の証拠不十分、リスク管理方法の決定に際しての予防原則による要請への不適合等を主張した。

裁判所は、欧州委員会が影響評価(an impact assessment)を行わなかったとの原告の主張に関し、次のように述べた。コミュニケーションは、「行動又は行動しないことの便益及びコストの検討が行われるべきこと」を規定する。ただし、特定の方法によることを要求しているわけではなく、規制当局が、「提案する行為又は行為しなかった場合に生じうる積極及び消極、経済的及び他の影響を実際によく知り(acquaint itself with)、意思決定においてこれを考慮」していればよい。本件で欧州委員会は、措置の利点と問題を比較検討したという証拠を提出していない。コミュニケーションは、純粋に経済面の分析が含まれない場合があるとしても、便益と費用の分析自体は常に要求している。コミュニケーションにおける影響評価の要求は、比例原則と実質的に同義である。行政裁量には「あらゆる関連情報を考慮する」ことが不可欠であり、予防原則の適用においては、「なおいっそう(a fortiori)」それが妥当する。裁判所は結局、「欧州委員会は、予防原則に則り、提案された措置の影響評価を行う義務があった」が、「文書記録」がない以上影響評価は行われなかったと認め、「影響評価が行われなかった」という主張、ゆえに、「予防原則に反する(breach of precautionary principle)」という主張、は支持されるとした上で、本件実施規則は「予防原則に基礎を置くことから」、取消されなければならない、とした。

一方、別の物質（ネオニコチノイド系有効成分）に関する *Joined Cases T-429/13 and T-451/13 Bayer CropScience Ag and Others v European Commission* [2018] ECLI:EU:T:2018:280 においては、裁判所は、予防原則の適用誤りをいう原告の主張を退け、取消しを認めなかった。*BASF*判決では、裁判所は影響評価の欠如以外の予防原則の誤適用に関する原告の主張について判断していないが、本判決は、リスク評価とリスク管理の両面にわたり、予防原則に言及しつつ審査判断を行っている。

裁判所は、まず、EFSAのリスク評価について、できる限り完全な科学的評価、「純粋に仮定的な」リスク、等に関し審査している。裁判所は、結論として原告の主張を退ける。

次に、リスク管理に関する各種の主張を検討する。*BASF*判決同様、一つには「影響評価の欠如」が問題になった。裁判所は、コミュニケーションが要求する影響評価の方法や内容に関し*BASF*判決と同様の説明を行った後、本件では行為・不行為につき比較しており、コミュニケーションの要求を満たすとし、結局、主張を退けた。裁判所は、「比例原則」に適合しているか否かについて、影響評価の欠如とは別に検討を行っている。

本件は、原告の一部が上訴し、上訴審である司法裁判所の判決が2021年にあった（Case C-499/18P *Bayer CropScience Ag and Bayer Ag v. Commission* [2021]ECLI:EU:C:2021:367）。上訴人の主張の一つに、一般裁判所が、予防的措置を取る際の要請としての「影響評価」の内容の理解を誤ったとするものがある。司法裁判所は、行うべき最低限の「影響評価」の内容については、一般裁判所よりも若干厳しく捉えている可能性も伺えるが、結論として、上訴人の主張を退けた。

予防原則に則り影響評価を行う義務があるとした*BASF*判決について、Krämer(2018)²⁷⁾は、コミュニケーションに法的拘束力はない、従来のEU裁判例からも影響評価は予防原則の要素とはいえない、TEFU191条3項（EUが「行動と行動しないことのありうる便益とコスト」を考慮しなければならない）も従来それほど厳格な要請として認識されてきたわけではない、などとして強く批判する²⁷⁾。Krämer(2018)は、仮に影響評価の不実施が違法を導きうるとしても、それは予防原則違反というよりも比例原則違反にあたることを示唆しているようにも見える²⁷⁾。

Bayer CropScience 一般裁判所判決は、影響評価の欠如と比例原則違反を分けて審査・判断しており、両者は一応別の要請と考えているようである。影響評価の要請は、手続的要請といえる。影響評価は一般的にはEU機関の法的義務とはいえないこと、BASF判決において裁判所が、問題の実施規則が予防原則に基礎を置くことを強調していることを考えると、一般裁判所は、予防原則の適用に関して（のみ）影響評価を法的義務として要請するものと見ることもできないではない。こうした影響評価の要請は、予防原則に基づく措置の適正の確保に資する可能性もあるが、一方で予防原則の適用の不当な制限となるおそれもあり、このことは、（法的義務か否かに加え）要請される影響評価の最小限のレベルにもよると考えられる。EUにおいては、（法的義務とされるときも）その内容はかなり緩いものであることを示唆する一般裁判所の判示もあるが明らかではなく、この点については司法裁判所を含め今後の裁判例の蓄積が期待される。

BASF判決やBayer CropScience 一般裁判所判決は、一定の分野等の予防原則のケースに見られるとしてScotford(2017)が指摘するような審査—リスク評価・リスク管理の両面について様々な規範を示し、一般的な審査基準と組み合わせた、あるいは新たな、審査基準を示して、裁量行為に係る予防原則の適用の適正について審査する—²⁵⁾を行っている。上記影響評価の要請も、そうした特有の審査基準の一つと見られるかもしれない。ところで、Bayer CropScience 一般裁判所判決では、比例原則違反に関する審査も、予防原則の大枠の下で行っているように見える。予防原則と比例原則との関係については日本でも研究があるが、こうした審査方式と比例原則審査の中で予防原則が適用される形で行われる審査方式との違いについては、EUにおいて研究²⁸⁾があり、今後、さらに検討が必要である。

3) 自然環境・生物に関する裁判例にみる予防原則の適用方法

ア) 漁獲機会の規制に関する判決

「主要な判決」で自然環境・生物保護の分野と言い得るものとして、Case T-251/18 *International Forum for Sustainable Underwater Activities (IFSUA) v. Council of European Union* [2020] ECLI:EU:T:2020:89 がある。理事会は、TFEU43条3項及び共通漁業政策規則 (Regulation (EU) No 1380/2013、CFP規則) に基づいて、毎年漁獲機会の割り当てを行う。2018年の漁獲機会規則 (Regulation (EU) 2018/120) は、その9条で一定の魚種の遊漁を規制し、ある海域では、キャッチ&リリースのみ (9条4項) 等の制限を置いた。これに対し、IFSUA (遊漁、海底活動等に関わる団体の国際組織) が、取消を求めた。IFSUAは、漁獲機会規則9条4項が「本件で適用されるべき予防原則に照らして比例的でない」等と主張していた。

一般裁判所は、共通漁業政策に関するEU立法機関の広い裁量について述べたうえで、遊漁の対象魚種への「影響に関する決定的な科学的データの不在」をいう原告の主張に対し、ICES (魚類関係の評価を行う科学技術的団体) によるいくつかのデータを挙げ、また、CFP規則2条2項が漁獲割り当ての際予防原則を適用することを要請していること等を挙げつつ、規制手段は、目的に照らして明らかに不相当又は恣意的とはいえない、したがって、裁量の逸脱・比例原則の違反とはいえないとした。

本判決は一般裁判所の判決であるが、原告の主張も、裁判所の判断も、比例原則の審査の枠組みの中で予防原則を適用する形となっている。また、判示は全体に非常に簡潔である。

イ) 生息地指令の解釈と予防原則

EU生息地指令 (Directive 92/43/EEC) は、EUとして保護すべき区域「Natura 2000」を定めてこれを保護すること等を内容とする。加盟国が、保護すべき自然生息地類型や種の生息地であるサイトのリストを作成し、欧州委員会が「共同体として重要な地域 (SCIs)」リストの案を作成、決定する。加盟国は、SCIsを「保全特別地域 (SACs)」として指定する。リスト掲載のSCIについては、計画や事業が「重大な影響を及ぼすおそれがある場合」、「当該区域の保全目的を考慮し」、「適切な評価 (assessment)」の実施が義務付けられる (4条5項、6条3項1文)。当局は、「問題の区域の完全性 (integrity) に悪影響を及ぼさないことを確認した後にのみ」、計画・事業に同意する (6条3項2文)。

生息地指令6条3項第2文は、条文上、影響に関し不確実性がある場合には活動を認めない構造となっており、司法裁判所は、予防原則を統合しているとする (Case C-127/02 *Landelijke Vereniging tot*

Behoud van de Waddenzee, and Nederlandse Vereniging tot Bescherming van Vogels v Staatssecretaris van Landbouw, Natuurbeheer en Visserij [2004] ECLI:EU:C:2004:482)。一方、6条3項第1文は、条文上は単に「重大な悪影響のおそれがある場合」と述べるのみであるが、司法裁判所は、「特に、予防原則に照らして」、「客観的な情報を基礎として、計画又は事業が問題の区域に対し重大な影響を及ぼすことが排除できない場合」はこれに該当するとした（Waddenzee判決）。こうした解釈に関しては、「証明責任の部分的転換」との評価がある²⁹⁾。

生息地指令に関し予防原則に言及する司法裁判所の別の判決（Case C-258/11 *Peter Sweetman, Ireland, Attorney General, Minister for the Environment, Heritage and Local Government v An Bord Pleanála*, [2013] ECLI:EU:C:2013:220）については、その「目的論的（teleological）」な解釈が指摘されている²⁹⁾。EUの予防原則が、環境等の「高いレベルの保護」の目的と密接に結びついていること（上記2）イ）（a）参照。）も考えると、立法において基礎となる価値判断を明確にしておくことは、解釈における予防原則の適用の観点からも意義があることと考えられる。

4) 分野による予防原則の適用方法の違い

予防原則の適用方法が分野や文脈により異なること^{25), 30)}は、本研究でも改めて確認された。植物保護製品については、相当程度の科学的知見の蓄積とリスク管理（広義）の一般的方法論が存在し、これと予防原則を踏まえ、詳細な手続・基準の規定が可能である。裁判所が予防原則を適用しつつこれを解釈することで、予防原則の内容・適用に関するルールがさらに詳細化・具体化していくことになる。一方、種や生態系の保全の分野においては、科学的知見の程度や保護法益の性質が異なることなどから、規制の内容も、従って裁判所による予防原則の適用方法も、異なる形となる。こうした違いを考えると、予防原則の適用方法の具体化は、ある程度分野ごとに考えることが有用といえる。

5. 研究目標の達成状況

サブテーマ4においては、予防原則に関わる米国及びEUの法令、判例、学説等の調査・分析を行うことを通じて、米国であれば、①〈強い〉予防原則と〈弱い〉予防原則とのうち、〈弱い〉予防原則は米国の主要な環境法規範において取り入れられており、学説でもそれが採用されるべきことについて概ね共通した理解がみられること、②とくに〈強い〉予防原則を環境法規範において採用するにあたっては、その適用要件である「科学的不確実性」とは何かを明確化することが課題となること、を明らかにした。また、EUに関しては、EUにおける予防原則の適用に関する司法審査の近年の方式について示すとともに、予防原則に基づく措置については、措置の決定における手続等要請がより重いものとなる可能性も考えられること及びその場合の課題を示した。これらは、研究目標における、各法域の予防原則の具体化の状況等を示すものであると同時に、「憲章に予防原則を盛り込む際に生じる論点と議論の方向性を提示」するものといえ、これらの目標は、概ね達成することができたと考えられる。

本サブテーマでは、加えて、「憲章が日本法に与える影響を示す」ことを研究目標の1つとしていた。当初その6条において予防原則を謳っていた世界環境憲章案は、法的拘束力のない政治宣言へと転化し、予防原則に関する具体的な規定を欠く方向となっている。しかしながら、上記で指摘した論点等は、将来的に憲章案6条のような国際合意が成立した場合に日本が検討・対応を迫られる事項に他ならない。その意味で、この部分についても、当初の研究目標を概ね達成することができたと評することができる。

以上より、サブテーマ4は、上記2. で掲げた研究目標を概ね達成することができたと考えられる。

6. 引用文献

- 1) Noah M. Sachs, Rescuing the Strong Precautionary Principle from Its Critics, 2011 U. Ill. L. Rev. 1285 (2011)
- 2) Noga Morag-Levine, The History of Precaution, 62 Am. J. Comp. L. 1095 (2014)

- 3) David M. Driesen, Cost-Benefit Analysis and the Precautionary Principle: Can They Be Reconciled?, 2013 Mich. St. L. Rev. 771 (2013)
- 4) Adrian Vermeule, Precautionary Principles in Constitutional Law, 4 J. Legal Analysis 181 (2012)
- 5) Joshua J. Bruckerhoff, Giving Nature Constitutional Protection: A Less Anthropocentric Interpretation of Environmental Rights, 86 Tex. L. Rev. 615 (2008)
- 6) Jonathan Remy Nash, Standing and the Precautionary Principle, 108 Col. L. Rev. 494 (2008)
- 7) Daniel Gervais, The Regulation of Inchoate Technologies, 47 Hous. L. Rev. 665 (2010)
- 8) Matthew T. Wansley, Regulation of Emerging Risks, 69 Vand. L. Rev. 401 (2016)
- 9) Thomas W. Merrill, David M. Schizer, The Shale Oil and Gas Revolution, Hydraulic Fracturing, and Water Contamination: A Regulatory Strategy, 98 Minn. L. Rev. 145 (2013)
- 10) Daniel A. Farber, Coping with Uncertainty: Cost-Benefit Analysis, the Precautionary Principle, and Climate Change, 90 Wash. L. Rev. 1659 (2015)
- 11) Leslie Carothers, Upholding EPA Regulation of Greenhouse Gases: The Precautionary Principle Redux, 41 Ecology L.Q. 683 (2014)
- 12) Alexander A. Golub, Climate Policy and Uncertainty: a-Precautionary Principle Versus Real Options Analysis, 42 Env'tl. L. Rep. News & Analysis 10733 (2012)
- 13) Trisna Tanus, Oil Development in ANWR: The Precautionary Principle Is Compatible with the Fish and Wildlife Service's Statutory Mandate, 2 Wash. J. Env'tl. L. & Pol'y 330 (2012)
- 14) Annecoos Wiersema, Uncertainty, Precaution, and Adaptive Management in Wildlife Trade, 36 Mich. J. Int'l L. 375 (2015)
- 15) John S. Applegate, Synthesizing TSCA and REACH: Practical Principles for Chemical Regulation Reform, 35 Ecology L.Q. 721 (2008)
- 16) John S. Applegate, Bridging the Data Gap: Balancing the Supply and Demand for Chemical Information, 86 Tex. L. Rev. 1365 (2008)
- 17) Oren Perez, Precautionary Governance and the Limits of Scientific Knowledge: A Democratic Framework for Regulating Nanotechnology, 28 UCLA J. Env'tl. L. & Pol'y 29 (2010)
- 18) Cass Sunstein, Laws of Fear: Beyond the Precautionary Principle (2005)
- 19) Antônio Augusto Cançado Trindade, Principle 15: Precaution, in The Rio Declaration on Environment and Development: A Commentary 403 (Jorge E. Viñuales ed. 2015)
- 20) Henry I. Miller & Gregory Conko, The Science of Biotechnology Meets the Politics of Global Regulation, 17(1) Issues in Sci. & Tech. (2000)
- 21) John D. Graham, The Perils of the Precautionary Principle: Lessons from the American and European Experiences (Oct. 20, 2003), in Heritage Lectures, Jan. 15, 2004
- 22) Rebecca Williams, Winter Wonderland: Intervention, Endangered Species and Snowmobiling in Voyageurs National Parks, 5 Mo. Env'tl. L. & Pol'y Rev. 165 (1997)
- 23) Paul Craig, EU Administrative Law (3rd edn, Oxford University Press, 2018) 697-698.
- 24) Ludwig Krämer, EU Environmental Law (8th edn, Sweet & Maxwell, pb, 2016) 246.
- 25) Eloise Scotford, Environmental Principles and the Evolution of Environmental Law (Hart Publishing, 2017).
- 26) C.J.van Leeuwen, 'General Introduction', in C.J.van Leeuwen and T.G.Vermeire (eds) Risk Assessment of Chemicals: An Introduction (2nd ed., Springer, 2007) 3.

- 27) Ludwig Krämer, 'Precautionary Principle, Precautionary Principle, Cost-Benefit Analysis and Impact Assessment – Comment on General Court of 17-5-2018, Case T-584/13, BASF Agro a.o. v. Commission' (2018) 15 *Journal for European Environmental & Planning Law* 376.
- 28) Giulia Claudia Leonelli, 'Acknowledging the Centrality of the Precautionary Principle in Judicial Review of EU Risk Regulation: Why it matters' (2020) 57 *Common Market Law Review* 1773.
- 29) Suzanne Kingston, Veerle Heyvaert and Aleksandra Čavoški, *European Environmental Law* (Cambridge University Press, 2017) 438-439.
- 30) Nicolas de Sadeleer, *Environmental Principles: From Political Slogans to Legal Rules* (2nd edn, Oxford University Press, 2020) 153.

II-5 国際法グループ統括：国際法における環境権と持続可能な発展原則

サブテーマリーダー 東京大学 未来ビジョン研究センター 高村ゆかり

〔要旨〕

国際環境法の原則を定める新たな条約を作成することで、国際環境法と各国における実施の実効性を高めることをねらった世界環境憲章案は、交渉を経て国連環境総会における法的拘束力のない政治宣言の採択となったが、1992年のリオ宣言以降の国際環境法の原則の展開を明らかにし、国際環境法と各国における実施の実効性の観点からの諸課題を浮き彫りにした。政治宣言は、国連環境計画（UNEP）の機能強化などに焦点が置かれ、国際環境法の原則については手続的環境権の重要性を認めるにとどまる。

国際法上、実体的環境権が確立したと評価することはできないが、手続的環境権は、その適用範囲や条件等の詳細について意見の違いはあるにしても、確立した権利であることについて諸国間に広範なコンセンサスがある。国連人権理事会決議による「安全で、清浄で、健全で持続可能な環境に対する権利」の承認や国連人権理事会の「人権及び環境に関する枠組原則」など、人権ベースのアプローチが浸透し、人権法との相互作用の中で環境法が展開していることをふまえて日本の環境権・参加原則の検討を行うことが必要である。

「持続可能な発展」概念は、紛争当事国間の競合する権利の均衡に環境への考慮を統合することによって、環境保護が適切に考慮された形で当事国間の権利の均衡線を引き直すツールとして、国際裁判所において、国家間の条約の解釈において援用、適用されている。世界環境憲章案は、各国の政策、活動の計画・実施における環境保護の統合も国際法上の義務と規定したが、その可能性も含め、今後の展開を注視すべきである。

1. 研究開発目的

サブテーマ5は、世界環境憲章案をめぐる国際的な議論動向を継続的に把握しつつ、憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位を検討するとともに、特に環境権と持続可能な発展概念に関してその内容や国際法上の法的地位を検討する。検討結果をふまえて、これらの原則・理念が憲章案に盛りこまれる場合の規範のあり方等を提示し、日本の環境法政策への影響を明らかにすることを目的とする。

2. 研究目標

国際法グループの検討を統括し、憲章案/政治宣言案の国連交渉を検討し、文書案に盛りこまれうる中核的原則（特に環境権、持続可能な発展）の内容、法的地位などを明確にし、国際環境法の実効性を高め、日本の環境立法・行政を前進させる政治宣言案のオプションを提示する。

3. 研究開発内容

サブテーマ5は、国際法グループの検討を統括し、憲章案に関する国連での議論を整理し、検討が必要な中核的原則・理念を同定するとともに、それらの原則・理念について、現行の国際法に照らしてその内容と法的地位等を検討し、憲章案の評価を行うこと、同時に、環境権、持続可能な発展の検討を担うことを目的とする。そのため、まず、憲章案の国連における論議に関する資料・文献などを収集・調査・検討し、国際法学からの検討に必要な文献等を調査・検討を行った。憲章案については、本課題の研究遂行中に、結果的に法的拘束力のない政治宣言の形で採択されることとなったが、その経緯も含めて国連における議論を検討し、政治宣言の評価を行った。

加えて、国際法における環境権と持続可能な発展概念について、文献調査やオンラインによる各国研究者への聞き取り調査等により検討を行った。環境権については、国際法における環境権の射程、含意などを明確にし、特に、国連人権理事会等、近年の国際人権法における展開を中心に検討を行った。持続可能な発展概念については、国際裁判所等における展開を中心に検討を行った。その研究結果は、国内法における環境権の検討（サブテーマ2）にもインプットを行い、同時に、サブテーマ2の検討結果を含め、主要国の国家実行等を踏まえた検討を行った。こうした検討をふまえ、環境権と持続可能な発展概念の国際法上の地位と適用範囲など、特に1992年のリオ宣言以降の展開と課題を明確にし、国際環境法の実効性を高め、日本の環境立法・行政を前進させる観点から環境法政策への含意をとりまとめた。

4. 結果及び考察

(1) 世界環境憲章案をめぐる国連交渉と政治宣言の評価

世界環境憲章案に関する交渉のため、2018年5月、国連総会は作業部会を設置し、作業部会は、3回の会合を経て、2019年5月、国連総会への勧告をまとめた。この勧告を受け、同年8月、国連総会は、1972年の国連人間環境会議による国連環境計画（UNEP）設立を記念する機会に、国連のハイレベル会議で採択する政治宣言文書を作成することを確認した。感染症の影響で1年遅れたものの、2022年3月、第5回国連環境総会（UNEA5）で法的拘束力のない政治宣言が採択された（図2-1）。世界環境憲章案は、諸国に義務づけを行う法的拘束力のある文書（条約）を想定したものだが、国連交渉において、主要国（特に米国、ブラジル、ロシア）は条約作成に消極的であった。法的拘束力のない文書の方向で作業部会が合意したのはこうした国際政治状況が背景にある。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
世界環境憲章交渉の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・6月：憲章案起草 ・9月：仏・マクロン大統領から首脳会議で憲章案提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月：国連総会で作業部会設置を決定する決議72/277採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月：第1回作業部会 ・3月：第2回作業部会 ・5月：第3回作業部会。国連総会への勧告合意 ・8月：国連総会で、上記の勧告を支持する決議73/333採択。これにより、UNEA5に勧告を送付し、政治宣言案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：第1回非公式協議 政治宣言案交渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月：国連環境総会 Part1 (UNEA5-1) ・11月 第2回非公式協議 	<ul style="list-style-type: none"> =ストックホルム会議50周年 ・2月 第3回非公式協議 2月-3月：国連環境総会 Part2 (UNEA5-2) ・3月 政治宣言採択
関連する出来事など		<ul style="list-style-type: none"> ・3月：国連人権理事会「環境及び人権に関する枠組原則」 		<ul style="list-style-type: none"> ・11月：米国大統領選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月：国連人権理事会「環境に対する権利」を承認する決議 	

図5.1 世界環境憲章の交渉経緯

世界環境憲章案のねらいは、国際環境法の原則を定める新たな条約を作成することで、国際環境法と各国における実施の実効性を高めることにある。作業部会においても、国際環境法と各国における実施の実効性という観点からの課題が指摘され、作業部会の国連総会への勧告にも表れている。①多数の環境条約の中には相互に相反する内容を定めるなど国際環境法が分断化（fragmentation）している、②国際環境法の原則の中にその内容や適用範囲が不明確等の理由で機能しないものや近年の展開を反映していないものがある、③1992年のリオ宣言以降生じた新たなタイプの環境問題に十分対応できる原則を

欠く、④貿易、人権といった関連隣接（時に相反する）法分野の法との調整に十分対応できる原則を欠く、などの課題である（Aguila and Vinuales 2019¹⁾ など）。同時に、多数の国が、⑤各国における環境法の実施やその実効性の課題や⑥それを支える資金支援など実施方法の強化の必要性も指摘する。これらの指摘は、文書の法的性格にかかわらず、国際環境法が直面する課題を明確にするものとして有用である。

憲章案がめざす国際環境法の原則を規定する新たな条約は、その内容次第ではこうした国際環境法の課題（①～④）を一定解決しうる可能性がある。他方、新たな条約がこれらの問題を解決するには限界もある。条約は、条約を締結した国のみを拘束し、締結しない国は拘束されないため、条約による解決は一部の締約国のみ適用されるにとどまる。また、新たな条約は、後法優位の原則により、過去締結された現行の環境条約より優先的に適用されるが、条約が一部の国のみ適用されると、現行の環境条約について、従来の規則が適用される国と、新しい条約が適用される国が生じ、現行の環境条約の解釈や実施の統一性、一体性が損なわれるおそれもある。さらに、条約の場合、国に義務づけを行うため、各国は交渉上慎重な立場をとりがちで、本来確立した原則の内容よりも限定的にしか規定できないかもしれない。それが現行の国際条約を上書きすると、むしろ現行の環境条約による環境保護の水準が後退するおそれもある。

他方、法的拘束力のない文書ゆえに、原則を明確に、忠実に規定することに合意できる可能性もある。拘束力のない文書に定められた原則であっても、国際社会に広く受容され、すべての国を拘束する慣習法の一部となる可能性や、「持続可能な発展」概念（後述）のように裁判所などに解釈の指針として用いられる可能性もある。より統合的かつ実効的な国際環境法システムの構築という観点からの上記の課題は、法的拘束力ある「条約」であれば自動的に解決するのではなく、また、拘束力のない文書でも、規定内容次第では国際環境法の発展に条約以上に貢献しうる可能性もある。（図2-2）

法的拘束力のある条約を策定する場合	
利点 ・新条約が*課題に対処する規定を定めれば解決につながる *多数の環境条約が並存し、相反する内容を定めるなど分断化し、調整するルールがない、1992年リオ原則以降の展開をふまえた文書がない、条約の実施が実効的でないといった課題が指摘	弱点・留意点 ・条約は締結した国のみを拘束するため、 締結しない国については課題は解決しない ・条約を締結した国々と締結しない国々に適用されるルールが異なる。 分断化がさらに進むおそれ ・拘束力ある文書の場合、国は義務づけに慎重な立場をとり、 国家間の合意水準が相対的に下がる
法的拘束力のない政治宣言文書を策定する場合	
利点 ・拘束力がない故に、 原則を忠実に規定することに合意できる可能性 ・拘束力がなくとも国や裁判所により 解釈指針として用いられる可能性	弱点・留意点 ・不遵守に対して 実効性を確保するな対応が困難

図5.2 文書の法的拘束力と課題対処の利点と弱点

こうした観点から2022年3月、UNEA5で採択された政治宣言²⁾を見ると、UNEPの機能・役割強化、UNEPと多数国間環境条約（MEAs）の間の関係、資金などの支援を含むMEAsの効果的実施など、国際環境ガバナンスの強化に焦点が置かれ、国際環境法の原則に関する言及はきわめて限られている。1992年の環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ会議で採択されたリオ宣言の原則を再確認するものの、特定の法原則について合意の進展はない。ただ一つ、環境権について、「安全で、清浄で、健全で持続可能な環境に対する権利を人権として承認」した2021年10月8日の人権理事会決議48/13（後述）を前文で参照しつつも明確に実体的環境権の規定はない一方、手続的環境権の重要性を認めている（para. 14）。特に環境法の強化の観点から加盟国に対して、国際環境法に基づく現行の義務と誓約の実施を促進（para. 4）、UNEPの環境法に関する10年計画であるモンテビデオ計画Vへの支援を拡大し、環境法の支配の発展及び実施を促進（para. 16）、国内法システムにおいて国際環境法の関連原則を取り扱う（address）

(para. 18) といった事項を要請しているが、環境法の発展や実施の促進をいかに具体的に進めていくかの道筋や手続について明記はない。日本として国際・国内の環境政策の推進という観点から、国際環境法の発展と実施をいかに促進するか、日本の国内法における関連原則の取り扱いなど、いかなる戦略・方策で対応するかを検討する必要がある。

(2) 人権法との相互作用による環境権の展開

環境権は、実体的権利と手続的権利（参加原則）に大別される。実体的権利＝健全な環境に対する権利を定める国際条約は限られるが、既存の人権条約が規定する生命に対する権利、健康に対する権利などの確立した人権の保障を通じて、事実上環境権が保障され、その実現に貢献している。他方、手続的権利は、①環境に関する情報へのアクセス、②公衆参加、③司法へのアクセスの3つの柱からなる。リオ宣言第10原則を基に、欧州諸国においてオーフス条約（環境に関する、情報へのアクセス、決定への市民参加、及び、司法へのアクセスに関する条約）、2018年には、ラテンアメリカ・カリブ諸国間でエスカズ条約が採択された。また、拘束力のない文書の形で、「環境に関する、情報へのアクセス、決定への市民参加、及び、司法へのアクセスに関する国内法作成のための指針（UNEPバリガイドライン）」（2010年。UNEP 管理理事会決定SS/XI/5）が作成されている。

この間、国連人権理事会が、環境権に関わる議題を立て、検討を進めている。特に、2012年には「安全で、清浄で、健康的かつ持続可能な環境の享受に関する人権に関する義務を検討する独立専門家」の任命を決定し、憲章案提示後の2018年3月には独立専門家Knoxがその最終報告書（A/HRC/37/59）で、「人権及び環境に関する枠組原則」（以下「枠組原則」）を国連人権理事会に提出した。

16の原則からなる枠組原則は、人権と環境の相互関連性を確認し、環境損害が人権の享受を妨げ、人権保障が環境保護と持続可能な発展の促進を助けるという認識から、環境に関わる国家の主要な人権義務をまとめ、統合的な実施のためのガイダンスを与えることをめざす。その多くが世界環境憲章案で定める原則と共通するが、環境基準への人権尊重の統合（枠組原則11）、先住人民といった環境損害に脆弱な者に追加的な保護を国が与える義務（枠組原則14、15）など、環境保全と人権保護を統合する点が特徴的である。また、環境影響評価に関する枠組原則8は、事業だけでなく政策の環境影響も対象とし、加えて、人権への影響を影響評価の対象に明示的に含む点、影響評価義務を国境を越える影響のおそれがある場合に限定していない点は憲章案にもない特徴である。

2021年10月8日、国連人権理事会が、「安全で、清浄で、健全で持続可能な環境に対する権利を人権として承認」する決議（A/HRC/48/L.23/Rev.1）を採択した（賛成：43カ国、反対：0、棄権：4カ国（中国、インド、ロシア、日本））。人権理事会決議は法的拘束力を有さず、決議の重要性に鑑みて賛成票を投じた国の中にも、国際法上の環境権の法的地位や性格については留保する国もある。英国は、かかる権利は、条約において合意されておらず、慣習法でもない、国際法上保障される権利の範囲＝保障する国の義務の範囲について共通の理解がないとし、ドイツは、環境権は新しい権利ではなく、現行の国際法上の義務、とりわけ国際人権規約上の義務に由来し、内在しているとする。したがって、この決議をもって、国際法上、実体的環境権が確立したと評価することはできない。

自由権規約など日本も締結する人権条約が保障する生命に対する権利、健康に対する権利などの確立した人権の保障を通じて、事実上環境権が保障され、その実現に貢献している。近年のオランダ、フランス、ドイツなどの国内裁判所における気候変動に関連する訴訟や、人権条約の下に設置された個人の申立を判断する人権機関への申立でも重要な論点となっている（例えば、Ioane Teitiota v. New Zealand, communication No. 2728/2016 (CCPR/C/127/D/2728/2016) (2020年9月)に関する自由権規約委員会の見解）。

実体的環境権を国際法上確立した人権と評価することはできないが、手続的環境権は、その詳細な適用範囲や条件について意見の違いはあるにしても、確立した権利であることについて諸国間に広範なコンセンサスがある。このように、人権ベースのアプローチが浸透し、人権法との相互作用の中で環境法が展開していることをふまえて日本の環境権・参加原則についても検討することが必要である。

(3) 環境への考慮を統合する持続可能な発展概念の機能

「持続可能な発展（Sustainable Development; SD）」概念は、SDGs（持続可能な開発目標）に組み

込まれているように国際社会が実現をめざす政策目標であるとともに、1990年代以降、国際裁判所による法の適用と解釈において一定の役割を果たす法概念としても機能している^{3) 4)}。

SD概念は、持続可能な発展に由来する統合原則として機能している。例えば、紛争当事国間で締結した条約に環境への考慮は組み込まれていない場合、こうした条約の文言をそのままに解釈すると環境保全を考慮しない判決となり得る。そのため紛争当事国間の競合する権利の均衡に環境への考慮を統合することによって環境保護が適切に考慮された形で当事国間の権利の均衡線を引き直すツールとして、SD概念が用いられてきた。関連して、SD概念は、時際法的機能も演じうる。SD概念が、時間の経過で展開した最新の環境保護の規範、基準に照らした条約の解釈を正当化する根拠として裁判所において援用されている。裁判所のこうした動的解釈又は発展的解釈は、程度の多少はあれ、条約締結時に国家が同意した権利義務を裁判所がその判断で「読み直し」を行うことになる。国家間合意の法的安定性の確保という観点から、裁判所の解釈権限と裁量の範囲・条件についてはさらなる検討が必要である。

SD概念は、国際裁判所において、国家間関係＝条約の解釈において援用、適用されてきた。他方、世界環境憲章案の統合原則（4条）は、各国の政策、活動の計画・実施における環境保護の統合を義務として定めていた。各国の政策、活動の計画・実施における環境保護の統合を国際法上の義務と認める見解は多くはないが、国家間関係＝条約の解釈における環境保護の統合の展開が与える影響を含め、持続可能な発展概念の今後の展開について留意が必要である。

5. 研究目標の達成状況

憲章案/政治宣言案の国連交渉を適時かつ詳細に検討し、環境に関する国際法制度の現状の課題を明確にした。その上で、これらの課題への対応について、法的拘束力ある文書形式＝条約か、法的拘束力のない文書形式＝政治宣言によっていかなる利点と障壁・留意点があるのかを明らかにした。また、その交渉過程の分析を通じて、文書案に盛り込まれうる中核的原則・概念を特定し、交渉過程から見える各原則・概念についての諸国の評価などを他のサブテーマと共有することで、サブテーマ間で連携して研究を進める情報基盤を提供した。このように当初の研究目標を十分に達成することができた。結果的に政治宣言の形式の文書の採択となったものの、これらの一連の研究は、1992年のリオ宣言以降の環境法の原則、特にこのサブテーマの下では、環境権、持続可能な発展の法的地位、適用範囲などの展開を明確にし、とりわけ、環境権については、サブテーマ2と連携して、国際法上の環境権の展開に照らした日本の環境権・参加原則の評価と課題を明らかにすることができた。

6. 引用文献

- 1) Y. Aguila and J. E. Viñuales (eds.), *A Global Pact for the Environment: Legal Foundations* (Cambridge: C-EENRG, 2019).
- 2) Political declaration of the special session of the United Nations Environment Assembly to commemorate the fiftieth anniversary of the establishment of the United Nations Environment Programme, UNEP/EA.SS.1/4.8 March 2022.
- 3) 高村ゆかり「環境規制と持続可能な発展」大久保規子、高村ゆかり、赤渕芳宏、久保田泉編『環境規制の現代的展開—大塚直先生還暦記念論文集』（2019年）
- 4) 高村ゆかり「ライン鉄道事件」小寺彰、森川幸一、西村弓編『国際法判例百選 第2版（別冊ジュリスト204）』（2011年）

II-6 国際法における汚染者負担原則と共通に有しているが差異のある責任原則

サブテーマリーダー 明治学院大学法学部 鶴田順

〔要旨〕

「共通だが差異のある責任」（CBDR）は国際環境法の分野でひろく受容され、国際環境条約の定立と実施を支える基本的な考え方である。今後の国際条約等の規範的文書におけるCBDRの採用のあり方は、各国をある特定の時期で固定的に分類することによる差異化ではなく、各国の異なる事情に照らした個別的で可変的な差異化とすべきである。

1. 研究開発目的

本サブテーマは世界環境憲章案で言及されている汚染者負担原則（PPP）と「共通に有しているが差異のある責任原則」（CBDR）について調査・検討を行うことで、世界環境憲章でこれらの原則を採用する場合のあり方や考慮すべき点をできるだけ具体的に明らかにすることを目的として行った。

2. 研究目標

世界環境憲章案で言及されているPPPとCBDRについて調査・検討し、PPPに関しては国際関係における適用可能性の有無を明らかにする。CBDRについては「共通」と「差異化」の両方の根拠について明らかにする。それにより、サブテーマ1とともに、憲章でこれらの原則を採用する場合の規定のあり方を提示する。また、憲章が日本法に与える影響や受容可能性についても提示する。

3. 研究開発内容

本研究は次の五点を明らかにした。第一に、CBDRは国際環境法の分野でひろく受容され、国際環境条約の定立と実施を支える基本的な考え方である。第二に、CBDRをいかなる内容で採用するかについては、CBDRの本来の意義が「国家間の衡平性の確保」であることに留意すべきである。第三に、パリ協定で採用されたCBDRを参考にして、責任の差異化のあり方は、各国をある特定の時期で固定的に分類することによる差異化ではなく、各国の異なる事情に照らした個別的で可変的な差異化であるべきである。第四に、パリ協定で採用されたCBDRは、CBDRの本来の意義をふまえると、けっしてCBDRの変質や転換ではなく、CBDRの目的をふまえて差異化のあり方を具体化したものである。それゆえ、第五に、世界環境憲章でパリ協定が採用したCBDRのような内容の明文化が達成できなかったとしても（実際には世界環境憲章ではなく政治宣言の採択となった）、けっしてCBDRの「後退」にはならない。

上記のような研究開発内容は、国際環境条約等の国際交渉に次のような示唆を有する。たとえば、現在、国連環境計画の国連環境総会（UNEA）で海洋プラスチックごみをめぐる新たな条約の策定交渉が進められているが、条約策定交渉におけるCBDRに基づく提案は、途上国を含む多数の国の賛同を得ることができ、ひろく条約交渉をリードすることにつながると考えられる。条約策定交渉におけるCBDRに基づく提案を警戒するばかりではなく、CBDRにこめられた本来の意義をふまえて戦略的に用いていくことが重要である。

4. 結果及び考察

研究の結果判明したのは、大要、下記の通りである。

- ・「共通だが差異のある責任」とは

「共通だが差異のある責任」（CBDR）の原則は、「持続可能な発展」という概念の構成要素の一つとして、現在および将来の世代のために地球環境を保護することは、先進国であれ、途上国であれ、すべての国の責任であるが、先進国は地球環境問題を引き起こすのに歴史的に大きく寄与し、先進国は途上国よりも問題に対応する財政的・技術的能力を有することから、先進国と途上国の衡平性に配慮し、先進国に途上国よりも重い責任を認めるべきとする考え方であるとされてきた。国際法では主権国家を

平等に扱うことに重きが置かれてきたが、CBDRはそれを修正する考え方といえる。

CBDRの歴史的な起源は、気候変動に関する政府間パネルの1990年の第一次報告書に確認できる。報告書を受けて、CBDRは同年の第二回気候会議閣僚宣言で明記された。その後、1992年に採択されたリオ宣言は、第7原則で、「国は、地球の生態系の健全および一体性を保存し、保護しおよび回復するために、全地球的なパートナーシップの精神で協力する。地球環境の悪化に対する異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する」と述べて、CBDRを地球環境問題に取り組むうえでの基本的な考え方として位置付けた。CBDRを地球環境問題に取り組むうえでの基本的な考え方として位置付けた。ただし、地球環境の悪化に対する「責任」の有無や程度について、「先進国・途上国の二分」を採用しているわけではない。

・地球環境条約におけるCBDRの採用

気候変動問題とオゾン層破壊問題に対応した条約では、先進国と途上国の責任の差異化が明確に図られた。先進国と途上国で実体的な権利義務に差を設けたり、実体規定の適用のスケジュールに差を設けたりしてきた。

たとえば、気候変動枠組条約は3条1項で条約の目的の達成および実施における指針として、「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任および各国の能力に従い、人類の現在および将来の世代のために気候系を保護すべきである」と規定し、CBDRを明示的に採用した。また、京都議定書では、気候変動枠組条約の附属書I締約国（先進国等）のみに全体で温室効果ガス（GHG）の排出量を5%削減（基準年1990年）することを義務づけ、非附属書I締約国（途上国）には削減義務を課さなかった。

他方で、2015年に採択されたパリ協定では、将来的に一つの枠組みとなることを志向し、「共通の責任」にも重きを置きつつ、GHGの排出削減（緩和策）や気候変動への適応策といった個々の問題に即して締約国が負う義務の差異化を図っている。排出削減については、すべての締約国が排出削減策（「自国が決定する貢献」（NDC））の作成・通報・維持を義務づけられた（協定4条2項）。NDCは「各国の異なる事情に照らした」CBDRを考慮するとされている（協定4条3項）。

・CBDRにおける「共通の責任」と「差異のある責任」

CBDRは「共通の責任」と「差異のある責任」という二つの要素によって構成されている。まず、CBDRにおける「共通の責任」は「共通利益」の認識に由来するものである。国際法によって規律することによって得られる利益が、特定の国の利益にとどまらず、多くの国に共通した利益であると認められることにより、国際社会における共通利益となることが促進される。今日、国際社会における共通利益は、安全保障、人権、経済等の国際法が規律する多くの分野で認められている。

CBDRにおける「差異のある責任」は、国際法で重きがおかれてきた主権国家平等に基づく決定が合理性を欠く場合に認められるものである。責任の差異化は、「過去および現在の問題状況の悪化に対する各国の寄与度の違い」と「問題状況の克服における各国の財政的・技術的能力の違い」の二つによって根拠付けられるものである。前者は主に途上国が主張するもので、地球環境の悪化に対処するための措置をとる先進国の重い責任を導くことができる。後者は先進国が主張するもので、先進国が有する財政的・技術的能力から導かれる責任であるが、ここでの責任は必ずしも法的な意味での責任として主張されているわけではない。

先進国が途上国よりも重い責任を負うことをPPPによって根拠付けようとする論者もいるが、より説得的な説明は「衡平の原則」によるものである。たとえば、気候変動枠組条約の交渉過程において、先進国は、責任の差異化の根拠として、「問題発生への各国の寄与度の違い」（GHGの累積排出量の各国間の違い）という根拠を認めなかった。先進国が主張する「先進国主導論」は、「GHG排出量の削減に関する一般的な義務」を肯定したうえで、それを世代間衡平で根拠付け、GHG排出可能量の配分についても衡平を考慮し、先進国と途上国の「財政的・技術的能力の違い」をふまえ、先進国が「率先して」取り組むことを肯定するものであった。他方で、途上国が主張する「先進国責任論」は、「GHG排出量の削減に関する一般的な義務」が設定されてしまうことで、先進国のみならず途上国も削減義務を負うことになることを拒否し、それを世代内衡平の考慮、すなわち、先進国と途上国のGHGの過去から現在までの排出量（累積排出量）の差異や一人あたりのGHG排出量の差異など、「問題状況発生への各国の寄与度の違い」を根拠とするものであった。

・気候変動分野の国際環境条約におけるCBDRの採用

CBDRにおける責任の差異化は、伝統的に国際法で重きがおかれてきた主権国家平等に基づく決定が合理性を欠く場合に例外的に認められるものである。責任の差異化は「過去および現在の問題状況の悪化に対する各国の寄与度の違い」と「問題状況の克服における各国の財政的・技術的能力の違い」の二つによって根拠付けられるものである。これら二つの要素は可変的であり、CBDRにおける責任の差異化のあり方は時の経過によって変わるものである。

たとえば、GHG大規模排出は単年度および累積の双方で中国の排出量が一位である。途上国側から責任の差異化の根拠として主張された「問題状況発生への各国の寄与度の違い」は、今日、少なくとも中国については、責任の差異化の根拠として主張することの妥当性を欠く。気候変動分野におけるCBDRの適用においては先進国と途上国の単純二分論が妥当性を欠くといえる。

2015年に採択されたパリ協定では、将来的に一つの枠組みとなることを志向し、「共通の責任」に重きを置きつつ、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応といった個々の問題に即して締約国が負う義務の差異化を図っている。排出削減については、すべての締約国が排出削減策の作成・通報・維持を義務づけられている。各締約国の排出削減策は「各国の異なる事情に照らした(in the light of different national circumstances)」CBDRを考慮するとされている。

・結論

CBDRは国際環境法の分野でひろく受容され、国際環境条約の定立と実施を支える基本的な考え方である。CBDRの本来の意義は「国家間の衡平性の確保」である。今後、国際条約等の規範的文書でCBDRを採用するにあたっては、パリ協定型CBDRを参考にして、各国をある特定の時期で固定的に分類することによる責任の差異化ではなく、各国の異なる事情に照らした個別的で可変的な差異化とすべきである。

・国際環境条約等の国際交渉への示唆

たとえば、現在、国連環境計画の国連環境総会（UNEA）で海洋プラスチックごみをめぐる新たな条約の策定交渉が進められているが、条約策定交渉におけるCBDRに基づく提案は、途上国を含む多数の国の賛同を得ることができ、ひろく条約交渉をリードすることにつながると考えられる。条約策定交渉におけるCBDRに基づく提案を警戒するばかりではなく、CBDRにこめられた本来の意義を再確認し、戦略的に用いていくことが重要である。

5. 研究目標の達成状況

CBDRの意義の整理、とりわけCBDRにおける「共通」と「差異化」の根拠の整理、CBDRとPPPの関係性の整理、CBDRを国際文書にどのように取り込むべきかについて、当初の研究目標を十分に達成することができた。現在はこれまでの調査・研究成果を、研究目的及び研究目標に対応するかたちで一本の研究論文に集約する作業を進めている。

6. 引用文献

特に記載すべき事項はない。

II-7 国際法における未然防止原則と予防原則

サブテーマリーダー 北海道大学大学院法学研究科 兎矢野マリ

[要旨]

世界環境憲章草案（以下、憲章草案とする。）5条は、環境損害の未然防止及びその具体化としての環境影響評価（EIA）と継続的な影響監視に関する義務を定めるが、その規範内容は憲章草案全体の基礎にある理念・アプローチを反映し、国際慣習法として確立している法規則を超えている。とりわけEIA及び継続的な影響監視にかかる義務については、欧米地域における顕著な国家実行の展開を踏まえ、地球規模では特定部門の既存の条約等における先進的な要素に注意を払ったうえで、未然防止の具体的な内容としてあるべき1つの定式化を明示したものともし、将来の国際環境法の発展を先取りしたものといえなくもない。この点で、とりわけ日本のEIAに関する国内法のあり方は、憲章草案の構想はおろか既存の国際義務の遵守を必ずしも導くものとはなっておらず、この点で課題がある。憲章草案6条は環境損害の予防に関して扱うが、その内容は、国際社会で幅広い支持のあるリオ宣言第15原則や多くの条約とは異なり、費用対効果の観念を明示的に含まない点で、新奇である。

1. 研究開発目的

サブテーマ7は、国際環境法における未然防止原則と予防原則について検討する。未然防止原則は、憲章草案5条に定められており、国際環境法上最も重要な基本原則の一つである。また、予防原則は憲章草案6条に関わり、環境問題の抱える科学的不確実性の問題に対処するための原則として注目を浴びているが、その国際法上の地位については論争も多い。サブテーマ7は、とくにこれらと密接に関連し、また近年発展の著しい手続的義務（事前通報・協議、EIA、影響監視に関する義務等）の発展動向も視野に入れて分析を行うことにより、以上の原則の現代的な展開に照らして憲章草案の含意を明らかにし、さらに国際的な視点で日本法のあり方についても示唆を得ることをめざす。

2. 研究目標

国際法における未然防止原則とその具体化としてのEIAに関する義務及び予防原則について、1) 国際慣習法、条約、その他の主要な国際文書、国際判例及び学説を分析し、法的地位・性質、内容、適用のあり方、規範上の限界及び課題を整理し、2) 憲章草案（特に5、6条）を評価し、主要な論点及び方向性を提示する。3) サブテーマ3、4と連携し、国際環境法の発展動向に照らして日本の環境政策・関連国内法制度を検討し、国内環境法政策の指針を提示する。

3. 研究開発内容

国際法における未然防止原則及び予防原則について、とくに手続的義務（事前通報・協議、EIA、影響監視に関する義務等）に関する義務に着目して一般国際法／慣習国際法、条約、その他の主要な国際文書、国際判例及び学説を分析し、その法的地位・性質、内容、適用のあり方、規範上の限界及び課題を整理した。そのうえで、憲章草案におけるこれら原則のあり方を評価し、国際環境法の発展プロセスにおけるその意義を明らかにした。さらに、手続的義務の発展を先導している国際条約（国連欧州経済委員会（UNECE）越境EIA条約）の実践を精査してその将来への含意を分析するとともに、現在進行中の国連海洋法条約（UNCLOS）の下における協定案及び国際規則案の起草作業の最新の議論状況を検討し、とりわけEIAに関する国際規範の発展にかかる最新の動向も整理した。以上の成果を踏まえて、国際環境法の発展と日本の環境関連法との距離に留意し、日本法の抱える問題点と課題についても一定の示唆を得た。

4. 結果及び考察

研究の結果判明したのは、大要、下記の通りである。

国際環境法において、国際慣習法／一般国際法として確立している未然防止原則は、国家に対して、自国の管轄又は管理下にある活動が他国の環境又は国家の管轄外の環境に対して重大な損害を与えないよう、適切な措置をとることを義務づける（越境環境損害防止義務）。その目的は、他国の領域・管轄地域内の環境及び国家の管轄外地域（公海、南極地域、宇宙空間）の環境保全である。今日、この義務は殆どの環境関連条約及び主要な非拘束的国際文書（リオ宣言第2原則等）で明記され、国際判例も国際慣習法／一般国際法上の地位を認めている（例えば、「ウルグアイ川パルプ工場事件」国際司法裁判所（ICJ）判決（本案）（2010年）（Judgment, Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay, April 20, 2010）パラ101.）。憲章草案5条第2文の規定内容は、この義務と合致する。他方で、国際慣習法／一般国際法上、国家は自国管轄地域内にとどまる環境損害を防止する義務を負うとは断言できない。この義務を明記する条約は多いが、国際慣習法／一般国際法上の義務の存在を論証するのは容易でなく、学説においても人権法のアプローチに依拠した肯定論は増えているが¹⁾、理論的及び実践的な課題は残る。ゆえに、この義務を明示する憲章草案5条第1文は、既存の国際慣習法／一般国際法を超える。なお、この条文の存在は、憲章草案の全体構想—生態学的に健全な環境に対する権利（1条）及び国家、国際機構及び個人（自然人・法人）の架橋を保護する義務（2条）を柱とする—によっており、その点も踏まえ、環境関連条約やリオ宣言の場合との違いを捉えることも必要だろう²⁾。

予防原則（又は予防的アプローチ）は、環境問題に不可避な科学的不確実性の問題に対処するため、今日多くの環境関連条約やその他の国際文書で採用されており、リオ宣言第15原則におけるその定式化も一般に幅広い支持を得ている。予防の意義は、対処の根拠となる損害のリスクについての証明基準を従来よりも下げ、より早期の対処を導く点にある。つまり、環境損害の未然防止（prevention）では科学的に立証されたリスクの存在を前提とするが、予防（precaution）においては、損害発生が合理的に予測されれば科学的に不確実な要素があっても対処することを意味する。ただし、具体的な運用ではさまざまな衡量（費用対効果、社会・経済的な配慮等）を前提とするため、そのようなリスクが関知されれば常に対処を要請し、又は正当化するというものでもない。条約等の明文がないところでは、リスクの存在に関する立証責任の展開を意味するものでもない。この意味で、予防原則の意味や適用の結果は個別の文脈に依存し、客観的に自明ではない。ゆえに、現実の予防のためには条約等による具体化と客観化が不可欠である。予防原則のその国際慣習法上の地位については、環境関連条約におけるその定式化に一貫性を欠くこともあり、論争が続いている。国際裁判所も、この原則の国際法上の地位については決定的な判断をしていないが、国際司法裁判所や世界貿易機関（WTO）とは異なり、国際海洋法裁判所は複数の判例（暫定措置命令、勧告的意見）で、黙示的に予防的配慮を読み込んだ判断や、予防原則が国際慣習法の一部となる傾向が見られる旨の見解を示している（「深海底活動責任事件」国際海洋法裁判所（ITLOS）勧告的意見（2011年）（*Advisory Opinion, Seabed Disputes Chamber of the International Tribunal for the Law of the Sea, Responsibilities and Obligations of States Sponsoring Persons and Entities with Respect to Activities in the Area, 1 February 2011, para. 135.*））。憲章草案6条は予防原則について定めるが、その定式化はリオ宣言第15原則や多くの条約とは文言がやや異なる。科学的不確実性の存在により延期してはならない措置として、憲章草案6条は「効果的で相応の措置」としており、リオ宣言や多くの環境条約のように費用対効果に言及していない。この点で、予防の内容や意味に混乱を招くものという批判も該当する。

未然防止原則及び予防原則と密接に関連する国際法上の手続的義務、そのなかでもとりわけEIAに関する国際義務は、個別の活動に関するEIA（狭義のEIA）の実施義務／EIAの実施のため措置をとる義務として、国際社会における持続可能な発展の重視も受けて、近年著しい発展を遂げている。とりわけ、越境の文脈における個別の活動（環境危険活動）にかかるEIAの実施義務（国家は、自国の管轄又は管理下にある活動が他国の環境又は国家の管轄外地域の環境に対して重大な悪影響を生じるおそれのある

場合、その許可又は実施に先立ちEIAを実施しなくてはならない。)は、2010年代以降の複数の国際判例及び近年の大多数の学説によれば国際慣習法／一般国際法上、確立しているとされる(ただし、特定の環境部門を除く関連条約の採択、個別事案での実践、関連国内法の整備等の国家実行は欧米地域に偏在しており、伝統的な法源論によればその存在の論証は容易ではないが。)。そして、注目すべきは、越境環境危険活動に関して「予備的評価→EIA→関係国／関係国際機関への事前通報→それらとの事前協議→実施後のモニタリング」という一連のプロセス(越境環境危険活動に関する管理のプロセス)の存在が、環境関連条約における制度化や非拘束的な国際文書(例えば、国連国際法委員会(ILC)が採択した越境損害防止条文案)においてのみならず、国際慣習法上の規則としても判例において明示的に認められてきていることである(「国境地域活動事件及び道路建設事件」ICJ合同判決(2015年)

(Judgment, *Certain Activities Carried out by Nicaragua in the Border Area & Construction of ta Road in Costa Rica Along the San Juan River*, 16 December 2015) paras. 104 & 153.)。そして、国際裁判所によれば予備的評価の実施は未然防止原則としての越境環境損害防止義務における「相当の注意」の1つを成すが、ここにいう相当の注意には予防的配慮も組み込むものといえよう。さらに、条約及びその他の国際文書においては、とくに欧米地域を中心に戦略的環境評価(SEA)に関する義務の導入も顕著である。現在、UNCLOSの下で進行中の2つの国際規則案—国家管轄外地域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定案³⁾、「人類の共通財産」である深海底鉱物資源の開発規則案⁴⁾—の起草作業でも、以上の傾向は明瞭である。ところで、憲章草案5条第2・3文は、越境のみならず自国の管轄下で環境に悪影響を生じるおそれのある活動、計画又はプログラムについてもEIA/SEAに関する義務を明示している。これは、上記国際裁判所の認める越境EIAも含む手続的義務に加えて、既存の環境関連条約にみられるEIAに関する義務のうち最も先進的な先例に倣ったものである。この構想は、前述した越境にとどまらない環境損害防止義務も含む未然防止原則の具体化であり、既存の国際慣習法／一般国際法を超える法規則の明文化をねらったものと位置づけられよう⁵⁾。

以上のように、憲章草案5条及び6条は、現行国際法との関係ではその内容にならいつつも、それを超える要素も含む先進的なものであったが、最終的に国連の議論を経て採択された政治文書にその内容が反映されることはなかった。とはいえ、前述したように、憲章草案5条及び6条の内容は現行国際法の最も先進的な部分を取りまとめて明文化してのものであり、近年の国際環境法の発展方向に一定程度かなっている点に、留意が必要である。これは、とりわけグローバル・コモンズの文脈においては、前述した現在進行中の協定／国際規則案の作成作業の文脈で明瞭に見てとることができよう。この意味で、憲章草案5条及び6条の内容が条約として法典化されなかったとはいえ、将来の国際環境法の発展におけるその含意には、今後も注視すべきと思われる。

以上で明らかになった国際法の発展動向と日本の環境関連法との距離に留意すると、とりわけ狭義のEIAに関する国際法(日本が負う狭義のEIAに関する国際義務)との関連で、日本の法制度のあり方には幾つかの課題がある⁶⁾ことがわかった。すなわち、EIAに関する既存の国際義務は、主に、①EIAを実施する義務(EIAの実施義務)、②EIAの実施を確保するために措置をとる義務(EIAの実施確保のため措置をとる義務)に分けられる。また、計画活動が、A)その管轄国の環境、B)他国の環境、又は、C)国家の管轄を越える地域(公海、南極地域等)の環境に悪影響を与えるおそれがある場合に、求められる。したがって、既存の国際義務は、①②とA)B)C)を組み合わせられた形で存在する。そしてこれら国際義務について、日本の国内法による受けとめ方には主に4つのパターンがある。すなわち、(イ)環境影響評価法(EIA法)(環境省所管)、(ロ)EIA法以外の個別環境法(環境省所管又は環境省と他の省庁の共管)、(ハ)計画活動に適用可能な個別の事業法(環境省以外の省庁所管)又は規制法(環境省所管)の運用、(ニ)関係団体の採択する個別の指針による対応である。これらに関する検討によれば、日本の国内法制は、必ずしもEIAに関する国際義務／要請の遵守確保を導くために必要十分であるとはいえない。なぜなら、全体として国際義務がカバーするEIAの範囲は、1)対象活動の種類、2)日本の管轄外地域(他国・国家管轄外区域)の環境)にかかる越境評価、3)事故を含む偶発的事象時の影響評価という主に3つの点に関して、日本の国内法制がカバーするEIAよりも広いからである。さらに、国家管

轄外区域の深海底鉱物資源の探査・開発のように、国際的に求められるEIAの質的担保についても、国内法制が未整備のゆえに容易でない面もある。このような状況からは、第1に、上記①EIAの実施義務に関しては、日本は、それに「適合」するEIAの実施を確保できるのか、という問題が生じうる。この義務は国内法の整備までも国家に要求しないので、この状況それ自体が国際義務の不遵守となるわけではない。けれども、前述したようなズレは、現実の場面で国際義務の遵守を危うくしうる。法治主義の観点から、国内では相応するEIAの実施を要求できない場合もあるからである。加えて、この義務の履行では管轄国に認められる裁量は広いから、また指針・ガイダンスは法的拘束力がないからとする主張が、EIAに関する条約規定の「発展的解釈」の可能性も踏まえ、将来どこまで「通用力」をもち続けるのか—この点も検討を要する。第2に、上記②EIAの実施確保のため措置をとる義務については、日本の現行体制はまさにその遵守それ自体が危うい状況にあるのではないか。この義務は殆どの場合に極めて一般的なもので、各国には広い裁量が認められているが、それにも限界はある。また、国家管轄外区域の深海底鉱物資源の探査の場合のように、条約義務の遵守が疑われる状況もある。その一方で、上記（ロ）と（二）は対照的である。（ロ）は、いずれも条約がEIAの内容につき具体的な規則を伴う場合であり、条約の国内担保法が環境保全を目的に明記し、EIAの要請も含め包括的に計画活動を規律している。（二）は開発援助の文脈で、国際的な文書をそのまま受け指針が作成されている。以上のことから、日本は、EIAに関する義務の内容が具体的に明確である場合は国内法制で十分に受けとめる一方で、国際慣習法上の義務も含めて国家の裁量を広く認める一般的な義務については、その内容を具体化する指針・ガイダンスを伴う場合であっても国内への受容に積極的ではないように見える。その結果として、客観的にEIAの実施が国際法上求められるような事案に直面しても、法治主義の観点から国内では相応するEIAの実施が容易でない場合も生じうるため、たとえ実務上はそのつどの権限当局の判断や指導により法令の運用で柔軟に対応されうるとしても、法的安定性や手続的透明性に欠き、国際的に危うい事態を招来しないとも限らない状況にある。加えて、比較的具体的な国際規則があっても条約規定に従い法令が制定されていない場合もあり、そもそもそれ自体が国際義務の不遵守ではないかと思われる状況もある。これで良いのか、疑問が残る。さらに、前述した現在UNCLOSの下で進んでいる協定／国際案にかかる最新の各条文案は、日本の関連国内法制に照らして主に3つの点で新奇である点にも留意が必要である。すなわち、1) 国家管轄外区域の活動にかかるEIAを扱い、2) 日本の関連国内法制には余り親和的でない諸々の概念や要素—予防原則／予防的アプローチ、累積的影響の評価、SEA、社会・経済的評価、事故事象の影響評価、代替案の検討等—を含み、3) 環境リスクの継続的かつ透明性の高い多面的な監視プロセスの中に、EIAを位置づけていることである。なお、上記2) と3) は、近年のEIAに関する国際義務の発展の方向性と合致する。また、EIAに関する国際法の発展を先導してきたUNECE越境EIA条約をめぐる原子力事業や再生エネルギー事業関連、また欧米地域におけるSEAに関する最近の動向も見据えて、さらには前述したように憲章草案が将来の国際環境法の発展に影響を与える可能性を考慮して、日本のEIAに関する国内法制はどうあるべきか。グローバル化した現代社会では、そのあり方は日本の国際競争力にも大きく関わる。中・長期的な観点から、掘り下げた議論が望まれると結論づけられた。

5. 研究目標の達成状況

上記4. の研究成果で具体的に示した通り、未然防止原則及び予防原則について、これら原則それ自体に加えて、とりわけこれらの原則と密接に関連するとされる手続的義務（事前通報・協議、EIA、影響監視に関する義務等）に着目して、その国際法における発展動向—越境損害防止義務とその具体化としての越境EIAの実施義務は、予防的配慮も含みうるものとして国際慣習法上の規則として確立していること等。一を整理したうえで、憲章草案（5条・6条）を評価してその含意—憲章草案の規定内容は国際慣習法規則を超えているが、既存の条約も照らせば国際環境法の発展の最も先進的な部分を取っていること。ゆえに、その内容は国連の採択した政治宣言には盛り込まれなかったが、国際環境法の発展の一つの方向性を示していること等。一を明らかにすることができた。さらに、とくに国際法におけ

る未然防止原則とその具体化としてのEIAに関する義務について、国際環境法の発展動向に照らして日本の環境政策・関連国内法制度を検討し、国内環境法政策が抱える課題—幾つかの点で、日本の関連国内法の体制は既存の国際義務の遵守を導くようなものにはなっていないことに加え、現在進行中の国際規則案の作成作業に照らしても課題が多いこと等—も明らかにすることができた。このようにして、研究目標は十分に達成することができた。

6. 引用文献

- 1) L-A Luvic-Paoli, *The Prevention Principle in International Environmental Law*, Cambridge University Press, 2018, p. 119.
- 2) 児矢野マリ「国際環境法の発展と「世界環境憲章草案」における未然防止（prevention）原則及び環境影響評価（EIA）・影響監視の義務—既存の国際規範との異同に着目して—」『環境法研究』だお11号（2020年）42-50頁。
- 3) 最新の条文案は、*Revised draft text of an agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction*, UN Doc. A/CONF.232/2020/3, Annex, 18 November 2019.
- 4) 最新の条文案は、*Draft regulations on exploitation of mineral resources in the Area, Prepared by the Legal and Technical Commission*, ISBA/25/C/WP.1, 22 March 2019.
- 5) 児矢野、前傾注2) 51-61頁。
- 6) 児矢野マリ「環境影響評価に関する国際法の発展と日本」柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎編『国際秩序とグローバル経済—間宮勇先生追悼』信山社：東京（2021年）504-516頁。

Ⅲ. 研究成果の発表状況の詳細

(1) 誌上発表

<査読付き論文>

【サブテーマ1】

1) 石巻実穂：比較法学54巻1号、1-35（2020）

「原理としての原因者負担原則：世界環境憲章の採択へ向けた国際的動向を踏まえて」

【サブテーマ2】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ3】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ4】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ5】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ6】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ7】

特に記載すべき事項はない。

<査読付論文に準ずる成果発表>

【サブテーマ1】

1) 大塚直：環境法研究、9号、33-66(2019)

「環境法における費用負担・実施責任—炭素回収貯留（CCS）立法における国の責任の在り方を中心として」

2) 大塚直：大塚直・瀬川信久・窪田充見・米村滋人・下山憲治、私法81号、98-100(2019)

「拡大ワークショップ 震災・原発事故と不法行為法」

3) 大塚直：学術の動向、24巻10号、62-65(2019)

「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた環境リスクを考える：有害物質と私たちの健康と生活・持続可能でウェルビーイング社会の実現に向けて 公害裁判から未来の行動目標へ」

4) 大塚直：論究ジュリスト、30号、106-114(2019)

「平穏生活権と権利法益侵害・損害論」

5) 大塚直：環境法研究、10号、61-84(2020)

「原発民事差止訴訟の課題—大飯原発控訴審判決 名古屋高金沢支判平成30年7月4日判時2413＝2414号71頁」

6) 大塚直：『環境法』（第4版・有斐閣）48-87（2020）

「環境法の基本理念・原則、各主体の役割」

7) 大塚直：中村民雄（編）『持続可能な世界への法-Law and Sustainabilityの推進』早稲田大学比較研究所叢書48 141-162(2020)

- 「気候訴訟に関する覚書—その可能性と困難性」
- 8) 大塚直：環境法研究、11号、 1-21 (2020)
「世界環境憲章の課題（序説）汚染者負担原則を中心として」
- 9) 石巻実穂：環境法研究11号、75—85 (2020)
「ドイツにおける原因者負担原則の基本的性質」
- 10) 進藤真人：「大規模原子力災害における環境損害」環境法研究（第11号）（2020）pp 87-98
- 11) 進藤真人：中村民雄（編）『持続可能社会のための法学（Law and Sustainability）の推進』早稲田大学比較法研究所研究叢書48号（2020）pp 163-92
「将来世代機関の構想と制度設計」
- 12) 大塚直・進藤真人（訳）、「世界環境憲章（仮訳）」環境法研究（第11号）（2020）pp 22-29

【サブテーマ2】

- 1) 松本和彦：松本和彦・大久保規子・高村ゆかり・赤渕芳宏・久保田泉編『環境規制の現代的展開』法律文化社、3-17 (2019)
「憲法問題としての環境保護」
- 2) 松本和彦：公法研究81号 60-82 (2019)
「公法解釈における諸原理・原則の対抗」
- 3) 松本和彦：石川健治・山本龍彦・泉徳治編『憲法訴訟の十字路』弘文堂、85-125 (2019)
「比例原則の意義と問題点」
- 4) 松本和彦：環境法研究、10号、263-272(2020)
「辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求事件」
- 5) Noriko Okubo：EurUP (Sonderheft), 3/2019, 403-410 (2019)
‘State Liability System in Japan and Development of Case Law in Environmental Matters’
- 6) Noriko Okubo：IUCN Academy of Environmental Law eJournal 10, 115-124(2019)
‘COUNTRY REPORT: JAPAN- The Latest Developments on Environmental Policy and Case Law’
- 7) 大久保規子：都市問題、110巻12号 36—44 (2019)
「自治体争訟とそれをとりまく法環境の動向」
- 8) 大久保規子：環境法政策学会誌、22号、3-25 (2019)
「総論：参加原則の国際的展開と日本の課題」
- 9) 大久保規子：大久保規子・高村ゆかり・赤渕芳宏・久保田泉編『環境規制の現代的課題』法律文化社、35-49 (2019)
「環境規制と参加」
- 10) 大久保規子：行政法研究30号、239—256 (2019)
「環境影響評価法制の整備」
- 11) 大久保規子：佐藤真久・関正雄・川北秀人編『SDGs時代のパートナーシップ：成熟したシェア社会における力を持ち寄る協働へ』学文社、178-192 (2020)
「権利に基づくパートナーシップ」
- 12) 大久保規子：環境と公害、49巻4号 37-41 (2020)
「防災・減災とグリーンインフラの展望」
- 13) 大久保規子：日本弁護士連合会・公害対策・環境保全委員会編 日弁連公害対策・環境保全委員会50周年記念誌『公害対策・環境保全委員会2030年への環境弁護士の挑戦』7-11,306-321(2022)
「第2章 2030年の環境弁護士に期待する」
「基調報告3 多様な主体が未来を描くためにSDGsと参加原則」
- 14) 大久保規子：法学セミナー66巻10号 61-67(2021)
「特別企画：辺野古の現在地 辺野古訴訟と生物多様性の保全-国内屈指のサンゴ礁生態系の危機」

- 15) 大久保規子：環境と公害51巻1号 58-63 (2021) 「有明海の参加型再生に向けて」
- 16) 大久保規子：安藤聡彦・林美帆・丹野春香 編著『公害スタディーズ：悶え、哀しみ、闘い、語りつぐ』94-95 (2021) 「用語解説 環境権」
- 17) 松本和彦：法学セミナー66巻6号 6-13 (2021) 「学問の自由の憲法的意義」
- 18) Kazuhiko Matsumoto：Umweltrecht und Grundrechte - Verfassungsentwicklung im Gesetz, (Hrsg.), M.Jestaedt/H.Suzuki, Verfassungsentwicklung III, Verfassungsentwicklung im Gesetz 2021,S.25-35.

【サブテーマ3】

- 1) 桑原勇進、ドイツ事前配慮原則、環境法研究 1 1 号65-74(2020)
- 2) 桑原勇進、気候変動と憲法、上智大学法学論集 6 5 巻 4 号全 4 0 頁 (2022年6月発行予定)

【サブテーマ4】

- 1) 赤渕芳宏：『社会および産業競争力を支える基盤としての環境リスク評価研究』〔科学技術未来戦略ワークショップ報告書〕科学技術振興機構研究開発戦略センター、56-59 (2020)
「リスク評価・法・予防原則」
- 2) 増沢陽子：環境管理58巻2号35 (2022)
「化学物質環境条約の最近の動向と日本——ストックホルム条約を中心に」

【サブテーマ5】

- 1) 高村ゆかり：浅田正彦編著『国際法〔第4版〕』、391-421 (2019)
「国際環境法」
- 2) 高村ゆかり：第32回環境工学連合講演会講演論文集 (2019)
「科学技術と環境レジームの相互作用—地球の限界、パリ協定、エネルギー転換—」
- 3) 高村ゆかり：大久保規子、高村ゆかり、赤渕芳宏、久保田泉編『環境規制の現代的展開—大塚直先生還暦記念論文集』法律文化社、66-80 (2019)
「環境規制と持続可能な発展」
- 4) 高村ゆかり：環境法政策学会編：環境法における参加—展望と課題 (環境法政策学会誌第22巻 (商事法務研究会) (2019)
「国際開発援助と参加 (国際資金供与機関を含む)」
- 5) 高村ゆかり：世界2019年12月号 (2019)
「脱炭素社会に向かう世界」
- 6) 高村ゆかり：企業会計January 2020, Vol. 72 No.1、63-67 (2020)
「気候変動問題の内在化が企業価値を高める」
- 7) 高村ゆかり：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』 (有信堂) 28-41 (2020)
「3章 予防原則・予防的アプローチ」
- 8) 高村ゆかり：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』 (有信堂) 84-99 (2020)
「7章 気候変動 (地球温暖化)」
- 9) 高村ゆかり：寺谷広司編『国際法の現在—変転する現代社会で法の可能性を問い直す』 (日本評論社) 122-135 (2020)
「環境分野の国際立法—その特質と課題」
- 10) 高村ゆかり：環境法政策学会編『日本における環境条約の国内実施—課題と展望 (環境法政策学会誌第23号)』 (商事法務) 7-24 (2020)
「環境条約の国内実施—国際法の観点から」
- 11) 高村ゆかり：『国際問題』No. 700 (公益財団法人日本国際問題研究所)30-39 (2021)
「気候変動問題とエネルギー：国際社会の変容と変化のなかの日本外交」
- 12) 高村ゆかり：『世界』2022年1月号 (岩波書店) 158-166 (2022)

「世界は1.5℃目標をめざす」

- 13) 高村ゆかり：浅田正彦編著『国際法〔第5版〕』（東信堂）401-431(2022)
「国際環境法」

【サブテーマ6】

- 1) 鶴田順：『国際法講義〔第2版〕』、成文堂、総ページ数137(2019)
- 2) 鶴田順、海のプラスチックごみに関する国際規範、『環境管理』2019年10月号、34-41(2019)
- 3) 鶴田順：児矢野マリ編『漁業資源管理の法と政策』信山社、91-111(2019)
「IUU漁業対策としての寄港国措置—日本における寄港国措置協定の実施に焦点をあてて」
- 4) 鶴田順：大久保規子、高村ゆかり、赤渕芳宏、久保田泉編『環境規制の現代的展開—大塚直先生還暦記念論文集』法律文化社、111-126(2019)
「日本における国際環境条約の実施」
- 5) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、69-79(2020)
「日本における国際環境条約の実施」
- 6) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、115-128(2020)
「海洋汚染」
- 7) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、179-187(2020)
「有害廃棄物の越境移動」
- 8) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、44-45(2020)
「共通だが差異のある責任」の原則」
- 9) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、80-81(2020)
「日本の環境基本法・基本計画」
- 10) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、129-131(2020)
「海のプラスチック問題」
- 11) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、159-160(2020)
「バラスト水問題」
- 12) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂高文社）、188-190(2020)
「船舶解体の規制」
- 13) TSURUTA Jun、Japanese Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea、TAMADA Dai and ZOU Keyuan (eds.), *Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea: State Practice of China and Japan*、Springer、pp.65-75、2021年4月
- 14) TSURUTA Jun、Japanese Measures Taken against the Marine Plastic Waste Problem、『法学研究（明治学院大学）』、111号、pp.169-187、2021年8月
- 15) 鶴田順：大塚直・諸富徹編『持続可能性とWell-Being』、日本評論社、2022年1月、pp.100-101
「衡平と公平」
- 16) 鶴田順、中国の海洋環境保護関係法、『環境法研究（信山社）』、14号、2022年1月、pp.71-97
- 17) 鶴田順・瀬田真、本特集「海洋ごみの国際規範」について、『環境管理』、2022年3月号、pp.10-14
- 18) 鶴田順：鶴田順・島村健・久保はるか・清家裕編『環境問題と法』（法律文化社）、54-62(2022)
「海の生物資源の保存管理」
- 19) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、73-83(2022)
「日本における国際環境条約の実施」
- 20) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、119-

- 132(2022)
「海洋汚染」
- 21) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、188-196(2022)
「有害廃棄物の越境移動」
- 22) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、46-47(2022)
「共通だが差異のある責任」の原則」
- 23) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、84-85(2022)
「日本の環境基本法・基本計画」
- 24) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、137-138(2022)
「海のプラスチック問題」
- 25) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、168-169(2022)
「バラスト水問題」
- 26) 鶴田順：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂高文社）、197-198(2022)
「船舶解体の規制」

【サブテーマ7】

- 1) 児矢野マリ編：『漁業資源管理の法と政策—国際規範をいかに受けとめるか—』信山社、総ページ数（2019）
- 2) 児矢野マリ：児矢野マリ編：『漁業資源管理の法と政策—国際規範をいかに受けとめるか—』（信山社）3-29（2019）
「序章 グローバル化時代における漁業資源管理の法と政策—日本による国際規範の受けとめとその課題」
- 3) Mari Koyano, *Yearbook of International Environmental Law*, Vol. 30, Issue 1 207-214 (2019). DOI: 10.1093/yiel/yvaa006. Advanced access publication: 18 August 2021.
"3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment"
- 4) 児矢野マリ：環境法研究、第11号（2020）
「世界環境憲章草案における未然防止原則と環境影響評価・モニタリング」
- 5) 児矢野マリ：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』有信堂高文社、46-59（2020）
「国際環境法における手続的義務」
- 6) 児矢野マリ：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』有信堂高文社、248-251（2020）
「基本判例・事件⑦「南極海における捕鯨」事件」
- 7) Mari Koyano, *Yearbook of International Environmental Law*, Vol. 31, Issue 1, 43-52 (2020). DOI: 10.1093/yiel/yvab014. Advanced access publication: 6 December 2021
"3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment"
- 8) 児矢野マリ：森川幸一・兼原敦子・酒井啓亘編『国際法判例百選（第2版）』（別冊ジュリスト204号）有斐閣、164-165（2021）
「79 ラヌー湖事件」
- 9) 児矢野マリ：柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎編『国際秩序とグローバル経済—間宮勇先生追悼』信山社、481-519（2021）
「環境影響評価に関する国際法の発展と日本」

- 10) 児矢野マリ：『ジュリスト』1566号，41-48（2022）
「国際社会におけるSDGsの系譜と将来展望—統合概念としての「持続可能な発展（sustainable development）」と国際環境法」
- 11) 児矢野マリ：『環境管理』58巻2号、12-16（2022年）
「環境影響評価（EIA）に関する国際義務の国内実施—日本の現状と課題」
- 12) 児矢野マリ：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義（第2版）』（有信堂高文社）48-63（2022）
「第4章 国際環境法における手続的義務」
- 13) 児矢野マリ：西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義（第2版）』（有信堂高文社）260-263（2022）
「基本判例・事件⑦「南極海における捕鯨」事件」
- 14) Mari Koyano: Hokkaido University Arctic Research Center, *Online workshop, "The development of sustainable cruise industry in the Pacific Arctic: Past developments and future prospects," 8-9 December 2021 in cooperation with 12th J-ARC Net Open Seminar: material, 28 February 2022, Sapporo, 220-256* (2022)
"Japan-Russian transboundary environmental cooperation and international law" / 「日露越境環境協力と国際法」 / "Я по но -российское трансграничное экологическое сотрудничество и международное право (слайды)",.

<その他誌上発表（査読なし）>

【サブテーマ1～3，5～7】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ4】

- 1) 鶴田順、島村健、久保はるか、清家裕編：環境問題と法、法律文化社、128-136（2022）
「第13章 予防原則・予防的アプローチ（執筆担当：赤渕芳宏）」
- 2) 鶴田順、島村健、久保はるか、清家裕編：環境問題と法、法律文化社、139-146（2022）
「第14章 化学物質の管理（執筆担当：赤渕芳宏）」
- 3) 辻雄一郎、黒川哲志、下村英嗣、久末弥生、赤渕芳宏編：判例アメリカ環境法入門、勁草書房、101-130（2022/7刊行予定。原稿受理済み）
「第5章 リスクマネジメント（編集担当：赤渕芳宏）」

(2) 口頭発表（学会等）

【サブテーマ1】

<国際学会発表>

- 1) Tadashi Otsuka : INTERNATIONAL COLLOQUIUM WHAT LEGAL ACTIONS FOR THE ENVIRONMENT AND CLIMATE? A CROSS-SECTION ,Jean-Paul-Tardif Hall, La Laurentienne Pavilion, Canada : Université Laval (2019)
‘Climate Litigation in Japan (Climate Litigation in Japanese law. The possibility to file suits in Japan)’
- 2) Tadashi Otsuka : ALSA: Asian Law and Society Association 4th Annual Meeting in OSAKA (2019)
‘Environmental Global pact and polluter pays principle focusing on Environmental liability’
- 3) Tadashi OSTUKA :Workshop held by environmental law professors in Japan and France: La preuve et l'expertise dans les proces environnementaux (2021)
‘Evidence and expertise in compensation litigation reading the Fukushima nuclear power plant accident-focusing on the precautionary principle and the proportionality principle’
- 4)Miho Ishimaki : ALSA: Asian Law and Society Association 4th Annual Meeting in OSAKA, (2019)

Polluter-pays Principle in Germany, Expanding Asia: Changing Law and Social Justice’

5) Mahito Shindo : ALSA: Asian Law and Society Association 4th Annual Meeting in OSAKA, (2019)
Parallel Sessions, ‘Addressing the Damage to Natural Environment in a Severe Nuclear Disaster’

【サブテーマ 2】

- 1) Kazuhiko Matsumoto 国外 : Deutsch-Japanisches Verfassungsgespraech (2019),
‘Umweltrecht und Grundrechte’
- 2) Noriko Okubo : International Law Conference on the Sustainability of Oceans and the Rule of Law
(2019),
‘Coastal Environment Conservation and Fishermen's Activities in Japan’
- 3) Noriko Okubo : The 3rd Joint Workshop on Smart City ~Planning and Implementation~ (2019)
‘Green Infrastructure and Smart City in Japan’
- 4) Noriko Okubo : International conference on policies, laws and regulations for water resources
management in Southeast Asia countries (2019)
‘Public Participation in the Field of Water Management - Suggestion from the experience of Yodogawa
Basin Committee in Japan’
- 5) Noriko Okubo : International conference on policies, laws and regulations for water resources
management in Southeast Asia countries (2019)
‘Integrated Water Management in Japan’
- 6) Noriko Okubo : Significance and Implications of the Comparative Study of the Caselaw of the European
Court of Human Rights in Asia (2020)
‘Environmental Right and Recent Developments on ECHR Case Law’
- 7) Noriko Okubo : Lesson Learned from Japan: Toward Solution for Transboundary Air Pollution and
Sustainable Management of Regional Natural Resources in Northern Thailand (2020)
‘System and characteristics of Japanese environmental law’
- 8) Noriko Okubo : The Policy Forum “Regional Cooperation for the Integrated Water Resource
Management : Looking towards the Future” , Asian Research Center for International Development (BKK
office), School of Social Innovation, Mae Fah Luang University, Thailand (2022)
International Panel Discussion (国外・online開催)
- 9) Noriko Okubo : LA PREUVE ET L’ EXPERTISE DANS LES PROCÈS RELATIFS AU RISQUE
NUCLÉAIRE, La preuve et l’ expertise dans les procès environnementaux, Faculté de droit et de science
politique 5 Av. Robert Schuman, Aix-en-Provence, Colloque international organisé en visioconférence
(web) (2021) Recent developments on administrative nuclear power plant litigation in Japan (国外・
online開催)
- 10) Noriko Okubo : Session-V: Role of Institutions, Climate Cooperation and the Debates in Sweden and
Japan, Renewable Energy and Climate Cooperation : A Case for Sweden and Japan, Virtual Symposium,
Jointly Organized By the Institute for Security and Development Policy (ISDP), Sweden & Kajima
Institute of International Peace (KIIP) (2021) Local Initiatives to Overcome Green vs Green Conflicts
Related to Renewables (国外・online開催)

【サブテーマ 3, 4】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ 5】

- 1) Yukari Takamura : 10th Biomass Pellets Trade & Power (2019)
‘Requirement for Sustainability & Traceability of Imported Biomass in Japan’

- 2) Yukari Takamura : 16th Asian Law Institute Conference 2019 (2019)
‘Current Status and Challenges of Japan’s Renewable Law’
- 3) Yukari Takamura : Fourth Annual Conference of the Japan Economy Network (2019)
‘Climate Finance in Japan: Recent Developments’
- 4) Yukari Takamura : Climate Change Law in the Asia-Pacific (2019)
‘Current Status and Challenges of Japan’s Renewable Law’
- 5) Yukari Takamura : OECD/IEA CCXG (2019)
‘Japan’s long term strategy: How it has involved the financial sector and businesses’
- 6) Yukari Takamura : 2019 Japan Infrastructure and Energy Conference (2019)
‘Energy Business in Transformative Change after the Paris Agreement’
- 7) Yukari Takamura : IFRI Seminar "The New EU-Japan Partnership: What Lies Ahead?" (2019)
‘Furthering EU-Japan partnership in the context of climate change’
- 8) Yukari Takamura : International Conference on Strengthening the cooperation in an uncertain international order (2020)
‘Furthering EU-Japan strategic partnership in the context of climate change’
- 9) Yukari Takamura : International Workshop on Climate Change and Sustainable Development: Public Health and Policy (2020)
‘Climate Change and Right to Health: Evolving Interrelationship and Challenges’
- 10) Yukari Takamura : ASEAN Sustainable Energy Week, ASE Webinar Series #5: “Environmental Opportunities in the Post COVID-19 World” (2020)
‘Changing businesses and ESG investing: Challenges and opportunities for "Building Back Better"’
- 11) Yukari Takamura : Japan's 2050 Net zero target - Is it a big deal?, organized by Crawford School of Public Policy, Centre for Climate Economics and Policy, Australian National University (2020)
‘Japan’s 2050 net zero goal: Its context and implications’
- 12) Yukari Takamura : Regional Workshop on Circular Economy, CSEAS Indonesia (2020)
‘Current status of Japan’s policy towards realizing circular economy: Focus on plastics’
- 13) Yukari Takamura : TMG Online Workshop (2020)
‘Circular Economy in the COVID-19 Era: Current status of Japan’s policy focusing on plastics’
- 14) Yukari Takamura : UN HLPF 2021 High-level Side Event Carbon Neutrality & Social Transformation: Are We on Track to Arrive at a Justice-based Transition? (2021)
‘Transformation towards net zero and challenges for just transition’
- 15) Yukari Takamura : World Forum for Democracy 2021, organized by the Council of Europe (Strasbourg, France) (2021)
‘Human Rights for the Environment’
- 16) Yukari Takamura : Forum on Carbon Neutrality Goals of China, Japan and the Republic of Korea (2021)
‘Exploring Multilateral and Trilateral Cooperation on Carbon Neutrality’
- 17) Yukari Takamura : Japan-Europe Forum Berlin 2022, organized by European Council on Foreign Relations (2022)
‘EU-Japan Cooperation in the Race for Climate Neutrality and Green Technologies’

【サブテーマ 6】

特に記載すべき事項はない。

【サブテーマ 7】

1) Mari Koyano: The High-level event to mark the thirtieth anniversary of the Convention, the Meeting of the Parties to the Espoo Convention, 8th session and Meeting of the Parties to the Protocol on SEA, 4th session, United Nations Economic Commission for Europe (UNECE), Vilnius, Lithuania, 11 December 2020 (2020)

‘The Espoo Convention in a Global Context: Its Contribution to the Development of International Environmental Law’

2) Mari Koyano: " Online workshop “The development of sustainable cruise industry in the Pacific Arctic: Past developments and future prospects,” organized by the Japan Arctic Research Network Center in Cooperation with 12th J-ARC Net Open Seminar, 8-9 December 2021. (2021)

‘Japan-Russian transboundary environmental cooperation and international law’

<国内発表>

【サブテーマ1】

1) 大塚直：2019 年度 環境情報科学 研究発表大会(2019)

企画セッション：世界環境憲章は日本の環境法政策にいかなる影響を与えるか、環境法政策と汚染者負担原則、環境損害

2) 大塚直：早稲田大学比較法研究所；持続可能社会のための法学－Law and Sustainability学の推進：統括シンポジウム（2019）

「サステナビリティと気候変動問題（Sustainability and Climate Change）」

3) 大塚直：2020年環境経済政策学会（2020年9月27日）オンライン開催（2020）

企画セッション：環境法の基本原則と世界環境憲章 「汚染者負担原則と世界環境憲章」

4) 大塚直：環境科学会 2021年会 シンポジウム（2021年9月10日）オンライン開催(2021)

「世界環境憲章と日本の環境法政策——環境法の基本原則の視点から

「本プロジェクトの趣旨」

5) 大塚直：2021年環境情報科学 研究発表大会(2021年12月8日) オンライン開催(2021)

「世界環境憲章と日本の環境法の基本原則 概観」

「日本における気候変動緩和に関する法政策

6) 大塚直：第二東京弁護士会環境法研究会（2021年12月16日）オンライン開催(2021)

「世界環境憲章と日本の課題」国際的動向・国内法制の観点から

7) 石巻実穂：2020年環境経済政策学会（2020年9月27日）オンライン開催（2020）

企画セッション：環境法の基本原則と世界環境憲章 「ドイツにおける原因者負担原則」

8) 進藤真人：早稲田大学比較法研究所；持続可能社会のための法学－Law and Sustainability学の推進：統括シンポジウム（2019）

「将来世代とのバランスを確保するための制度的枠組の意義（Significance of Future Generation Institutions）」

9) 進藤真人、「将来世代機関の構想と制度設計」、持続可能な世界への法－Law and Sustainability学の推進：Webinar、早稲田大学比較法研究所（ウェビナー）18 July 2020

【サブテーマ2】

1) 松本和彦：環境情報科学研究発表大会(2019)

「公的責務履行参加権としての環境権」

2) 松本和彦：SSI研究会(2019)

「環境保護と民主主義」

3) 松本和彦：SSI研究会(2019)

「実体的及び手続的権利としての環境権」

- 4) 大久保規子：大久保規子、角田一樹・藤井紘司・寺内大左・Ndan Imang・Martinus Nanang・Peter Voo・Tapan Kumar Nath・井上真、第29回日本熱帯生態学会年次大会（2019）
「国立公園の協働管理における住民参画の現状と課題—ボルネオ島におけるインドネシアとマレーシアの国立公園を事例として」
- 5) Noriko Okubo：シンポジウム「日・中・韓3カ国の環境正義実現のための方策」（2019）
‘Activities Promoting the Aarhus Convention and Policy - Institutional Challenges in Japan’
- 6) 大久保規子：環境情報科学研究発表大会(2019)
「世界環境憲章案と参加原則」
- 7) 大久保規子：シンポジウム「司法は気候変動の被害を救えるか～科学からの警告と司法の責任～」(2020)
「環境訴訟の流れと気候変動にかかる新たな可能性」
- 8) 大久保規子：環境科学会2021年会（2021）（国内・online開催）シンポジウム「世界環境憲章と日本の環境法政策—環境法の基本原則の視点から」主要国における参加原則
- 9) 松本和彦：関西憲法判例研究会（2021）（国内）
気候変動問題と憲法—オランダとドイツの判決を手がかりにして
- 10) 松本和彦：環境科学会2021年会（2021）（国内・online開催）シンポジウム「世界環境憲章と日本の環境法政策—環境法の基本原則の視点から」気候変動訴訟における権利論
- 11) 松本和彦：国際比較環境法センター月例研究会（11月）（2021）（国内・online開催）
ドイツ連邦憲法裁判所における気候変動訴訟

【サブテーマ3】

- 1) 桑原勇進：第15回日中公法学シンポジウム(2019)
「ドイツ事前配慮原則と中国予防生主原則」
- 2) 桑原勇進：環境情報学研究発表大会（2019）
「環境法政策と事前配慮原則」

【サブテーマ4】

- 1) 赤渕芳宏：日本リスク学会第32回年次大会（2019）
「環境リスク管理に係る行政決定の科学的根拠と「憶測」——アメリカ種の保存法をめぐる裁判例の分析」
- 2) 赤渕芳宏：2019年度科学技術未来戦略ワークショップ「社会および産業競争力を支える基盤としての環境リスク評価研究」（2019）
「リスク評価・法・予防原則」
- 3) 赤渕芳宏：環境経済・政策学会2020年大会（2020）
「世界環境憲章案と予防原則——適用要件としての「科学的不確実性」に焦点を当てて」
- 4) 赤渕芳宏：日本環境毒性学会令和3年度研究発表会シンポジウム（2021）
「環境法学からみた化審法の評価と今後の方向性」
- 5) 赤渕芳宏：環境科学会2021年会（2021）
「予防原則における「科学的不確実性」要件と「憶測」——アメリカ種の保存法に関する裁判例の検討を通じて」
- 6) 増沢陽子：環境情報科学研究発表大会（企画セッション1）
「環境法政策と予防原則—最近のEUの状況から」
- 7) 増沢陽子：環境経済・政策学会2020年大会（2020）
「世界環境憲章案と予防原則——適用要件としての「科学的不確実性」に焦点を当てて」
- 8) 増沢陽子：環境科学会2021年会（2021）

「EU法における予防原則——生息地指令に注目して」

【サブテーマ5】

- 1) 高村ゆかり：農村計画学会2019年度春期大会（2019）
「環境政策の国際的動向—気候変動政策に焦点を置いて」
- 2) 高村ゆかり：日本木材学会産学官連携推進シンポジウム「地球環境保全に貢献する森林・木材利用～新時代の幕開け～」（2019）
「SDGsとパリ協定—脱炭素化に向けた変革と森林・木材利用」
- 3) 高村ゆかり：第32回環境工学連合講演会（2019）
「科学技術と環境レジームの相互作用—地球の限界、パリ協定、非国家主体」
- 4) 高村ゆかり：第23回環境法政策学会シンポジウム「日本における環境条約の国内実施」（2019）
「環境条約の国内実施—国際法の観点から」
- 5) 高村ゆかり：PRI TCFD Forum TOKYO（2019）
「気候変動対策のパラダイム転換と責任ある投資」
- 6) 高村ゆかり：日本測量協会中部支部創立40周年記念講演会（2019）
「パリ協定とパリ協定後の世界の変化」
- 7) 高村ゆかり：グリーン建築推進フォーラム第10回シンポジウム「2050年に向けた住宅・建築物のエネルギー政策」（2019）
「パリ協定後の気候変動対策—世界の潮流と長期戦略」
- 8) 高村ゆかり：東京大学教養学部創立70周年記念教養教育高度化機構SDGsシンポジウム「SDGsが目指す世界—考えよう！私たちの未来—」（2019）
「パリ協定が変える世界—ゼロエミッションに向かうエネルギー転換とビジネス」
- 9) 高村ゆかり：2019年度環境情報科学研究発表大会（2019）
「国際人権法における環境権の展開」
- 10) 高村ゆかり：IPBESシンポジウム「自然共生社会の実現に向けた社会変革」（2019）
「気候変動（温暖化）と生物多様性」
- 11) 高村ゆかり：プレハブ建築協議会主催環境シンポジウム2020「脱炭素社会“に求められる住まいとまちづくり」（2020）
「動き出す！世界の『脱炭素革命』—世界の潮流、日本の戦略、住宅業界への期待」
- 12) 高村ゆかり：2020年度環境経済・政策学会、オンライン開催（2020）
「国際法における環境権の展開と世界環境憲章」
- 13) 高村ゆかり：第15回東京大学の海研究「海洋プラスチック研究のゆくえ」、オンライン開催（2020）
「プラスチックごみ削減方策に関する研究—海洋プラスチックごみゼロをめざす国際枠組みのあり方」
- 14) 高村ゆかり：国際問題研究所地球規模課題研究会、オンライン開催（2020）
「持続可能な復興と気候変動対策」
- 15) 高村ゆかり：GEA国際会議2020（2020）
「SDGsとパリ協定の実施、そしてポスト2020生物多様性枠組に向けて」
- 16) 高村ゆかり：金融庁・サステイナブルファイナンス有識者会議、オンライン開催（2021）
「気候変動と金融—気候変動問題から見たサステイナブルファイナンスの課題」
- 17) 高村ゆかり：石油学会新エネルギー部会講演会「ポストコロナ時代の エネルギー・環境政策とカーボンリサイクル革新技術」、オンライン開催（2021）
「よりよい未来に向かう復興—コロナ後の持続可能な社会に向けて」
- 18) 高村ゆかり：一般財団法人国際経済連携センター第4回新たな通商ルール戦略研究会、オンラ

- イン開催（2021「炭素国境調整措置（CBAM）とWTO協定上の論点」
- 19) 高村ゆかり：学術フォーラム「気候変動等による地球環境の緊急事態に社会とどう立ち向かうかー環境学の新展開ー」、オンライン開催（2021）
「地球の限界、社会の変革、環境学の役割と課題」
- 20) 高村ゆかり：国際問題研究所地球規模課題研究会、オンライン開催（2021）
「気候変動対策としての炭素国境調整メカニズム」
- 21) 高村ゆかり：環境科学会2021年会シンポジウム、オンライン開催（2021）
「世界環境憲章と日本の環境法政策ー環境法の基本原則の視点から」
- 22) Yukari TAKAMURA：Sweden-Japan Sustainability Summit 2021、対面・オンライン開催（2021）
持続可能な開発のための企業行動を促進するためのグローバルフレームワーク Global framework to enhance business actions for sustainable development
- 23) Yukari TAKAMURA：Comments on Environmental principles as legal norms in different legal cultures by Professor Eloise Scotford: From the perspective of international law, Online (2021)

【サブテーマ6】

- 1) 鶴田順：第23回環境法政策学会（於東京都・上智大学四谷キャンパス）（2019）
シンポジウム「日本における環境条約の国内実施」企画趣旨説明
- 2) 鶴田順：環境三学会合同シンポジウム2019「プラスチック依存社会からの転換」（於東京都・明治大学駿河台キャンパス）（2019）
「プラスチックごみをめぐる国際規範動向：輸出入規制に焦点をあてて」
- 3) 鶴田順：2019年度国際法学会研究大会（於静岡県・静岡コンベンションセンター）（2019）
「条約の国内的実施による条約目的の実現ー日本における環境条約の実施に焦点をあててー」
- 4) 鶴田順：環境経済・政策学会2020年学術大会（オンライン開催）、2020年9月27日
共通に有しているが差異のある責任（CBDR）と世界環境憲章
- 5) 鶴田順：第25回環境法政策学会（オンライン開催）2021年6月19日
シンポジウム「3R法と資源循環」コメント
- 6) 鶴田順：環境科学会2021年会（オンライン開催）、2021年9月10日
国際法における共通だが差異ある責任原則

【サブテーマ7】

- 1) 児矢野マリ：環境経済政策学会2020年大会（2020）（online開催）
「『世界環境憲章草案』と環境影響評価ー国際環境法の発展動向と日本の法政策をめぐる課題ー」
- 2) 児矢野マリ：環境法政策会2021年大会（2021）（online開催）
企画セッション「グローバルな視点からの日本の環境影響評価制度の再検討」（増沢陽子代表）
「天然資源・エネルギーの利用と開発に関する環境影響評価ー国際法と日本の法制度との「適合性」
- 3) 児矢野マリ：環境科学会2021年会（2021）（online開催）
シンポジウム「世界環境憲章と日本の環境法政策」
「国際法における未然防止原則・予防原則と環境影響評価に関する義務ー国際法の発展と日本の課題」

(3) 「国民との科学・技術対話」の実施

【サブテーマ1、2、4、5】

(1-1901) 世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

第1回国民対話シンポジウム（2022年1月8日）参加者69名 オンライン開催(2022)

「世界環境憲章と環境法の基本原則—国際的動向とわが国における意義」

大塚 直「世界環境憲章と環境法の基本原則—概観」

高村 ゆかり「世界環境憲章と環境権の国際的展開」

松本 和彦「世界環境憲章と手続的及び実体的環境権」

増沢 陽子「EUにおける予防原則の展開と日本への示唆」

赤渕 芳宏「世界環境憲章と予防原則—「科学的不確実性」要件に関するアメリカ法からの示唆」

ゲスト登壇者：森下哲（いであ株式会社）、黒部一隆（環境省）

関正雄（損害保険ジャパン株式会社）、橘高真佐美（オーフスネット）

【サブテーマ1、2、3、6、7】

(1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

第2回国民対話シンポジウム（2022年2月17日）参加者：70名オンライン開催(2022)

「世界環境憲章と環境法の基本原則—国際的動向とわが国における意義」

大塚 直「世界環境憲章と環境法の基本原則—概観」

大久保 規子「環境をめぐる権利の拡大と日本の立ち位置」

児矢野 マリ「国際法上の未然防止原則と環境影響評価」

桑原 勇進「ドイツ事前配慮原則」

鶴田 順「共通に有しているが差異のある責任と世界環境憲章」

ゲスト登壇者：竹ヶ原 啓介(株式会社日本政策投資銀行)、中原 裕幸（神戸大学）

【サブテーマ1】

1) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

ワークショップ(2021年3月16日)オンライン開催(2021)

Global Pact for the Environment (draft project) and

Environmental Law Principles I: **Right to an Ecologically Sound Environment**

ゲスト講演者：Prof. David Boyd（UN Special Rapporteur on Human Rights and Environment）

「Healthy Environment: A Vital Human Right for the 21st Century」

パネルディスカッション

2) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

ワークショップ(2021年3月22日)オンライン開催(2021)

「世界環境憲章草案と環境法の基本原則—予防原則、汚染者負担原則及び環境損害について」

大塚 直「日本における汚染者負担原則及び環境損害について」

ゲスト講演者：Prof. Liz Fisher Faculty of Law University of Oxford

「Imagining Art 6 Precaution」

ゲスト講演者：Prof. Nicolas de Sadeleer Professor at Saint Louis University

「Which Environmental Damage are Falling under the Scope of the Polluter-pays Principle ?」

3) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

ワークショップ（比較法研究所と共催）（2021年11月15日）オンライン開催(2021)

日中ワークショップ：中国における環境法の基本原則

ゲスト講演者：劉明全（中国・東南大学）「中国における環境法の基本原則」

パネルディスカッション

4) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

ワークショップ（2022年2月1日）オンライン開催(2022)

"About environmental damage" 邦題：「環境損害について」

ゲスト講演者：Prof. Barbara Pozzo "Liability for Environmental Harm in Europe"

パネルディスカッション

【サブテーマ2】

- 1) 大久保規子：環境省・NGO/NPO意見交換会（2019）
「EUにおける環境団体の役割とその支援策」
- 2) 大久保規子：2019市民版環境白書「グリーン・ウォッチ」発行記念シンポジウム（2019）
「欧州における環境NGOへの公的資金助成」
- 3) 大久保規子：SDGsと自治体の公共事業（2019）
「SDGsの求めるガバナンスー欧州の事例から」
- 4) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究）
ワークショップ（2021年3月16日）オンライン開催(2021)
Global Pact for the Environment (draft project) and
Environmental Law Principles I : **Right to an Ecologically Sound Environment**
大久保 規子「日本における環境権」
- 5) ゲスト講演者：Prof. David Boyd（UN Special Rapporteur on Human Rights and Environment）
「Healthy Environment: A Vital Human Right for the 21st Century」
- 6) 大久保規子：絶滅危惧種円卓会議，第1回森里海を結ぶフォーラムin諫早市(森里海を結ぶフォーラム実行委員会) 鎮西学院大学ウィルキンス館西山ホール オンライン・対面併用開催（2021）
「自然の権利と森里海」
- 7) 大久保規子：高校生のためのSDGs@HANDAI第3回：環境を守るためにできること～テクノロジーと法、2つのアプローチ～(主催：大阪大学高等教育・入試研究開発センター【共催】大阪大学社会ソリューションイニシアティブ) 大阪大学会館 講堂 オンライン・対面併用開催（2021）
「自然にも権利はあるかー人と生き物の幸せを考える」
- 8) 大久保規子：オーフスネット勉強会（主催：オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク）
（オンライン開催）(2021) 「世界環境憲章と環境基本法」

【サブテーマ4】

- 1) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究）
ワークショップ(2021年3月22日)オンライン開催(2021)
「世界環境憲章草案と環境法の基本原則ー予防原則、汚染者負担原則及び環境損害について」
増沢 陽子「日本における予防原則について」
ゲスト講演者：Prof. Liz Fisher Faculty of Law University of Oxford
「Imagining Art 6 Precaution」
ゲスト講演者：Prof. Nicolas de Sadeleer Professor at Saint Louis University
「Which Environmental Damage are Falling under the Scope of the Polluter-pays Principle ?」
- 2) (1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究）
ワークショップ（2021年12月20日）オンライン開催(2021)
"Environmental principles in different legal systems: precautionary principle and others" 邦題：「環境法原則の意義と法システム——予防原則を中心に」
ゲスト講演者：Prof. Eloise Scotford University College London
"Environmental Principles as Legal Norms in Different Legal Cultures"
増沢 陽子「日本の環境法プロセスと予防原則」

【サブテーマ5】

- 1) 高村ゆかり：気候ネットワーク主催フォーラム「2050年脱炭素ビジョンを語る」（2019）
「長期戦略と私たちの2050年脱炭素ビジョン」
- 2) 高村ゆかり：大分県エネルギー産業企業会講演会（2019）

- 「パリ協定後の世界—エネルギーの大転換と脱炭素社会に向かうビジネス」
- 3) 高村ゆかり：人事院2019年度初任行政研修（2019）
「パリ協定後の気候変動政策」
 - 4) 高村ゆかり：一般財団法人食品産業センター環境委員会（2019）
「プラスチック問題をめぐる世界と日本の動向」
 - 5) 高村ゆかり：あいち環境塾（2019）
「国際的な環境問題にどう対処するか」
 - 6) 高村ゆかり：日経ESG経営フォーラム 1.5°Cセミナー（2019）
「1.5°Cをめぐって国際社会で何が起きているか」
 - 7) 高村ゆかり：環境ビジネスフォーラム（2019）
「パリ協定後の世界の潮流とビジネス」
 - 8) 高村ゆかり：長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会（2019）
「環境エネルギーをめぐる動向と長野県の環境エネルギー戦略」
 - 9) 高村ゆかり：第2回GEA勉強会（2019）
「気候変動問題とパリ協定—現状と今後の見通し」
 - 10) 高村ゆかり：日本産業機械工業会環境ビジネス委員会（2019）
「パリ協定後の気候変動対策—世界と日本の動向」
 - 11) 高村ゆかり：あいち海上の森フォーラム（2019）
「SDGs、生物多様性と気候変動（温暖化）」
 - 12) 高村ゆかり：第86期 高知市民の大学（2019）
「パリ協定とその後の世界」
 - 13) 高村ゆかり：令和元年度環境保全研修（2019）
「環境問題の動向」
 - 14) 高村ゆかり：気候変動・災害対策Biz 2019（2019）
「パリ協定後のビジネスと最新動向」
 - 15) 高村ゆかり：第8回地球温暖化に関する九州カンファレンス「COP25の交渉結果と我が国の対応を考える」（2020）
「COP25の結果と世界の動き」
 - 16) 高村ゆかり：第18回地球温暖化に関する中部カンファレンス「COP25の交渉結果と我が国の対応」（2020）
「COP25の結果と世界の動き」
 - 17) 高村ゆかり：大阪カーボンカンファレンス2019「COP25の結果：本格始動するパリ協定、市場メカニズムの交渉経緯」（2020）
「COP25の結果と世界の動き」
 - 18) 高村ゆかり：CASA COP25報告会（2020）
「COP25から見える世界の動き—COP25の成果とこれからの課題」
 - 19) 高村ゆかり：気候ネットワーク・COP25マドリード報告会（2020）
「COP25の結果と今後の課題」
 - 20) 高村ゆかり：長野県経営者協会・長野支部「新春例会」（2020）
「パリ協定後の世界の潮流と企業経営」
 - 21) 高村ゆかり：低炭素社会推進会議「パリ協定のゴールに向けた検証」（2020）
「パリ協定の今—世界の潮流と日本の課題」
 - 22) 高村ゆかり：関東農林水産関連企業環境対策協議会（2020）
「プラスチック問題をめぐる世界と日本の政策動向」
 - 23) 高村ゆかり：国立市公民館講演会（2020）
「気候変動問題と脱炭素社会」

- 24) 高村ゆかり：立憲民主党気候危機対策調査会（2020）
「気候危機をめぐる国際動向」
- 25) 高村ゆかり：あいち環境塾オープン講座（2020）
「『プラスチック問題』を考える」
- 26) 高村ゆかり：あいち環境塾（2021）「国際的な環境問題にどう対処するか」
- 27) 高村ゆかり：自治大学校第1部課程（2021）
「グリーン社会の実現と求められる地方自治体の役割」
- 28) 高村ゆかり：朝日地球会議2021（2021）
第1部「生物多様性の視点をどう組み込むか」
第2部「ビジネスでサステイナブルな未来をつくる」
- 29) 高村ゆかり：市町村アカデミー2021年度環境保全の推進（2021）「環境問題の動向」
- 30) 高村ゆかり：朝日地球会議plus「世界はどう動く？COP26グラスゴー気候合意を読む」（2022）
第1部「COP26報告」
第2部「1.5℃目標をめざす企業の取り組みと気候関連情報開示への対応」
<https://ciy.digital.asahi.com/ciy/11007291>

【サブテーマ6】

- 1) 鶴田順：国際法学会主催市民講座「海と国際法」（2019）
「海のプラスチックごみ」

【サブテーマ7】

- 1) 見矢野マリ：オホーツク圏生態系研究会主催・網走市水産振興協議会共催『網走市民講座 豊かなオホーツク圏生態系に生きる—気候変動を知り、その中で共に生きる』（オホーツク・文化交流センター，2021年12月16日）
「オホーツク圏生態系の保全協力と国際法」

(4) マスコミ等への公表・報道等>

【サブテーマ2】

- 1) 大久保規子：読売新聞(2021年11月3日，6頁，「着工前倒し「23年度不透明」沿線住民の反対他地域でも」)
- 2) 大久保規子：山形新聞(2021年10月28日，25頁，「新幹線やダム 大型事業どう対応？ 持続可能性を点検」)
- 3) 大久保規子：岩手日報(2021年6月8日，「新幹線整備に障壁 環境懸念、住民ら反発」)

【サブテーマ5】

- 1) 高村ゆかり：信濃毎日新聞（2019年6月12日、朝刊）
「[特集] 軽井沢でG20 東京大未来ビジョン研究センター・高村ゆかり教授に聞く プラスチック依存、変革を」 ※G20に関する解説
- 2) 高村ゆかり：毎日新聞（2019年8月29日、朝刊）
「G7：環境アピール、首脳宣言外で 『温暖化対策など主導』 対立の中、議長総括」 ※G7に関する評価コメント
- 3) 高村ゆかり：共同通信配信、河北新報など（2019年9月25日）
「77か国、『50年排出ゼロ』」 ※国連気候行動サミットの評価コメント
- 4) 高村ゆかり：NHKニュース7（2019年11月5日）
「温室効果ガス 世界2位 排出国の決断 影響は」 ※米国パリ協定脱退通告についての評価コメント

- 5) 高村ゆかり：金融財政ビジネス（2019年11月28日）
「【論壇・読みある記】壁崩壊30年、ドイツは混迷 11月＝在韓米軍、撤退も」※上記論文の一つ、『世界』2019年12月号（2019）：脱炭素社会に向かう世界、を紹介
- 6) 高村ゆかり：日経ESG（2019年12月号、41-45頁）
「1.5°C、国際社会の動きを知る 日経ESG経営フォーラム分科会報告（2）」
※上記国民との科学・技術対話の報告収録
- 7) 高村ゆかり：NHKニュースおはよう日本（2019年12月2日）
「COP25 どうする温暖化」 ※COP25の解説
- 8) 高村ゆかり：共同通信配信、中日新聞、北海道新聞など掲載（朝刊、2019年12月16日）
「COP25 『脱炭素』に水差す」 ※COP25の評価コメント
- 9) 高村ゆかり：NHK視点・論点（2019年12月24日）
「COP25 どうなる地球温暖化対策」 *COP25の評価 <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/418238.html>
- 10) 高村ゆかり：NHKニュースおはよう日本（2020年1月2日）
「パリ協定 ことしスタート」 ※2020年の気候変動政策の課題解説
- 11) 高村ゆかり：公明新聞（2020年1月4日、4頁）
「（土曜特集）気候変動対策は前進するか／パリ協定本格スタート／東京大学未来ビジョン研究センター 高村ゆかり教授に聞く」 ※2020年の気候変動政策の課題解説
- 12) 高村ゆかり：日刊工業新聞（2020年3月3日、6頁）
「気候変動×レジリエンス」
- 13) 高村ゆかり：日刊工業新聞（2020年4月7日、5頁）
「感染症からいのちと健康を守る」
- 14) 高村ゆかり：朝日新聞（2021年4月22日、東京朝刊、29頁「脱炭素、いまや経営の生命線 シンポ『カーボンニュートラルとビジネス』 朝日地球会議 plus」 ※2021年3月実施の国民対話の収録記事
- 15) 高村ゆかり：朝日新聞（2021年11月9日、東京朝刊、19頁）
「新しい世界に向き合う 朝日地球会議」
※2021年10月実施の国民対話の収録記事
- 16) 高村ゆかり：朝日新聞（2022年3月30日、東京朝刊、31頁）
「1.5度目標へ再エネシフト シンポ『COP26グラスゴー気候合意を読む』」
※2022年3月実施の国民対話の収録記事

【サブテーマ6】

- 1) 鶴田順、ウナギは食べて良いのか、『北海道新聞』、2021年7月22日号

(5) 本研究費の研究成果による受賞

特に記載すべき事項はない

IV. 英文Abstract

Study on the Global Pact for the Environment and Appropriate International and Domestic Norms to Effectively Enhance Environmental Protection

Principal Investigator: Tadashi OTSUKA

Institution: Faculty of Law, Waseda University, 1-6-1 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-8050, JAPAN

Tel: (03) 5286-1803 Fax: unknown E-mail: totsuka@waseda.jp

[Abstract]

Key Words: Global Pact for the Environment, environmental rights, polluter-pays principle, prevention principle, precautionary principle, Vorsorgeprinzip, Principle of common but differentiated responsibilities (CBDR)

In March 2022, the political declaration of the special session of the United Nations Environment Assembly to commemorate the fiftieth anniversary of the establishment of the United Nations Environment Programme (hereinafter, "Political Declaration") was adopted.

In this project, we researched international/domestic environmental law principles from the viewpoint that the international environmental law principles reaffirmed in the political declaration together with the draft of the Global Pact for the Environment will become a driving force to advance the environmental legislation and administration of Japan.

In the polluter-pays principle (PPP), the notions of "pollution" and "polluter" have been expanded since the recommendation of the OECD Council in 1972. The "scope of the burden of polluters" has been expanded to the remedy of environmental damage in the EU in 2004. In Japan, the ex-post removal of pollution was already the object of PPP in 1970. We should provide PPP in law conforming to these developments. Regarding the precautionary principle, it is necessary to clarify its contents and its application methods to respond to the anxiety of its excessive enlargement of administrative discretion. This principle should not be applied when there is no scientific basis for the risk in question. On the other hand, it will justify a strong measure when the situation meets a certain condition.

Recently, obligations have been increasingly important for undertaking environmental impact assessment in international environmental law. Such obligations are to contribute to making the basic rule of prevention in a particular context. However, Japanese legal systems are not well elaborated to ensure compliance with such international obligations.

Environmental rights under international law have evolved in the human rights for such as UN Human Rights Council (UNHRC). While the non-legally binding UNHRC Resolution 48/13 of 2021 recognizes the right to a safe, clean, healthy, and sustainable environment as a human right, there's no consensus among countries that it is an established right under international law. There exists a broad consensus as for procedural environmental rights.

Substantial environmental rights have not been provided in laws in Japan. However, a part of these rights has been admitted through the notion of personal rights in case law. Considering this practice, environmental rights should be provided in law. The procedural environmental rights in Japan do not completely correspond to the international standard.

The way how the principle of CBDR will be adopted under international environmental treaties, etc. should not be the fixed differentiation by dividing the member States at the time of their adoption but the dynamic differentiation in the light of different circumstances of the member States with reference to the Paris Agreement.

Reference: Yann Aguila & Jorge E. Viñuales (eds), A Global Pact for the Environment - Legal Foundations, 2019.